平成30年9月定例会会議録

平成30年豊郷町議会9月定例会は、平成30年9月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	番	中	島	政	幸
2	番	村	岸	善	_
3	番	高	橋		彰
4	番	前	田	広	幸
6	番	北	Ш	和	利
7	番	西	澤	博	_
8	番	鈴	木	勉	市
9	番	西	澤	清	正
1 0	番	佐人	木	康	雄
1 1	番	河	合		勇
1 2	番	今	村	恵美	()

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長	伊	藤	定	勉
教	育			長	堤		清	司	
総	ā	簽	課		長	北	Ш	貢	次
企	画	振	興	課	長	清	水	純-	一郎
税	Ž	答	課		長	西	Щ	逸	範
保	健	福	祉	課	長	岩	﨑	郁	子
医	療	保	険	課	長	西	Щ	喜作	史
住	民	生	活	課	長	長名	川名	勝	就
会	計	읱	†	理	者	馬	場	貞	子
人	権	政	策	課	長	小	Ш	光	治
地	域	整	備	課	長	Щ	田	裕	樹
産	業	振	興	課	長	Щ	田	篤	史

上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏 教 育 次 長 神 辺 功 社 会 教 育 課 長 岡 村 浩 孝 社 会 教 育 課 長 秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 山 口 昌 和

 書
 記
 久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第44号 平成29年度財政健全化判断比率について

議第45号 平成29年度公営企業に係る資金不足比率について

議第46号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第47号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議第48号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議第49号 契約の締結につき議決を求めることについて

≪豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事請負契約について≫

議第50号 民事調停の申立てについて

議第51号 豊郷町総合計画策定条例案

議第52号 豊郷町税条例等の一部を改正する条例案

議第53号 豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

議第54号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案

議第55号 豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案

議第56号 平成30年度豐郷町一般会計補正予算(第2号)

議第57号 平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第58号 平成30年度豐郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第59号 平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第60号 平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2 号)

議第61号 平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について

議第62号 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議第63号 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

議第64号 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第65号 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認 定について

議第66号 平成29年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について

選挙第1号 豊郷町選挙管理委員会委員および同補充員の選挙

一般質問

前田議長 皆さん、おはようございます。9月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、 本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。 お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに 切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言 し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたしま す。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則 の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、北川和利議員、7番、西澤博一議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成30年5月から7月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、 ご了承願います。

日程第3、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。 議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されて います。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

日程第4、諸般の報告として委員会報告を行います。文教民生常任委員会、 総務産業建設常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。

中島文教民生常任委員会委員長、報告願います。

中島文教民生

常任委員長 議長。

前田議長 中島さん。

中島文教民生

常任委員長 皆さん、おはようございます。文教民生常任委員会研修報告をいたします。

去る6月27日、28日に実施しました長野県宮田村・岐阜県坂祝町・富加町における2常任委員会合同視察研修を行いました。このうち、27日に研修

を行いました宮田村について報告をいたします。

宮田村は長野県上伊那郡のほぼ中央に位置し、人口約9,100人、東西11 キロメートル、南北3.8キロメートル。大田切川左岸の扇状地である平地と、 木曽山脈の中央アルプス駒ケ岳に至るまでの深い山地からなり、今か ら6,500年前の縄文時代前期の大集落跡が発見され、江戸時代には伊那街道 の宿場が置かれるなど交通の要所として栄えてきた町です。ここでは「子育て 支援政策・地産池消」について研修を行いました。

宮田村では、小・中学校の給食の食材の約半分を村の農家の方々に供給していただいているということと、「宮田方式」と呼ばれるユニークな農地利用をしているということで、その取り組みについて調査してきました。

まず、子育て支援政策では、子育て日本一の村を目指し充実した支援策を考え、施設面ではゼロ歳から18歳までの子供と保護者が利用できる「子育て支援センターうめっこらんど」や、全国でも珍しいゼロ歳児からの未満児専用保育園「こうめ保育園」など、保育園の待機児童はゼロ!病後時保育も行っています。

平成27年4月から、妊娠期から出産後の母親のいる世帯にヘルパー等を派遣し、精神的及び肉体的負担の軽減、母子の健康保持増進を目的としてママサポート事業がスタートし、利用者の満足の声も高まっています。将来を担う子供達や、子供を育てる家族全体の支援が本町でも必要と感じました。

地産池消では、宮田方式といい、農地利用委員会と稲作を担う耕作組合の二つの組織、そして農家・村・農協が一体となり、地域農業の振興や支援を行なっている総称で、宮田村学校給食を育てる会が中心となり食材の確保に努めています。

学校給食への地元食材の積極的導入は、食育の推進、栄養のバランス、生産者の顔が見える給食、また、広報紙へメニューを掲載することにより、子供達が何を食べたいのか反応を見て参考にし、平成16年当初は供給率10%であったものが、今では約60%まで向上し、そのほか、生産者の皆さんと子供たちの交流給食もあり、また、地元の食材は、市販のものほど形などが整っておらず、調理上の不便は多いようですが、調理師さんや栄養士さんに取り組みの趣旨を説明し、協力体制で活動しておられます。

こうした取り組みで、子供たちの給食の野菜の残量は減少し、地元の野菜を利用した郷土料理について学ぶようになり、また、子供たちとの交流によって 生産者の生産意欲も向上したということでした。本町においても自校方式、センター方式と違いがあるが、子供たちの食育を推進する中で地元との協力体制 が必要と感じました。

次に、28日に研修を行いました富加町について報告をいたします。

岐阜県の中南部、関市と美濃加茂市の間に位置する富加町。東西に 5.4 キロ、南北に 4.4 キロ、人口 5,700人あまりの小さな町です。また、町内では100棟もの竪穴式住居、51基もの古墳、今から1,300年前の日本最古の戸籍が奈良の正倉院にひっそりと残されていた半布里戸籍など、歴史優美で、名古屋や岐阜市街地にアクセスしやすく、日本最古の戸籍ゆかりの町です。

富加町では健康チャレンジ事業、子育て世帯移住定住促進、SNSを活用した町情報の発信の3項目の研修を行いました。健康チャレンジ事業では町や各種団体が町民の健康保持を目的とし、スポーツ教室や特定検診・健康講座・健康料理教室・各種スポーツ団体・PTA・保護者会・シニアクラブ等を対象に、ポイントカードを用い、多くの町民の方の参加を募集されていました。

子育て世帯移住定住促進では、平成26年に制定をされた「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「清流の国ぎふ総合戦略」を踏まえながら富加町総合戦略の一環とし、移住定住の重点施策としてジャストミカライフ応援サイトを構築され、また、町所有地を分譲し一戸建てを建てられた方には助成金を出すなど、若い世代の移住定住の環境づくりを積極的に行なっておられました。

SNSを活用した町情報の発信では、ジャストミカライフをキーワードに、 シティプロモーション事業の一環として知名度向上やイメージアップを目的と して取り組んでおられました。

平成28年度に町長自ら提案された情報発信は、若手職員が中心となり運用 方法・運用規則を検討し、「やらない理由はない」とし、年度内にフェイスブックやインスタグラムを運用開始、苦情や炎上することなく順調に読者が増え、 町の情報発信をされていました。富加町ではジャストミカライフをコンセプト に、人を呼び込む住みよい町づくりに取り組んでおられるのが印象的でした。 本町においてもいろんな角度からチャレンジし、よりよい町づくりにつなげて いかなければならないと感じました。

以上、報告を終わります。

前田議長 ご苦労さまでした。

続きまして、西澤総務産業建設常任委員会委員長、報告願います。

西澤清正総務産業

建設常任委員長議長。

前田議長 西澤さん。

西澤清正総務産業

建盟常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会の研修報告をいたします。

去る6月27日、28日の両日にわたって、長野県宮田村、岐阜県坂祝町、 富加町におきまして総務産業建設・文教民生常任委員会の合同視察研修を行い ました。総務産業建設常任委員会として、長野県宮田村、岐阜県坂祝町、富加 町での研修報告を行います。

27日に研修を行った長野県宮田村は、面積約54.50平方キロメートル、 人口は9,048人で、上伊那郡の中央部に位置し、大田切川左岸の扇状地帯で ある平野部から中央アルプス駒ヶ岳にいたるまでの深い山地からなり、全体の 約70%が山林です。2017年、住みたい村ランキング全国1位の宮田村は、 子育て支援日本一を目指して村づくりを推進しておられます。今回、移住定住、 企業誘致についての研修を行いました。

まず、移住者の支援のための情報発信、相談事業としてのサイトやパンフレットに加え、高速バス背面への広告掲載、東京メトロ地下鉄銀座駅へのデジタルサイネージ等の幅広い方への情報発信が行われ、相談会の実施や移住定住に関連した体験イベントや、就活バスツアー等を開催されております。また、空き家を活用した移住体験住宅「ベースみやだ」の運用をされ、平成28年には31件、202日間の利用、平成29年には59件、252日間の利用があり、移住に興味のある方々の移住相談、住宅探し、仕事探しに活用されていました。移住実績においては20代、30代の移住が多くあることから、移住定住から子育てまでの支援が重点的に行われ、成果につながっていることがわかりました。

次に、28日に研修を行った岐阜県坂祝町は、面積が約13平方キロメートル、人口は8,188人で、平成30年度に町制50周年を迎えられ、町はもちろんのこと町議会を上げて50周年を盛り上げておられました。

坂祝町では、議会運営におけるICTについて研修を行いました。平成25年度からタブレット端末の導入をされ、休日議会や一般質問の夜間開催等、さまざまな議会改革に取り組まれ、議会改革についての議員研修の訪問数は本町議会で23件目となる等、全国的にも模範となる取り組みについて研修しました。研修の進行、説明等も議員同士で役割分担をされて説明をいただき、実際にタブレットを使っての研修もさせていただきました。

次に、富加町は面積が約16.8平方キロメートル、人口は5,742人で、 総面積の約半分が山林で、「ジャストミカライフ」をキーワードに定住に特化 したシティプロモーションが実施されています。 富加町では「子育て世帯の移住定住促進」、「SNSを活用した町情報の発信」について研修を行いました。子育て世帯の移住定住促進では、平成27年10月には「誰もが住んでみたいまち」を目指し、富加町総合戦略が制定され、その中で移住定住の促進を重点施策とし、定住促進に特化したホームページを構築され、移住定住促進サイト、ジャストミカライフを導入されました。また、町有地の有効利用と定住促進を目的として、1年以内に新築住宅の着工ができることを条件として、住宅地の分譲が行われています。

SNSを活用した町情報の発信については、シティプロモーション事業の補助としてSNSを用いた情報発信を行い、富加町の知名度向上等を目的とされ、活用されています。若手職員を中心としたプロジェクトチームを平成28年に結成され、運用方法、規則等を検討され、同年度からフェイスブックの運用を開始されました。記事作成を全職員が担当し、毎週2回の更新をされており、SNS活用のデメリットはないと考えているとのことでした。

長野県宮田村、岐阜県坂祝町、富加町それぞれが町村の現状を踏まえて取り 組みを行っておられました。今回、研修させていただいたことを今後の活動に 生かしていきたいと思います。

以上、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

前田議長 ご苦労さまでした。

続きまして、村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議会広報

常任委員長 それでは、議会広報常任委員会報告を行います。

去る平成30年7月10日、11日の両日、広報委員全員参加で研修会に参加しました。

まず、7月10日には全国町村議員会館におきまして、平成30年度町村議会広報クリニック研修会に参加し、その研修の中で、議会広報紙の評価ポイントとして、1、議会機能(監視、政策立案)の発揮と広報の連携、2、定例会の争点、重要議案の審議プロセスがわかる、3、精力的な議会活動(調査、研究、政策審議等)が伝わる、4つ目、進んで手にとり、読みたくなる(表紙+特集等)、5つ目、多様な住民参加を実践する広報、6つ目、子育て世代、若年世代も関心を持つ紙面づくり等について研修を受け、その後、議会だより73号のクリニックを受けました。

また、7月11日には、衆議院議員会館におきまして、広報戦略で、京王電鉄様より京王沿線生活マガジン「あいぼりー」について説明を受け、毎月発行で発行3カ月前から取りかかるということでした。ターゲット目線を失わないよう心がけているとのことでした。

次に、防衛省から広報紙「MAMOR」を広報課より説明を受けました。防衛省は編集に協力し、民間の出版会社が編集、発行、販売を行っている。特に表紙には気をつけている等、いろいろと研修を受けました。これからの編集に生かしていきたいと思います。

また、議会だより74号の発行については、6月7日、7月3日、13日、24日、8月1日の計5回、編集委員会を開催しました。特にクリニックで教わったことに心がけて紙面づくりに取り組みました。

今回は、滋賀県総合体育大会水泳競技の100メートル背泳ぎ、200メートル背泳ぎの2種目で、春・夏と連覇されました豊日中学校3年生の木村颯さんにインタビューをさせていただきました。大変ご協力ありがとうございました。今後の活躍をご期待しております。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

前田議長 ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5、議第44号平成29年度財産健全化判断比率について及び日程第6、議第45号平成29年度公営企業会計にかかる資金不足比率についてを一括して町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上 げます。

本日、平成30年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても厚く御礼申し上げます。また、このたびの台風21号における災害確認、復旧作業のため延会をしていただき厚く御礼申し上げます。おかげさまをもちまして、復旧作業も順調に進んでいるところでございます。

さて、今期定例会には、平成29年度豊郷町一般会計及び各特別会計等の歳 入歳出決算認定案件6件、平成30年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特 別会計補正予算案件 5 件、その他議案 1 2 件の計 2 3 件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第44号平成29年度財政健全化判断比率について及び議第45号平成29年度公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体への財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

議第44号財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、平成29年度決算は実質赤字額が生じないため数値があらわれていません。

連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と、公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。平成29年度決算は、赤字額及び資金不足が生じないため数値があらわれていません。

実質公債費比率については平成17年度決算から公表しており、27年度は1.6%、28年度は1.0%、29年度は0.6%であります。この比率は単年度だけではなく、平成27年度から平成29年度までの3カ年平均の数値であります。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額、算入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値があらわれていません。

次に、議第45号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するのかを示すもので、 資金不足額を事業規模で除したものでああります。水道事業及び下水道事業会 計については資金不足が生じないため、数値があらわれていません。

以上、報告いたします。

前田議長 これで、報告は終わりました。

日程第7、議第46号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第46号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを ご説明申し上げます。

本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております久木憲治氏の任期が本年9月30日をもって満了となります。久木氏につきましては平成19年6月に前任者の残任期間として就任していただき、現在、3期11年を真摯に取り組んでいただきました。この間、平成21年10月1日から28年9月末まで教育委員長として、また、平成28年10月からは教育長職務代理者としてもご尽力いただいており、人望も厚く、豊郷町教育委員として適任者と考えますことから、引き続き教育委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき議会の同意を求めるものであります。なお、同法第5条第1項により、委員の任期は平成30年10月1日からの4年間であります。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第46号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めること についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

日程第8、議第47号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び日程第9、議第48号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第47号と議第48号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について、一括してご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております安田誠兵衛氏の任期が今年の12月31日をもって任期満了となりますが、安田さんは今期で退任さ

れることになりましたので、その後任として、地区区長などを務められ、地域活動へも積極的に参加されております浅居伊三雄氏、豊郷町大字日栄1405番地26、昭和29年7月18日生まれをご推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

また、現在人権擁護委員としてご活躍いただいております浅居絹代氏の任期が今年の12月31日をもって任期満了となります。そこで、引き続き浅居絹代氏、豊郷町大字安食南739番地4、昭和29年8月1日生まれを人権擁護委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。それぞれの任期は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより、質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。 これより、議第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第47号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

前田議長 起立多数であります。よって、本案は原案どおり推薦案に同意されました。 これより、議第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第48号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり推薦案に同意されました。

日程第10、議第49号契約の締結につき議決を求めることについてを議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第49号契約の締結につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成30年度工事第4号、豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事の入札を、平成30年8月21日に条件付一般競争入札により執行いたしましたところ、所在地、滋賀県愛知郡愛荘町愛知川796番地7、名称、株式会社安田組、代表取締役、安田勉氏が4,340万円で落札しましたので、請約契約金額4,687万2,000円で仮契約を結んだところであります。

この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長、12番。

前田議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第49号契約の締結につき議決を求めることについて質疑を行います。4点質疑を行います。

1点目は、今回のこの入札、日栄小の駐車場拡幅工事の入札ですが、この工 事積算をした設計業者はどこが行ったのか答えてください。

2点目、今回の最低制限価格は幾らだったのか。これまで変動型最低制限価格という形で町は実施をしておりますが、今回の最低制限価格はどのような形で決めて、金額は幾らか、これが2点目。

3点目、今回も条件付一般競争入札という条件で、つけて行っておりますが、 前回の豊栄のさとのときの条件と同じ条件でしょうか。指定業者の、応札業者 の名前を見ていると前回と同じような人も応札されておりますので、条件は同 じだったのか、今回はまた変えたのか、ちょっと説明をお願いいたします。

4点目は、今、町長から説明がありましたが、株式会社安田組が落札をされて、仮契約ということになっているという話ですが、この落札額は、今回は61.33%です。前回のときも、前回、豊栄のさとの駐車場、条件付一般競争入札におきましても、この安田組はこの入札に参加されておりまして、そのときの、豊栄のさとの駐車場の場合の予定価格に対して、安田組は88.3%で応札をしておりますが、今回は、落札率は61.33%、前回、豊栄のさとで落札した丸橋建設よりもさらに低く、3ポイント低い、こういった低落札が実施をされておりますが、前回の豊栄のさとでは、ああいう工事が途中でストップする、いろいろなことがあって変更契約に至った経緯がありますので、この低

落札で、安田組が前回の条件付一般競争入札と違って、どのような企業努力をして、それで適正な工事ができるという、積算のときの、町に出して、入札のときに、その見積書を出しますよね、それを見て、町がこれで適正な工事ができると判断されたと思いますが、安田組の企業努力と、町がまたそれを見て判断した根拠、それを説明していただきたいと思います。

教育次長 議長。

教育次長

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 皆さん、おはようございます。それでは、今村議員のご質疑にお答えさせて いただきます。

まず最初に設計業者がどこであったかということですが、これは新洲さんというというところで設計をしていただきました。

次に、最低制限価格が幾らであったかというお尋ねであったと思います。これは入札された結果の変動型を採用されていますので、その結果、今回の最低金額は4,036万5,000円でした。最低制限価格4,036万5,000円です。

3番目に、前回の豊栄のさとの工事と条件が同様であったのかということですが、これについては同様であったと考えております。内容につきましては、町内業者については審査評定値が700点以上、町外業者が総合評定値が800点以上ということで、過去10年間の官公庁の5,000万円以上の工事を実施したとか、そういうことを挙げさせていただいておりますので、これは前回と同様であったかなと思っています。

それと4点目の、豊栄のさとが61.33%で、今回64%というようなことから……。

今村議員 違う。豊栄のさとは64.76%。

ごめんなさい。豊栄のさとは64.76%、今回が61.33%ということで、企業努力等、どういうふうにされたのかという内容ですけれども、私どもの方では、入札の後にしかそこは見ておりませんけれども、入札された結果で、この金額で大丈夫かというようなことが、契約して工事を実施された後、何か問題があっては困りますので、確認をさせていただきました。そういうヒアリングをさせていただいた中で、安田組さんについては、今回は全て自前でできる内容で、自分のところが得意とするような工事内容であったということです。一言でいえば。といいますのは、安田組さんにつきましては自分の方の山を持っておられて、土も販売されている業者ですし、生コンもされていまして、近江八幡から90分以内の距離で工事ができるところと、砂利のプラントも持っ

ておられますし、重機等は自前で全部持っておられるということから、何よりも土の販売をするところの部分が大きかったのかなと、それで前回の、今、今村議員さんもおっしゃいました豊栄のさとの工事のところを1つの目安としながら、企業努力をしていただいた中で出していただいた数字かなというふうに捉えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員

今の答弁でちょっと、私が指摘したのは、安田組は同じ駐車場の拡幅工事で、前回においては予定価格に対して、そのときは88.3%、ほぼ90%に近い、高い落札率で応札をされているんです。今、次長がおっしゃったように、自前でいろんな山を持っていて、原材料が調達しやすい、経費が安い、いろいろなつながりを生かせるというのであれば、普通、どこの業者でも、やっぱり仕事をとりたいから入札に参加されるわけじゃないですか。だから、そういう業者が前回においてそれだけ好条件の会社の事情があるにもかかわらず、88%で見積もりを出して入札に参加するという業者が、今回打って変わって、前回の落札よりも低い61%、前回は64%の丸橋建設でしたよね。でも、それより低く落札ができるとなると、普通に、一般的に考えると粗悪な工事しはるのかなと心配、普通はしますよね。それだけの落差があるんですもん、金額的に。

だから、そういう心配は、担当課としては業者の聞き取りの中で絶対にそういうことはありませんと確信されたというのは、具体的には、前回の入札の見積書と比べて、どの点で企業努力がはっきり出てましたというのを、後で確認されてるはずやから。じゃないと、また不祥事的な工事をされたら一番損害を被るのは町民全体ですやん、だから、そのことをどこで判断されたのかというのを今回聞きたいんです。その点を、先ほどの説明ではすごく抽象的だったので、応札した後は、全部業者の応札した見積調書は全部町が持っているわけじゃないですか。そこの中で、前回応札したときと比較して、どの点でこういう企業努力をしたとか、それで、説明を聞いても納得がいったとか、その辺の具体的な話を私は聞かしていただく方が、町民としてはちゃんとした工事をしてくれるのかなというふうに思えると思うので、その点を再度、説明をお願いいたします。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。今ほど言っていただきまし

た落札率について、落札率というか、そのときに出されたパーセントの違いですけれども、これにつきましては、それぞれの企業の、そのときの状況に応じて、このぐらいのこの金額なら今うちは取りにいけるとか、そういうことの、それぞれの企業の事情等もあるかと思いますので、いつでも何でも発注があれば必ず取るというよりも、この金額でなら、今ならいけるというような形の判断があるのかなと思います。

ですから、前回とパーセントが違うから粗雑な工事をされるというふうには 思っておりませんし、こちらも設計監理の方で業者さんにも入っていただいて 工事を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

今村議員

前田議長 今村さん。

課長の今のは希望的なご意見ですよね、はっきり言いまして。私が指摘した いのは、今、業者もなかなか仕事がとれないという中で、公共工事の入札にお いても低落札、そういうのが続いてきていますけれども、実際、やっぱり町民 としては、せっかく町民の税金でそういう公共施設の工事をしていただくんで すから、やっぱり、いい工事を最低の価格でしていただけたらいいんやけど、 低けりゃいい工事かといわれると、そういうところはわからないじゃないです か、専門家じゃないから。だから私は、低落札が決していいとは思わないんで す。だから、そういう面では、こういう低落札で仕事をしてもらうに当たって は、後で施工監理もしていきますとおっしゃるけど、うちの町の職員はみんな 行政職員だから、専門職員じゃないんです、技術系はいないんです。だから、 そういう点ではうちの入札制度には非常に問題がありますが、税金を使ってや る公共工事なので、その辺はシビアに、業者に対してもそういう対応をしてい ただきたいということで言っているんですが、こういった、今、工事担当課か ら説明を、答弁ありましたが、低落札という問題はこれから出てくる可能性が あるんですが、そういうのは、低落札の場合にはやはり調査をきっちりしなき やいけないと思うんですが、そのことについて入札審査会とか、担当する中で は、そういう、町全体の公共工事の発注に対してどういう見解を持っているの か、その点についても最後にお聞きいたします。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えをします。

議員のおっしゃった最低の調査制度ですけれども、過去の議会でもお答えを

させていただいているとおり、今、国の方でも県の方でも公契約の調査研究を されておられますので、それの動向を注視しつつ、豊郷町でも導入の可否につ いて検討していきたいと思っております。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第49号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11、議第50号民事調停の申立てについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第50号民事調停の申立てについてご説明申し上げます。

平成25年に施工した改良住宅屋根防水工事について、相手方が設計監理及び工事を担当したが、その設計及び工事に瑕疵があり漏水が発生したため、その漏水により町がこうむった相当額の損害金を相手方に請求するものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第50号民事調停の申立てについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12、議第51号豊郷町総合計画策定条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第51号豊郷町総合計画策定条例案についてご説明申し上げます。

平成23年の地方自治法の改正に伴い、第2条第4項の、市町村はその事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるとした義務づけは廃止されました。しかし、総合計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくても策定すべきと考え、総合開発審議会に諮問し、策定業務を開始しているところであります。今回の条例の制定につきましては、まちづくりのビジョンである基本構想を町全体の総意として、総合的かつ計画的に行政運営を図るため、町民の代表である町議会の議決を得ることは必要かつ重要なことであると考え、策定根拠を明記し、第7条に議会の議決を得ることとすることを定めたものであります。また、あわせまして、本条例案には豊郷町総合開発審議会を含んだ内容となっておりますので、現行の審議会条例を廃止するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 議第51号について2点お聞きしたいと思います。

まず、審議会なんですけども、第5条の2「審議会は委員15人以内で組織する」と書いておりますけども、どういう関係の方を15人考えておられるのか答弁を願いたいと思います。そして附則のところなんですけども、附則の3ですけども、「この条例の施行の際に、現に豊郷町総合開発審議会条例の規定に基づく」と書いてあります。その任期の満了に限り、第5条に規定する審議委員としますという部分についてご説明をお願いしたいと思います。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目の、第5条第2項の、審議会15人以内ということですけれども、 これに合わせましては、審議会につきましては、これに基づく委任先の要綱、 審議会要綱を制定する予定としておりまして、その中で委員につきましては現 行の審議会設置条例の委員の項目で、学識経験者とその他町長が適当と認める 者というのが現行でありますので、それを踏襲した形で策定をしたいと考えて おります。

次に2点目の、附則第3項の説明ですけれども、実際、今現在、現行の条例に基づいて各委員をお願いしておるところなんですけども、それの任期が2年となっておりまして、今、条例を定めた状態で新たに任命し直すと、今から2年というふうになってしまいますので、今実際に委員をしていただいている方は、最初に委嘱をさせていただいたのから引き続いて2年になるようにということで、これに経過措置を持っているというようなことになります。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 今、企画振興課長の答弁の中で、任期が2年ということになっている。もし、その中で例えば、1つ、これはたとえの例ですけども、どこどこの会社とかが、どこどこの区長さんとかが任命されたと、区長は1年1年かわっていかはるのですけども、仮に変わらない場合は、そのまま、仮に区長さんを、やめられたときも、その審議会には入っていただくということで、そのような理解でよろしいんでしょうか。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員の再質疑にお答えをいたします。

再任というか、役職を交代された場合ということをお聞きいただいていると思うんですけれども、それは今、最初に委嘱させていただいた方と、所属されている団体の考え方にもよると思うんですけども、そのまま引き続いて任期終わりまでいくと言うていただければそのままいっていただいても結構ですし、例えば団体としては、新しい方に変えたいということで辞任の届け等が出ましたら、また、それは新しい方で任命するということで、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第51号豊郷町総合計画策定条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありません

か。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第51号を総務産業建設常任委員会に付託 することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第13、議第52号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第52号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、豊郷町税条例等の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものでございます。第1条関係の改正内容といたしましては、本則第24条2項及び第36条の2については法律改正に伴い町民税の非課税の範囲及び申告についての所要の改正でございます。

次に、第92条から第98条までの改正については、たばこ税に関する改正 で、町たばこ税の税率の引き上げにかかる実施時期及び税率にかかる改正と、 加熱式たばこを紙巻きたばことみなして課税するための規定の整備等に関し改 正するものでございます。

次に、附則第10条の2については、地方税法の改正にあわせて改正するもので、わが町特例の割合を定める規定として、今回の改正では水質汚濁防止法の特定施設にかかる汚水または廃液を処理するための施設について、一部の処理装置において課税標準の特例を行うものでございます。また、電気事業者による再生可能エネルギー事業の調達に関する特別措置法に規定する一定の水力、地熱等の発電設備にかかる固定資産税の課税標準の特例措置について見直しを行った上、その適用期間を2年延長する改正でございます。また、革新的事業活動による生産性向上特別措置法が制定されることから、市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等の導入計画に記載された一定の機械、装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものにかかる固定資産税について、課税標準を最初の3年間、取得価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を新設するものでございます。

次に、附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例に、租税特別措置法 の改正による条ずれによるものでございます。

次に、第2条関係の改正内容といたしましては、平成27年、改正条例附則第5条について、町たばこ税に関する経過措置の改正については、法律改正にあわせて改正するもので、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこにかかる税率の経過措置について、平成30年4月1日から、平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 議第52号、豊郷町税条例等の一部を改正する条例案で、今、町長から説明をお聞きいたしましたが、たばこ税の税率が現行の1,000本につき5,262円から、1,000本につき5,692円に税率引き上げが、この条例改正に上がっておりますが、このたばこ税で、豊郷町のたばこ税収入はどのくらい増収になるんでしょうか。例年、決算書出てきますけど、目安として税務課長はどのくらいの増収になると考えているのか説明してください。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 おはようございます。今村議員の質疑にお答えいたします。

条例改正の95条、たばこ税の税率ということで、今回430円、1,000本当たり上がるということの改正になっております。10月1日から通常の煙草1箱につきまして約30円から40円引き上げということになっております。あと、税収の増税の見込みに関しましては、今、若干、たばこ税、一旦落ちて上がった状態でございます。金額に関しましては年度によって差異がありますので、幾らということは見込んではおりません。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第52号豊郷町税条例等の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異

議ありませんか。

議員なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第52号を総務産業建設常任委員会に付託 することに決しました。ご審議のほど、よろしくいたします。

日程第14、議第53号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第53号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申 し上げます。

公営住宅法の一部改正に伴い、同法施行規則と同法施行令が改正されたことから、豊郷町営住宅管理条例第12条、第14条、第38条、第39条に引用している条項ずれが生じたため、今回、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第53号豊郷町営住宅管理条例の一部を 改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第53号を総務産業建設常任委員会に付託 することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

> 日程第15、議第54号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第54号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第56号)が公布され、これに伴い介護保険法施行令第38条第4項が削られ、新たに同施行

令第22条の2第2項が新設されました。これを受け、豊郷町介護保険条例の引用既定の条項ずれが生じたため所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 町長の説明は施行令の改正に伴うものだという説明を聞いたんですが、この 改定された保険料率の第4条6号について、なかなか難しい内容なので意味が ちょっとわかりにくいんですが、具体的に条項ずれはあったにしても、どうい う内容なのかをちょっと説明をしていただけますか。お願いいたします。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 改めまして、皆さんおはようございます。それでは今村議員のご質疑にお答 えいたします。

> 改正後の介護保険条例第4条第6号アの規定につきましては、介護保険料を 算定する際に、租税特別措置法の規定を引用するものでございます。これにつ きましては、介護保険料を算定する際の所得の合計に、長期譲渡所得または短 期譲渡所得にかかる特別控除が設定されておりまして、例えば土地を売却した 際に5,000万円の控除があった場合は、その所得に関しては介護保険料に算 定を含めないという条項になっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第54号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第54号を文教民生常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

> 日程第16、議第55号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第55号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。介護保険法及び介護保険法施 行規則の改正に伴い、包括的支援事業の基準及び主任介護支援専門員にかかる 規定が改正されました。これを受け、豊郷町包括的支援事業の実施に関する基 準を定める条例の引用規定の条項ずれ等が生じたため、所要の改正を行うもの であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 議第55号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案につきまして、この地域包括支援センターに置くべき職員、そ の中で主任介護支援専門員というのは、町の包括支援センターに職員がいらっ しゃいますが、その中ではこれに該当する人というのは何人いるんでしょう か。1人なのか、2人なのか、今の豊郷町の現状を教えていただけますか。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは今村議員のご質疑にお答えいたします。

主任介護支援専門員の人数につきましては1名、正規職員の方を配置しております。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第55号豊郷町包括的支援事業の実施に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を、文教民生常任委員会に付 託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第55号を文教民生常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時23分 再開)

前田議長 日程第18、議第56号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第22、議第60号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第56号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)及び議第57号 平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)から、議 第60号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) までの各会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第56号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,366万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を41億4,001万8,000円とするものでございます。歳入では、地方特例交付金93万8,000円、地方交付税3,535万2,000円、分担金及び負担金209万3,000円、県支出金9万1,000円、寄附金9,000円、繰入金6,510万6,000円、繰越金8,930万2,000円、諸収入80万4,000円、町債766万5,000円を追加し、国庫支出金1,769万7,000円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費7,087万7,000円、民生費1,095万円、衛生費252万1,000円、農林水産業費31万1,000円、商工費3万2,000円、土木費4,808万9,000円、消防費712万7,000円、教育費4,375万6,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では9ページ、款8地方特例交付金93万8,000円の増額及び款9地方交付税、普通交付税3,535万2,000円の増額については、7月24日付の平成30年度分の交付金及び普通交付税の額の決定についての県通知に基づき増額を行うものであります。

次に10ページ、款13国庫支出金、土木費国庫補助金2,082万2,000 円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。11ページ、款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして3,374万円の増額を行うものであります。また、12ページ、豊栄のさと管理基金繰入金3,230万4,000円は、事

業費の財源として繰り入れを行うものであります。同じく12ページ、款18繰越金、項1繰越金8,930万2,000円の増額につきましては、平成29年度からの繰越金を1億2,930万2,000円とするものであります。

次に、歳出では14ページ、款2総務費項1総務管理費目12財政調整基金費、節25積立金は平成29年度一般会計繰越金1億2,930万2,000円の2分の1相当額、6,465万1,000円を財政調整基金に積み立てを行うものであります。17ページ、款8土木費項2道路橋梁費、目2道路橋梁費の節15工事請負費2,941万2,000円は、字要望道路整備事業費及び町道路整備事業費交通安全施設整備事業を計上したところでございます。

18ページ、款8土木費項4住宅費目1公営住宅管理費節15工事請負費767万4,000円は、宮ノ西、大溝、佃団地の電気ブレーカー造設工事を計上しました。同じく18ページ、款9消防費項1消防費目2非常備消防費、節18備品購入費712万7,000円は、小型ポンプ軽自動車ならびにトランシーバー備品を購入、計上しました。

19ページ、款10教育費項5社会教育費目8豊栄のさと施設費の節15工事請負費3,780万8,000円は、豊栄のさと駐車場第2期工事費を計上したところであります。

次に、議第57号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,658万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億8,400万7,000円とするものでございます。歳入では繰入金838万2,000円、繰越金1,820万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出では基金積立金910万3,000円、諸支出金1,748 万3,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款5繰入金項2 基金繰入金838万2,000円の増額につきましては、療養給付費等負担金等 の返還金への充当によるものであります。また、款6繰越金項1繰越 金1,820万4,000円の増額につきましては、平成29年度からの繰り越 しによるものであります。

次に、歳出は7ページ、款6基金積立金項1基金積立金910万3,000円の増額につきましては、平成29年度繰越金からの積み立てでございます。また、款7諸支出金項1償還金及び還付加算金1,748万3,000円の増額につきましては、平成29年度実績額の確定に伴います国庫支出金等にかかる返

還金によるものであります。

次に、議第58号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ623万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億2,532万8,000円とするものであります。歳入の内訳では基金繰入金を623万5,000円増額し、歳出の内訳は総務管理費566万5,000円、公共下水道事業費57万円を増額するものであります。

次に、議第59号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億7,642万4,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金32万8,000円、支払基金交付金129万5,000円、県支出金16万6,000円、繰入金96万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出では地域支援事業費2万4,000円、基金積立金178 万9,000円、諸支出金93万8,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款4支払基金交付金項1支払基金交付金129万5,000円の増額につきましては、平成29年度実績額の確定に伴います追加交付によるものであります。また、6ページ、款7繰入金項2基金繰入金93万8,000円の増額につきましては、第1号被保険者保険料還付金等への充当によるものであります。

次に、歳出では7ページ、款4基金積立金項1基金積立費178万9,000 円の増額につきましては、平成29年度国庫支出金等の追加交付金の積み立て によるものでございます。また、款5諸支出金項1償還金及び還付加算金93 万8,000円の増額につきましては、過年度第1号被保険者保険料還付金の増 及び平成29年度の実績額の確定に伴います国庫・県補助金返還金によるもの でございます。

次に、議第60号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6,610万4,000円とするものでございます。歳入では諸収入8万6,000円を追加するものであり、歳出では諸支出金8万6,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款6諸収入項2 償還金及び還付加算金8万6,000円の増額につきましては、保険料にかかる 還付金によるものです。次に歳出では、6ページ款3諸支出金項1償還金及び 還付加算金8万6,000円の増額につきましては保険料にかかる還付金によるものです。

以上、議第56号から議第60号まで一括して説明を申し上げましたので、 ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。 質疑はありませんか。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第56号平成30年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

まず、12ページの一番下の款 19 諸収入項 5 雑入の中で、8 4 雑入の消防 団員安全装備品整備等助成金 32 万 4 ,000 円、それから 8 万 8 万 とで、その下で 48 万 とありますが、これはどういう中身なのか説明してください。

続いて13ページの款20町債の中で、消防債ということで、消防車購入事業というので680万町債を上げることになっておりますが、この消防車というのはどういう内容なのか、今回これを購入したいというのはどういう目的で、どういうふうに使用するのか説明してください。

続いて14ページです。款2総務費の中で、目6企画費の節15工事請負費で147万7,000円、防犯カメラ設置工事費ということで工事請負費が上がっておりますが、これはどこに何基、どういうのをつけるのか説明してください。また、その下の交通対策費の中でも、節19負補交で90万、防犯灯設置事業費補助金ということで上がっておりますが、これも設置場所と何カ所、どういうのを、中身を説明してください。

次、15ページの款3民生費、項1社会福祉費の中で、目5人権対策費の中で委託料、節13委託料68万6,000円、樹木伐採委託料、これはどういう 伐採なのか説明してください。

そして、目7の三ツ池老人憩の家管理費の中で、節11需用費で修繕料3万8,000円、この内訳を説明してください。そして目8、大町老人憩の家管理費の中で、同じく委託料で5万3,000円、清掃作業委託料ということで上がっておりますが、これも内容を説明してください。

そして、目 1 1 隣保館施設費の中で節 7 賃金、臨時職員賃金として 8 1 万 6 , 0 0 0 円、これはどういう人数、またはどういう職種で臨時職員を雇い上げするのか説明してください。

そして、目12の障害福祉費の中で、16ページの冒頭の方にありますが、 節19負補交で81万6,000円、障害者(児)インフルエンザ助成金という のが上がっておりますが、これの対象、内容、金額、説明してください。そし て次は、項2の児童福祉費の中で、目3愛里保育園施設費の中で節15工事請 負費で259万9,000円、維持補修費ということで上がっております。これ は具体的にどういう工事請負を、工事を予定されているのか説明してください。 その下の児童館についても10万2,000円の修繕料が上がっております。こ れもどういう内訳なのか説明をお願いいたします。

そして款4衛生費、項1保健衛生費の中で、目3環境衛生費の中で工事請負費が127万3,000円。墓地水路改修工事または墓地道路整備工事ということで、2つ上がっておりますが、これについても場所と内容、どういう工事なのか説明をお願いいたします。

款6農林水産業費の項1農業費目2の農業総務費の中で、節19負補交で強い農業づくり事業支援負担金と書いてありますが、この15万8,000円、これは一体どういう負担金なのか、中身の説明をお願いいたします。

そして17ページは、項2の道路橋梁費目1道路維持費の中で、節19負補交で県道改築事業負担金262万5,000円、これの場所とどういう中身か説明してください。それから下の方で、項4の住宅費、目1公営住宅管理費の中で、節13委託料で38万9,000円、設計監理委託料で、ページが変わって18ページの工事請負費767万4,000円、施設整備費というふうに上がっておりますが、これはどういう工事を想定されているのか説明してください。

それから、その下の目2の改良住宅管理費の中で、節11需用費の修繕料として270万上がっております。これはどういう修繕を考えているのか、その下の設計委託料85万2,000円についても、どういう設計委託なのか説明をお願いいたします。

そして、次は款10教育費項1教育総務費、その中で目3の教育振興費の中で特殊勤務活動費ということで1万1,000円上がっておりますが、報償費で、これはどういう活動に対してどういう方に出るのか説明してください。

節20扶助費で、要保護及び準要保護児童・生徒援助費が増額で、111 万1,000円ということで上がっておりますが、その対象児童・生徒の数は、 ここで確定なのかどうかわかりませんが、今何人いるのか説明をお願いいたし ます。

そして、項2の小学校費の豊郷小学校の管理費で修繕料104万、それから日栄小学校の修繕料164万6,000円、日栄小学校管理費の中では厨房関連清掃委託料10万円、施設整備89万8,000円、概要だけそれぞれ説明してください。中学校についても修繕料が74万9,000円、それから学校整備費の中で、工事請負費、維持補修費が137万6,000円、今回、そういう工事予算がいっぱい上がっていますので、その中身を簡単に説明してください。

19ページの項4幼稚園費で、報酬で300万、園長というのが上がっているんですが、これはどういう意味なのか、ちょっと説明をお願いいたします。 それからここでも修繕料が30万円上がっています。庁用器具費も含めて簡単に内容の説明をお願いいたします。56号関係はそれで結構です。

続いて議第59号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては7ページ、最初のところで、ここで款4基金積立金項1基金積立金費目1介護給付準備基金積立金ということで、今回、当初予算では今年度は600万9,000円を当初予算で、基金の準備基金、積立金の予算はつくっておりましたが、今回、増額補正をされて779万8,000円、ここには特定財源の負担割合が国庫支出金、国県支出金とその他と財源がありますが、この国県支出金の財源の何がここに繰り入れられたのか、また、その他の財源、保険料かなと思うのですが、これは第1号被保険者の保険料なのか。今回、増額にして出ていますが、前年度の積立金が1,300万円、決算出ていますよね、今年度当初から600万円の積み立てを予算化されて、償還の方は3年で借り入れした、県のやつは返そうと思っておられるのかなと思うんですけど、この基金積立を、第7期、3年間の第1年目ですけれども、今回増額に転じていますが、これはまだ、今年度増額する可能性もあるんでしょうか。その辺は見通しとして徴収されて、事業もやっていますので、その見通しを説明してください。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 皆さん、おはようございます。まず私の方から、議第56号豊郷町一般会計 補正予算の12ページの諸収入、雑入、消防団員安全装備品整備等助成金の内 容について、まず、それからご説明を申し上げます。

> これは、消防団員等公務災害補償共済基金というところから10分の10の 補助金が出まして、今回、消防団員のトランシーバーを申請しましたところ、

採用となったということでございますので、補正をさせていただいたところで ございます。

続きまして13ページでございます。13ページの消防債、緊急防災・減災 事業債、これにつきましては今回、消防ポンプ軽自動車の購入に伴います事業 債を充当するものでございます。

続きまして14ページでございます。交通対策費の防犯灯設置事業費補助金の内訳でございます。これにつきましては現在、5字から要望をいただいておりますところについての対応でございまして、石畑につきましては18カ所の老朽化の交換でございます。そして三ツ池区からの要望で28カ所の修繕箇所で42万円を計上させていただいております。また、高野瀬区からの既設電柱の添架式の4万円を計上させていただきまして、上枝区の要望といたしまして4万円の既設電柱の添架を2カ所、8万円、そして日栄区の要望の老朽化の器具取りかえ6カ所の9万円と、以上90万円ということでございます。

私からは以上でございます。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の質疑にお答えします。

税務課といたしましては、補正予算12ページ、滞納処分費ということで48万円上げております。これにつきましては次の14ページの項2徴税費というところで、12役務の手数料48万1,000円というのがございます。これでインターネット購買の手数料を2件分見ております。それに伴う入りということで滞納処分費48万円を見込んでおります。

以上です。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは私からは14ページ、歳出の項2総務費目6企画費の15工事請負 費のご説明をさせていただきます。

この防犯カメラにつきましては豊郷駅に設置をする予定をしております。カメラ3台と録画装置を予定しております。

以上です。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは補正予算の説明をさせていただきます。

人権政策課の所管している予算で、15ページ、項5人権対策費の樹木伐採

委託料なんですけども、開キ団地の緑地公園の樹木が生い茂っておりますので、それの伐採の委託をするための費用ということでございます。それと項7三ツ池老人憩の家の修繕費につきましては、玄関横の水道コン柱が傷んでおりまして、それを取りかえする費用が必要やいうことで3万8,000円。それと項8大町老人憩の家につきましては、隣に樹木が立っているんですけども、それが大きくなり過ぎましたので、業者に頼んで切っていただくというのが5万3,000円。それと項11隣保館施設費の賃金81万6,000円、臨時職員賃金でございますけれども、臨時職員を10月以降1人募集させていただいて、採用して、隣保館の方に配置したいと考えておりますので、その費用と、費用弁償も3万8,000円という形になっております。

続きまして17ページ、項4住宅費目1公営住宅管理費でございます。節13 委託料、38万9,000円につきましては、今回、駐車場整備を行います関係 で、それの設計監理委託という形の費用を、今回補正させていただいておりま す。工事費767万4,000円につきましては、2階建て3団地、大溝、佃、 宮ノ西の団地のブレーカー造設工事という形で767万4,000円計上いた しました。

続きまして、目 2 改良住宅管理費でございますが、修繕費 2 7 0 万円につきましては、現在、今後起こり得る修繕費といたしまして浴室修繕ならびに天井の漏水等による修繕等が発生するということで、台風シーズンを控えまして、一応、2 7 0 万円の修繕費を予算要求させていただいたということでございます。委託料の13、85万2,000円につきましては、改良住宅の空き家の修繕を行うということにつきまして、それの委託料で設計をつくっていただくということで85万2,000円計上したところでございます。

以上です。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

16ページの障害者(児)インフルエンザ助成金の部分ですけれども、65歳未満の障害者(児)インフルエンザ予防接種の助成を行うものです。対象者は13歳以上65歳未満が200人、13歳未満は12人です。212人分の金額を計上しております。13歳未満は2回受けなければならないということで、2回分の8万7,360円、65歳未満は72万8,000円です。基準とする予防接種の額4,640円は、高齢者インフルエンザ予防接種の委託料を基準としております。そこから1,000円の一部、個人負担分を差し引いた81

万6,000円を予算計上しております。よろしくお願いいたします。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 私の方からは、議第56号一般会計補正予算の16ページです。

愛里保育園施設費のところで、節15の工事請負費、259万9,000円の内容というお尋ねでしたが、こちらにつきましては愛里保育園の運動場、グラウンドのところです。こちらの方が、以前土を入れておりましたけども、縁の方はなぶっていなかった等の関係から小石等が目立ってきて、子供たちが遊ぶので改修をしたいなというのがありました。ただ、現状はそこに車の乗り入れ等もしておりましたので、なかなかなぶれませんでしたけれども、今回、日栄小学校の駐車場工事をする関係から、そちらが完成しましたら一定時期には車が入らないということが確認できれば、グラウンドの方を改修していきたいと思いますので、今回、補正予算としてお願いをするものです。

続きまして、18ページの教育総務費のところで目3教育振興費、節8報償費の1万1,000円、特殊勤務活動費ということですけども、こちらにつきましては日栄小学校の方で特別支援教育の支援員さん、こちらの方が修学旅行についていただくときの予算という項目がありませんでしたので、今回補正でお願いしたいというものです。それと、その下の111万1,000円、節20扶助費で要保護及び準要保護の生徒の分ですけれども、こちらにつきましては小学校で11人、中学校で14人分の予算をお願いしたいと考えております。これは新学期を迎えるに当たって、新学期に入ってからではなくて、それまでに対応する部分をということで、それに伴う分は年度中の予算を必要とすることから、今回計上をさせていただきたいというものです。

続いて、小学校費の豊郷小学校につきましては、修繕料104万円をお尋ねいただきましたけれども、これにつきましては空調の修理または防火扉の修理、プールの出入り口の扉の修理等があります。それに加えまして、突発的な修繕に対応する分ということで50万円の予算をあわせてお願いしたいと思っております。

日栄小学校の方でも同じく需用費の修繕費で164万6,000円を上げておりますけれども、こちらにつきましては現在、小学校の駐車場のところが漏電がありましたので、そこの街路灯工事等をする関係から、既に予算を見ていただいていた修繕費の予算を使っておりますので、その分を返していかないと次のものができないということや、玄関センサーのライトの取りかえ等もあります。それに加えまして、今ほども申しましたが突発的な修繕等の対応に50

万円の予算をお願いしたいとするものです。

節13委託料の10万円ですが、こちらにつきましてはグリストラップの清掃ということで、給食室の排水のところの清掃をさせてもらいたいということから10万円の予算をお願いするものです。続いて節15工事請負費の89万3,000円、これは日栄小学校のグラウンドの南側のところ、県道のところの出入り口ですけれども、こちらの方の門扉が傷んでおりますので、やはり子供たちの安全を守る関係から門扉を修繕させていただきたいということで予算を上げました。中学校の方につきましても修繕料74万9,000円が上がっておりますが、これは冷温水機の修繕に伴いまして、同様に突発的な修繕ということで50万円の予算をお願いしたいというものです。

学校整備費の方で、工事請負費137万6,000円上がっておりますが、これは先にランチルーム裏のポンプの騒音ということで、その改善に設計費を見ていただいておりましたが、それができましたので実際に工事にかかりたいということから137万6,000円の予算をお願いしたいというものです。

続きまして19ページ、幼稚園費です。報酬の300万というのは、これにつきましては18ページの教育総務費のところで報酬300万、旅費5万1,000円を落としておりますけれども、幼稚園の園長先生、嘱託の先生です。この園長先生の予算が事務局費の方で上がっておりましたので、これにつきましては幼稚園の方で予算を見たいということで、今回、是正をする意味で事務局の方を300万落として、幼稚園費の方に移してきたというものです。旅費につきましても同様の費用弁償で、積算で不足分を足して、今度6万4,000円に上がっております。

需用費の30万円につきましては、これは幼稚園につきましても突発的な修繕に対しての予算ということで30万円、それと備品購入で12万5,000円を上げておりますのは、これは冷蔵庫の方に不具合がありまして、子供たちの牛乳がしっかり冷やせないような状況が生まれていますので、冷蔵庫の方を購入させてもらいたいということから12万5,000円上げました。なお、現在については子供たちの牛乳の方で心配のないように対応はしておりますけども、根本的に冷蔵庫がいけないので買わせてもらいたいというものです。それと、幾つも修繕費の方で突発的なということを申しましたけれども、現予算ではかなり窮屈なところで、いろいろなところが修繕等出てくるんですけれども、それに伴います対応の予算が現在ないということで、過去の実績も見た中で、これだけの、今現在使うというものはありませんけれども、持っていないと対応できないということから今回お願いしたいというものです。

以上です。

住民生活課長 議長。

前田議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

住民生活課からは16ページ、4衛生費1保健衛生費3環境衛生費15工事 請負費についてご説明申し上げます。

墓地水路改修工事につきましては、昨年度三ツ池区の要望で、水くみ場付近から水路改修工事をさせていただきましたけども、その下流の方の水路の勾配が思わしくなくて、水たまりが発生することがわかりました。そしてボウフラの発生など、環境衛生が悪化しましたので、今回はその水の流れをよくするために下流の部分を改修させていただく工事でございます。延長は15メートルのU字溝でございます。

そして、墓地道路整備工事につきましては三ツ池区からの要望でありまして、現在ある墓地道路が老朽化いたしまして、道路のあちこちでくぼみが発生し、また、舗装の割れ目から草が生い茂るなどしまして、墓地参りをされる方が安全に通行できるように、現在ある舗装の上に3センチのアスファルト舗装をオーバーレイする工事でございます。舗装延長は130メートルでございます。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは16ページの6農林水産業費、農業総務費の19負補交についてご説明申し上げます。

こちらの方、JAのカントリーエレベーターが増強工事を行います。この施設整備の一部で、強い農業づくり交付金という補助金を利用されます。その交付金の窓口が彦根市となりまして、この補助事業にかかる事務負担金でございます。

以上です。

地域整備課長 議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 私の方からは17ページの8土木費、2道路橋梁費の1道路維持費の19負担金、補助金及び交付金の中の県道改築事業負担金の内容と場所について説明いたします。

1つは、豊郷停車場線の補償調査です。もう1つは松尾寺豊郷線、目加田バイパスの交差点修正箇所2カ所です。あと、安食西八目線の道路設計、松尾寺

豊郷線の沢工区の歩道の用地調査でございます。

以上。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第59号介護保険特別会計補正予算(第2号)の7ページ、積立金178万9,000円の内訳ということですが、5ページ、歳入の方を見ていただきまして、款3国庫支出金32万8,000円、款4支払基金交付金の129万5,000円、款5県支出金16万6,000円の合計の178万9,000円を、今回、基金の方に積み立てさせていただきたいと思っております。

それと、今年度の基金の予定につきましては、第7期の介護保険事業計画の 方で、保険料の引き下げに関しては適切に対処の方をしていきたいと考えてお ります。ただ、今年度の給付につきまして、当初、想定していたよりも高い水 準で移行の方をしておりますので、そこの部分も踏まえて、今後は給付の状況 を踏まえて適切に対処していきたいと考えております。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第56号平成30年度豊郷町一般会計補正予算を予算決算常任委員会に、議第57号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算、議第59号、平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算及び議第60号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を文教民生常任委員会に、議第58号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第56号を予算決算常任委員会に、議第57 号、議第59号及び議第60号を文教民生常任委員会に、議第58号を総務産 業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願 いいたします。

日程第22、議第61号平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27、議第66号平成29年度豊郷町水道事業会計歳入歳出

決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第61号から議第66号までの平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計歳入歳出決算ならびに平成29年度豊郷町水道事業計画決算の認定を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、平成29年度豊郷町水道事業会計決算の認定を求めることについては別冊のとおりであり、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配布させていただいております平成29年度決算概要ならびに平成29年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきますので、どうぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしくお願いします。

前田議長 次に、監査委員の審査の報告を求めます。佐々木康雄君。

佐々木監査委員 議長。

前田議長 佐々木さん。

佐々木監査委員 それでは、監査報告をいたします。

町長より提出されました平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、4特別会計決算書、水道事業会計決算書ならびに決算附属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月7日から8月17日まで各担当課の説明を求め、監査を実施しました。

監査では、各会計決算書および帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では、監査調書(決算審査)に基づき、税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応について、事業の計画に対する執行状況について、各種団体への補助金の検証及び委託料の委託内容について、長期間におけるリース契約について重点的に審査を行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計ともに、関係 法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合し た結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書 類の計数についても誤りのないものと認められましたので、まずもってご報告をしておきます。

次に決算内容ですが、まず、本町の財政状況についてですが、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると歳入59億4,578万1,559円、歳出57億3,820万8,783円、差し引き2億757万2,776円となり、水道事業会計の歳入歳出の総額は歳入5億8,068万4,481円、予算現額は5億7,436万900円、歳出3億3,698万6,040円、予算現額は3億4,256万7,900円、差し引き2億4,369万8,441円で、不用額558万1,860円となりました。また、一般会計では、歳入39億1,302万5,560円、総予算額に対する収入率は98.0%、歳出は37億3,805万877円、総予算額に対する収入率は98.0%、歳出は37億7,497万4,683円でした。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は39.7対60.3となっており、全体としては6億4,134万7,000円の減となっておりますが、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると1%減少しております。また、歳出において、人件費・扶助費・公債費の義務的経費は14億9,137万4,000円で、歳出総額に占める割合は41.0%です。これは前年度に比べ1億6,216万3,000円、9.8%の減となっています。内訳としては、前年度に対して扶助費が1,049万円増加し、公債費が1億5,847万6,000円、人件費が1,417万7,000円減少したことによるものです。投資的経費は1億8,300万9,000円で、前年度に比べ5億3,011万1,000円、74.3%の減となっています。また、本町の財政指標では、財政力指数は0.436と前年度に比べ0.013ポイント、経常収支比率は96.9と前年度に比べ2.4ポイント、経常一般財源比率は96.2で前年度に比べ1ポイント上昇しています。

次に、税および税外収入の徴収についてですが、平成29年度の税収入・税外収入の滞納額は2億267万6,000円で、前年度と比較して945万9,000円減少しており、一定の努力が見られます。そのうち税収入における滞納は891万6,000円、13.5%減少し、税外収入についても54万3,000円、0.4%減少しています。今後もこれまでの研修・実践を踏まえて全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。

不納欠損処分については、平成29年度に789万1,000円が執行されて おりました。事務処理は適切になされていますが、地方税法等関係法令に基づ き処理する一方、義務を果たさない者への対応についても、町の強い姿勢を示して改善するように、一層の検討を求めて報告をしておきます。

22ページからの「むすび」では、本年度の監査で重点を置いた、税、料及 び貸付金の徴収状況と未納対応について、各種団体への補助金の検証及び委託 料の委託内容について、長期間におけるリース契約について記載しております ので、時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細について はご一読願います。

まず、税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応についてでは、町税の滞納額は平成29年度に471万9,000円減少し、徴収率も96.1%と一定の成果を収めています。国保税の滞納額については前年度に比べて419万7,000円減少し、徴収率は84.8%と前年度に比べて0.9ポイント上昇しています。税外収入においては、下水道使用料、住宅使用料、給食費などで滞納額が増加したことから、全体の滞納額が増加していることから、滞納者の状況を適正に把握しながら、必要とあれば法的措置を実施するなどして滞納解消に取り組んでいただきたいと思います。他の項目については、むすびの記載をごらんいただきたいと思います。

今回の決算を踏まえ、今後一層健全な財政運営を確立すべく厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも公平公正な徴収を一層進めることを求めるところです。また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向けて、町長を先頭に全職員が強い決意のもと一致協力し、町民の期待に応えられる行政サービスの推進と、次年度以降を見据えた財政運営に一層取り組まれることを強く求めます。

最後になりますが、決算書及び附属書類の提出にあたっては、十分確認を行った上での提出を求め、平成29年度会計決算における監査報告といたします。

前田議長 ご苦労さまでした。

これより、審査意見に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 それでは次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は 一括して行います。質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 それでは、議第61号平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算について質 疑を行います。質疑は、この主要施策の概要と決算書で照合しながら、この主 要施策の概要のページに従ってお願いをしたいと思います。

まず、主要施策の概要の1ページ、財政調整基金積立でありますが、決算書 では28ページになろうかと思います。この地方財政法第7条第1項の規定で は、町はその年の決算でお金が余ったときは、その剰余金の2分の1を下らな い額を次の年、またはその次の年までに積み立て、または地方債の繰り上げ償 還の財源に充てなければならないという項があり、この問題について私は、平 成20年の9月議会でこの問題を取り上げて以降、議会ごとにその処理につい て質問をしてまいりました。以降、その取り組みが改善され、この主要施策の 概要にも、このように地財法第7条第1項の規定に基づく積立金をこれだけ行 ったということで、この数年間はこの数字を見てこなかったのでありますが、 今年度の概要では、地財法第7条第1項の規定に基づく積立金が2,244 万7,814円積み立てたとされています。先ほどの一般会計補正予算で町長か らの提案でありましたが、近年は単年度でその剰余金の処理が行われてきたよ うであります。それで見ますと、平成28年度の剰余金が4,500万5,385 円、その2分の1でありますから、円単位を繰り上げますと2,250 万2,693円になるのでありますが、この概要では2,244万7,814円と なりますから、5万4,879円不足するのですが、この説明をお願いしたいと 思います。

ちなみに決算書では、この地財法に基づく 2 , 2 4 4 万 7 , 8 1 4 円と基金利息による積み立ての 2 0 2 万 7 , 1 8 6 円が一緒にされて、 2 , 4 4 7 万 5 , 0 0 0 円の記入しかありませんので、できれば、この主要施策の概要にあるように、次年度からはそういう記載をしていただければありがたいかなと、するべきじゃないかと思います。

次に、主要施策の概要の 2ページ、災害対策事業の防災訓練事業ですが、決算書で言いますと 5 3ページです。主要施策の概要には、災害対策事業 1 6 0 万 5 , 6 1 5 円、防災訓練事業として 2 2 万 7 , 5 5 4 円があるのですが、これも先ほどと同じように総額で記されておりまして、決算書にはその説明がされていませんが、具体的な説明をお願いしたいと思います。

次に、3ページの広報事業についてお伺いをいたします。広報事業 3ページ、決算書では25ページになろうかと思いますが、例えばここに挙げられております点字版の12回発行、10万2,840円。音声テープの発行代、15万8,590円というのは決算書に記入がされておりますが、広報とよさとの定例号ならびに新聞折り込み代、これ、両方合わせると318万646円になるのですが、決算書のどの額とどの額を見れば、この318万646円になるの

か説明をお願いいたします。

最後に、主要施策概要の23ページです。経営所得安定対策推進事業ならびにかぼちゃ生産奨励事業について、決算書では46、47ページになろうかと思います。まず、決算書46ページのかぼちゃ生産、決算書ではかぼちゃ補助金となっていますから、これについて質問をいたします。昨年9月の予算決算委員会で私は、半分笑いながらですが、かぼちゃに補助金を出すという補助金はないだろうというご質問を、そういう事業はないだろうというふうに申し上げました。これは精査した方がいいのではないかと質問いたしましたが、担当課長は、こだわり農産物の一部に特化して上げさせていただいていると、次年度からは、これは坊ちゃんかぼちゃ生産支援補助金なので、そういう名前に変更したいと課長はお答えになっているんですが、今年の決算書でも昨年と同じくかぼちゃ補助金ということになっているのですが、その説明をお願いいたしたいと思います。ちなみに、このかぼちゃ補助金42万9,600円、この主要施策の概要ではかぼちゃ生産奨励事業となっているのですが、なぜそうなったのかも含めて説明をお願いしたいと思います。

その上の、経営所得安定対策推進事業費補助金とあります。主要施策の概要では。決算書にはこの事業名はありません。なっていません。で、91万7,000円と同額のやつがないかというふうに、検索というかチェックをいたしますと、これは同じく、これがこの事業かどうかはわかりませんから後で説明をしてください。農業再生協議会業務補助金というのが91万7,000円で、同額であるのですが、この事業なのかどうか。この事業であれば、決算書は農業再生協議会で、主要施策の報告は経営所得安定推進事業、おかしいでしょ。こういう仕事の仕方は私は認められません。昨年も同じことで、次年度から訂正をしたいということでしたので、そういう学習をされなかったのかどうか、回答をお願いいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、私の方から鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、決算書28ページの総務費、目12の財政調整基金の積み立て2,447万5,000円の内訳の主要施策の1ページの件でございます。

議員ご指摘のとおり、本来ここに書いておりますように、地方財政法第7条第1項の規定に基づく積立金でございますが、これによりますと、おっしゃっていただきましたとおり2,250万5,500円以上を積み立てていくわけでございますが、財政調整基金の積み立て2,447万5,000円の予算の枠の

中で、基金利息による積立金と、この二本立てで書かせていただいた中の積立金、基金利息の積立金という運用の中で、会計室との積立金の連携の中で、一部、この積立金等の伝票の操作の中で合わさってしまったのかなという部分、また、補正予算が済んだ後の予算の中での積立金の部分で、少し足らない部分があったために、この内訳が一部、5万4,000円程度の部分が一部合わさってしまった部分があるのかなというふうなことを考えておりますので、今回、議員ご指摘のとおり、一部誤解を与えたような、誤ったように見える数字になりましたことをおわび申し上げます。

今後はきちんと内訳については明記をはっきりさせるということと、地方財政法の第7条では、翌々年度までに繰り越すという部分のもございますので、その部分、今年度の、30年度の会計の中でもう一度精査をして、地方財政法第7条の積立金と基金利息の積立金の精査をしていきたいと考えておるところでございます。まことに申しわけございません。

また、決算書53ページの部分でございます。この中の目、災害対策費の中の食糧費の部分だと考えておるんですけれども、この過去の160万5,615円というのは、この災害対策費の中でも、この中でも事業が幾らかに分かれております。今回この中で、災害対策事業の中での非常用保存食品ということで115万6,335円という部分については、非常の食料品の更新をさせていただいたところでございます。災害対策費の目の中には、細かい事業に分かれておりまして、その中の災害対策事業という部分の事業を上げさせていただいたということでございますので、言葉足らずで申しわけございません。

以上でございます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

いう 5 0 万になりますけども、これとこれを足していただけるとこの 5 0 万になるということでご理解いただけるかと思います。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

主要施策の概要の23ページのかぼちゃ生産推奨事業42万9,600円を、前回の委員会のときかと思うんですけども、決算書の方でかぼちゃ補助金と上がっているのはおかしいのではないかというようなことでおっしゃられて、私の方が、これはかぼちゃ生産推奨事業ですので、そちらへ、このような補助金に変更します、変えますと言ったんですけども、このまま、かぼちゃ補助金というふうに、ちょっと上げてしまいました。申しわけないです。

あと、この上の経営所得安定対策……。

鈴木議員 いや、何でそのままにしたんやというのを聞いてるんです。今聞いたやろ。

産業振興課長 はい、ですので、当然おっしゃられるようにかぼちゃ生産推奨事業と変えなければいけないところでしたんですけども、変更できていませんでした。申しわけございません。

あと、その上の経営所得安定対策推進事業費補助事業につきましても、鈴木 議員のおっしゃるとおり、決算書では農業再生協議会業務補助金のことでござ います。こちらの方も、国費の補助金をもらうときは経営所得安定対策推進事 業費ということで入ってくるんですけども、予算要求のときには農業再生協へ の補助金ということで予算要求しておるところですが、おっしゃられるとおり 整合性がありませんので、こちらの方も今後は経営所得安定対策推進事業費と して上げさせていただきたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 再質疑を行います。災害対策事業と広報事業というのは、今説明を受ければ わかるんです。一生懸命探してみた、で、合わへん。要望というのは、できれ ば次年度から、これ、私も全部とはいってないんですよね。この主要施策事業 に挙げる部分ぐらいは、せめて、例えば決算書を見れば、この額を見ればこれ が合うというふうに改善をしていただけないかと。全部といっているわけでは ありません。この主要施策の概要と決算書を照合してもなかなか数字が合わな いというのはかなりしんどいので、せめて、主要施策の概要に挙げる分と、こ の決算書の額は、同じように説明も含めて改善をしていただければというのが、 これは私の要望で、総務課長の方から、要望については答弁をいただければと 思います。

この地財法第7条の問題ですが、伝票が紛れ込んで二百何万円の中にあったいう、非常に苦しい説明を今ほど総務課長していただいたと思うんですが、もう、そんなことをせずに、最近、単年度繰り越しなんですから、このできていなかった、これ。先ほど言いましたが、今まで信用してきてこの数字ずっと見なかったんですよ。でもやっぱり5万4,879円足らないというのは総務課長も今お認めになったわけですから、もう単純に、2年にわたってこれを振り分ければいいということですから、これ、そんなに苦しい答弁をされずに、はっきり言いますよ、5万4,879円、来年、今年度のいつでもいいですから、この部分だけ積み増しをするという、単純決裁でいいじゃないですか。私の指摘したいのは、これ、足らんのではないかということを指摘させてもらったわけで、いや、実は足らない部分はこうだったんだなんていう、そんな苦しい説明を求めているわけではありません。これは私の提案ですが、地財法第7条は2年でいけるわけですし、それから返済基金に充てることも可能なわけですから、この分をどちらかで処理をするということでした方が、数字がわかりやすいのではないかと思います。そう思うんですが、いかがでしょうか。

この名前が、事業が間違っていたので、すいませんでは、課長、済みませんよ、これ。だったらこれ差しかえる必要がありますよ。だって、事業が違うんですから、どういう認識をされているのかわかりませんが、事業が違うということはそういうことですよ、ではないですか。

これ、どこでどういうチェックをされたかわかりませんが、今、課長は認められたやん、間違ってましたと。決算書の事業と主要施策の事業が間違っているんですよ、こんなことはあり得ないですよ、今まで、聞いたことないです。間違っていたんだったら、これは差しかえる必要があるんじゃないですか。私は差しかえを求めますけど、事業名が違うんだから。数字の問題じゃないと、事業名が間違っているんですよ。「間違ってました」って課長言ったんだから、どうですか。

それと私がお聞きしたのは、去年、確かにそういうふうに答えましたと、かぼちゃ補助金じゃないでしょうと、来年から是正しますというふうにお答えになった。先ほど申し上げましたけど、結局それが改善されずに、この1年間、また同じようにされていると。言葉は悪いですけど、この1年間仕事をされていなかったのかという疑問を持ってしまいますよ。私が言っているんじゃない、

町民から見れば。間違いは誰でもするわけですよ、私は間違いを指摘しているんじゃないですよ。去年は、だから、「来年は訂正してくださいよ」と言ったから、「ほんならお願いします」と言ったと思いますよ。ところが同じことが繰り返されているから、そういう職務の仕方でいいのですかと。私が聞きたいのは、そういう厳しさ、職務に対する姿勢、「このままになってしまって申しわけなかった」では私は了解をいたしません。なぜそうなってしまったのかということを詳細に説明してください。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 私の方から、主要施策と決算書の整合性のことについてお答えをさせていた だきます。

先ほど、議員ご指摘のとおり言葉足らずの部分、また、それぞれの事業の各項の数字と決算書の数字の合わない部分、これについては、我々ですと、この決算書の目の中に細目があってというような、そういう部分になってきますので、それについては我々の認識の中で皆様にもう少しきちんと説明ができるように、一目見ていただいたらわかるようにする改善については、今後、今、全課長おりますので、この部分については来年度に向けて十分認識をしていきたいというふうに考えておりますのと、そういう誤解を与えるような表現についても、もう一度、再度見直しをしていくように心がけていきたいと思いますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

議員がおっしゃられるように、この決算書が出たとき、また、この主要施策が出たときに、ちゃんと私の方で確認をして、合っていないところは、もっと事前に訂正をしておくべきだったのですけども、ちゃんと、この主要施策の部分と決算書の部分を見落としていた面がありまして、主要施策と同じようになっていなかった点につきまして、私の方の見落としてございます。

以上です。

鈴木議員 何で見落としたのかって聞いてんじゃん。詳しく聞いたで、今。

産業振興課長 だから、これを見落としたんで、もちろん、ちゃんと確認して、1つ1つ確認しなければいけないところを確認できていなかったということでございます。 以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木議員。

鈴木議員 これ、再々質疑、最後にします。

いいですか、課長、私が聞いたのは、昨年、例えば私は、自分のことでいうなら、確か、こういう質問をしたよなと、覚えているわけですよ。来年、こういうふうに改善するいうて、課長答えたよなって覚えているわけですよ。でも、自分のうろ覚えでは間違ってはいけないということで、当時の委員会の議事録を打ち出してみて確認をしているんです。そういう作業をして、今質問をしているんです。で、結果間違ってましたと、そういう作業をしないんですか。単なる見落としでこれが終わってしまうということはあり得ないじゃないですか、そんなこと。信じられない、そんなことは。私が、これを差しかえる必要があるんじゃないかと言ったのは、決算書はかぼちゃ補助金と今もなっているんです。かぼちゃ補助金、しかしそれはかぼちゃ補助金ではないんでしょ、もう繰り返しませんけど、だから決算書も間違っていることになるでしょ。間違っているとは言いませんが、事業名が。だから、主要施策の概要も、決算書のそこの説明も、もう一度どうするか対処が必要なんではないかということを言っているんです。

もう一度聞きますよ。私はそういう自分の記憶を思い出して、議事録を確認して、その上に立って質問をさせてもらっているんです。課長の回答は、単に見落としましたと、ずっとこれから10年間見落とすんですか。申しわけない言い方するけども。そういう職務の仕方についてどうかということを聞いているんだ、私は。そのチェックを、まずされましたかどうか。じゃあ、具体的に聞きますわ、私は記憶をしていたから、委員会議事録、もう一度精査しましたけど、課長、覚えておいて精査されましたか。それと、この決算書と主要施策の概要が違うのはどう対処されますか。課長1人であれでしたら、総務課の方からでも回答をお願いします。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、かぼちゃの補助金ということで、こちらの方はかぼちゃの生産者に対して、生産していただいた分に対して支払われる補助金で、これはかぼちゃの補助金じゃないんちゃうかというと、そうじゃなくて、かぼちゃの生産に対する補助金でございます。そして、対処ということでは、先ほども、ちゃんと確認をしてたんかということですけども、正直、この決算書ができ上がったとき、また同じようにかぼちゃ補助金となっていたので、正直もう、でき上がったあ

とやったので、私としても、言ったのも覚えてましたけども、ここまで、すぐに対応してなかったことでこのようになりました。差しかえるべきかということですけども、ちょっとその点は、僕が差しかえますということでないような気がするので、ちょっと、それはお答えできませんので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 私は介護保険のところで伺いたいので、介護保険。平成29年度豊郷町介護 保険事業歳入歳出決算書で、質疑したいことは2点あります。

1点目、国は介護予防給付サービスの中で対象だった要支援者を介護保険事業から外す、こういったことを第6期から始めました。当町がその要支援者を外して町の総合事業に移行したのが平成29年度の決算にあらわれていると思うんですが、この平成29年度決算から見て、その前年度、28年度と比べて介護予防給付サービスを受けた件数、年間件数、利用者数はどのくらい減ったんですか。ここには大まかなことしか書いてないので、サービス利用者数については居宅で2.7%減、地域密着型で0.8%減、施設サービスについては2.9%減となっておりますが、2017年度、平成29年度ですけど、全国的にも要支援者が介護給付事業から外されるということで全国的にも件数が減っているんですが、当町においては前年度、28年度と29年度比較で、年間利用者数、介護予防事業、給付事業にかかる要支援者件数は何件減ったのか説明をひとつお願いいたします。

続いて、この町の主要施策の概要というところの医療保険課所管というところの中で、介護保険事業特別会計繰出金1億1,972万6,496円となっていますが、この中で介護給付費準備基金については、平成27年度、平成28年度の借入金分1,157万5,000円を一般会計から繰り出し基金に積み立てた結果、平成29年度末で残高1,641万739円となったと、このように説明が、決算結果についての介護給付費準備基金について出ていますが、確認でお聞きしたいのですけれども、第6期介護保険事業計画におきまして、ここに書かれたように平成27年度、それから平成29年度に対して、町が一般会計のその他の支出という形で、一般財源をこの会計に繰り入れしたのは、それぞれの年度で幾ら繰り入れを。これは法定外繰入という形になりますけど、したのでしょうか。その金額をまず明らかにしてください。

それと、その結果、基金の積み立てが、29年度末で残高1,641万739円積み上げられたと書いてあるんですけれども、この上に書いてある借入金、この1,157万5,000円、これは財政安定化基金貸付ということで、借り入れで町債を起こしていますよね、27年度には857万5,000円、また28年度には300万円町債を起こしています。その金額ですが、この金額は介護保険制度の仕組みからいくと、今期、第7期事業計画の第1号被保険者保険料に加算して、その保険料から返済する仕組みではなかったではないでしょうか。だから今年度、平成30年度の当初予算でも、その財政安定化基金借入償還分ということで385万8,000円が予算計上されております。これは3年で分割して払う保険料で返済をしていくという仕組みを利用した、財政、会計のあり方ですけれども、このお金は7期で払うということは、これは確認ですけど、そういう形でこの借入金を払うんですね。そのことの確認を、介護保険の医療保険課長から説明を受けたいです。

次に、6期の介護保険事業計画で、3年間の計画ですけれども、28年とこの決算、29年度にはそれぞれ決算繰り越しが出ました。その合計は1,251万1,000円、これは町が介護保険会計の中で、2015年(27年度)、2016年(28年度)で財政安定化基金借入をした金額よりも多い金額が繰り越しで余ったと、会計に入ってきたという事実は、この事実は、借り入れをしなくてもお金は足りたんじゃないかということを結果的にはあらわしているんですけれども、その点についてはどういう見解を持っているのか。

5期で借り入れした部分は、6期の介護保険会計で3年分割で、県の財政安定化基金が貸付した分は返せということで、返済をして、そのお金は1号被保険者、65歳以上の被保険者保険料に全部加算されてきましたね。今回も7期で、町が借り入れした1,157万5,000円も、7期の保険料に、その中で返済に必要財源として組み入れられてきましたね。この6期から7期にかけての町の介護保険財政運営というのは、非常に実態に即しないやり方をしてきたのではないかという懸念を私は持っているんですが、疑念があるんですが。この点について今回の決算で、どのような町の判断をしているのか説明してください。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは今村議員の決算の、介護保険会計のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、予防サービスにつきまして、28年度から29年度の増減ということ

でございますが、28年度が、訪問介護が延べで81件で、延べ人数18人でしたが、今年度、延べ人数で17名ということで1名減となっております。通 所型介護につきましては、要支援の通所型が、28年度が61名利用されてい たのですけども、29年度も61名で、増減の方はございませんでした。

それと、第6期の貸付金1,157万5,000円の返済につきましては、当 然第7期、3年の計画をもって返済する予定をしておりますので、ご了承いた だければと思います。それと、平成28年度の法定外繰入につきましては、法 定外の方は繰り入れの方はしておりません。法定内の事務費の繰り入れと、給 付分12.5%の繰り入れしか行っておりませんので、その点もご了承いただけ ればと思います。第6期の介護保険の借り入れが多過ぎたのではないかという ご指摘につきましては、介護保険の財政安定化基金の借り入れにつきまして は12月末が借り入れ期限というふうになっておりますので、第6期の平 成27年度につきましては5,200円という介護保険料の方でありまして、税 金不足が生じる可能性があったので、基金の方を27、28と借りております が、借り入れ期限まで考えて借り入れたところ、財源としては計画よりも給付 が伸びなかった分については当然余ってきますので、その分の借り入れ分が余 っていると理解をしております。それと第7期、第6期の介護保険事業計画の 総括ですけども、給付全体としては100%、計画から見て3年間平均で96% 程度の給付で済んでおりますので、計画よりも給付が少なくて済んでいるのか なというふうな印象は持っております。ただし、年度計画内において保険料の 増減の方がありましたので、最終的に金額が足りなかったのかなという部分と、 計画で見込んでおりました財政調整交付金の方が計画よりも当然下回ってきま したので、この部分についての財源不足分が生じたのかなというふうな印象を、 今のところ、ちょっとざっくりな説明にはなっておりますけども、現時点では そう考えております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 私、最初にお聞きした、利用者数の減少という問題では、豊郷は横ばいだというような今説明だったんですが、豊郷で要支援1、2の方で、この総合事業に移行してから29年度で要支援の認定を受けた方で、この介護予防事業に、サービスを受けた方というのは何人いるんですか。総合事業以前に28年、27年のときに要支援の1、2で介護サービスを、給付を受けておられた方は継続して受けられるという制度でしたけれども、総合事業に移行した時点で、豊郷

町で29年度に要支援1、2の認定を受けた方で、この介護予防事業ですよね、これ介護保険事業の事業ですからね、そこに受けられた方は何人いたんですか。 その人数を言うてください。

それと、先ほど課長は、私が質問いたしました、この事業の概要、主要施策 の概要には、介護給付費準備基金については平成27年度、平成28年度の借 入金分を、1,157万5,000円を一般会計から繰り出しと書いておられま す。でも先ほどでは、法定外の繰り出しはしてないという話ですけれども、こ の一般会計からの繰り出しというのはどのお金を指して書かれたんですか。私 は以前から、町が一般財源で介護保険会計を補塡することは法令上何の問題も ないよという話はずっとしてまいりましたが、そうした中で、緊急的な措置と いう形で一般会計からの繰り入れもしたのも覚えているんですけれども、ここ に、そういうイメージを持った上で一般会計からの繰り出しは幾らだったのか なということで、確認でお聞きしましたが、今の答弁ではしてないという答弁 だったんですけれども、それは現状とはどういうふうに。私ちょっと、何を言 ってるのかなと一瞬思ったんですけれども、もう一度お聞きいたしますが、こ こにはそうやって書いてあるんですね。担当課が作成した概要には。一般会計 から繰り出して、事務費以外で繰り出しているというふうにしか読めない繰り 出しを書いてあるんですよ。でも、現実的にはこの借入金で7期の保険料は上 がっているんですよね。でも、繰越金はそれよりも多かったわけですよ、結果 的には。でも、そのことについて財政運営上6期の保険会計はおかしくなかっ たのかとさっき質問しましたけれども、そのことはあまり何も答弁もなかった し、一番聞きたいのは般会計からの法定外繰り出しの部分は、27年、28年 度ではあったのかなかったのか、正確に答えてください。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、ただいまのご質疑にお答えいたします。

この件につきましては介護運営委員会の皆さん方から提言書をもらいまして、被保険者には今回、迷惑はかけたらいかんやろと、これは議会の方で下げられて、それを借り入れたということもありますので、そういう意味で、これ、今まで何回も今村議員にもお答えしてきているとおりでございますので、そういう思いで彼の方は、それ以外は一般会計からの繰り入れはないと、これからも介護保険制度、やっぱり法制度を守って運営していくのが当然だと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

今村議員 金額具体的に言ってください。27年、28年、29年度。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。先ほど、私の言葉足らずの説明でご 迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

> まず、利用者の、総合事業に移行してから平成29年度からの新規の方の人数については現時点で、すいません、資料の方を持ち合わせておりませんので、 委員会の方でまた提示させていただければなと思っておりますので、ご理解の ほどお願いいたします。

> それと先ほど、法定外の繰り入れの件につきましては、私が27年度、28年度に法定外の繰り入れをしたかというふうにちょっと勘違いをしておりまして、申しわけございません。平成29年度の法定外の繰り入れにつきましては1,157万5,000円、主要施策の概要に書かせていただいたとおりの法定外の繰り入れの方は行っております。こちらにつきましては、平成27年度、28年度に借り入れた1,157万5,000円の積み上げたものでございます。

あと、第6期の計画の保険料の件につきましては、現時点で、第6期の保険給付の数字、あと、被保険者数の方を前回の計画に当てはめたところ、保険料の部分が5,850円程度の給付の方になっておりますので、もう少し精査したら数字が、おそらく変わってくるのかもしれませんが、現時点では5,850円程度の介護保険料となっております。前回の保険料につきましては基準6,000円の方で計画しておりましたので、その基金残高は1,600万円ほど基金の方はありますが、その分の法定外の、先ほどの繰り出しの1,157万5,000円を除いた基金の残高が483万5,739円ありますので、この6,000円の基準の分の差額分150円程度が基金残高というふうに、現時点では解釈しております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 今の課長の答弁で、平成29年度に町としては法定外繰り出し、ということは、この文書は間違っているんですよね、一般会計からの。27年度、28年度の借入金に対して、一般会計から1,157万5,000円を繰り出したというのは誤記ですよね。今の説明では、29年度に一般会計法定外繰入を1,157万5,000円したという話を課長は説明されたと思うんですよ。だから、この文書は間違いですからちゃんと訂正してください。

それと、私は財政運営上、担当課がこの介護保険財政を掌握しているから、 そのことを、議会では補正等もありますが、最終チェックできるのは決算でし かないんですね。結果的に見ると、7期計画においては29年度中でお金が余 るというのが分かっていながら、借入金の分は全部1号被保険者に転嫁した中 で保険料を引き上げたということが、この結果からいくと見えてくるわけです。 でも、それというのは本来議会に、そういう策定委員会というのはありますが、 そこに提案されている第7期保険料の提案者は町ですからね、町はやはり保険 料の設定に関して情報公開を十分に行なえば、こういったことが起こらないん じゃないかなと思うんです。それは基金が残って積み上がった方が財政的には やりやすい会計になりますよね、足りんときは早目におろしたらいいですから ね、だからそういう面で基金の積み上げを優先させて保険料は引き上げるとい う形にしたのかなというふうに想定はされるんですけれども、それにしても情 報が議会に開示されない、説明もない、こういった決算でしかわからないよう な進行というのは、私は開かれた町としては問題があるなと思うんですが、そ ういう点では、町長は先ほど、今後、法定外繰入はしないとか言っておりまし たけども、それよりも前にちゃんと情報は発信してほしいんです。出してほし いんです。そういったことについて町の答弁を最後に求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは再々質疑にお答えいたします。

先ほど課長が申しましたように、3年間の実績は94%ということで、これは大まか計画としては適正なもんだろうと思っております。やはり、基金というのはある程度必要でありますし、どのように介護保険の費用が上がるかわかりません。今年度に入りましてから相当な変動があります。大変厳しい状況にもなりつつあると、そういったときにやはり対応するのは基金であると思いますので、その点、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

主要施策の概要11ページの介護保険事業特別会計繰出金の表記の話につきましてですけれども、主要施策の概要につきましては27年度、28年度に借り入れた分を今年度の主要施策として1,157万5,000円を繰り出したという表記となっておりますので、29年度分の主要施策の概要ということになっておりますので、誤記ではないと私の方では認識をしております。見解の相

違の部分があるのかなというふうには思っております。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第61号平成29年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第62号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第65号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第63号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第63号平成29年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び議第66号平成29年度豊郷町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第61号を予算決算常任委員会に、議第62 号、議第64号及び議第65号を文教民生常任委員会に、議第63号及び議 第66号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほ ど、よろしくお願いいたします。

暫時休憩といたしたいと思います。

(午後0時19分 休憩)

(午後1時18分 再開)

前田議長 再開いたします。

日程第28、豊郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず最初に、豊郷町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いた しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいま、名簿を配付させます。

それでは、選挙管理委員会委員にはお手もとに配付いたしました指名名簿の とおり、村上義一さん、森田一夫さん、嶋村成男さん、浅居伊三雄さん、以上 の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を豊郷町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました村上義一さん、森田一夫さん、嶋村成男さん、浅居伊三雄さん、以上の方が豊郷町選挙管理委員会委員に当選されました。

引き続き、豊郷町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いた しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

ただいま、名簿を配付させます。

それでは、選挙管理委員会委員補充員には、お手元に配付いたしました指名 名簿のとおり、横井忠夫さん、前田守さん、青山實さん、夏原辰三さん、以上 の方を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を豊郷町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました横井忠夫さん、前田守さん、青山實さん、夏原辰三さん、以上の方が豊郷町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序はただいま議長が指名いた しました順序に決定いたしました。

日程第29、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の 許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければ ならないことになりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願い いたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力よろしくお願いします。

それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

前田議長 はい、中島さん。

中島議員 それでは一般質問に入ります。不育症治療助成制度導入について町長にお尋ねいたします。

妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返すことを不育症といい、厚労省研究 班の調査では、国内には140万人の患者がいると推計されています。これま で、原因などはっきりしないことが多く、不育症という病態名も余り知られて はおりませんでしたが、最近、厚労省研究班が初めて治療指針をまとめ、テレ ビ番組や新聞でも取り上げられ始めて、関心が高まってきており、滋賀県では、 不妊や不育に関する医療講演会や個別相談会が開催されています。

また、大津市、草津市、東近江市、彦根市、高島市など、病態治療に対する 助成を実施する自治体が増えてきている中、豊郷町は、不妊治療への助成金制 度は行っていますが、不育治療助成は行っておらず、不育症への理解を深める べきと考えます。

そこで、以下の点について質問いたします。

- 1、一般的に認知度が低い不育症について周知していくことが必要と考えます。町の不育症に対する理解と考え方は。
- 2、滋賀県下でも、不育治療助成制度を実施する自治体が増えてきております。このことをどう評価されるか。
- 3、過去に不育症の相談はあったのか、また不育症助成制度について問い合わせはあったのか。
- 4、深刻な少子高齢化時代において、子供の出生に関する施策の優先度は非常に高いと思います。不妊治療への助成制度は豊郷町でも行っていますが、不育症治療費助成制度はなく、実施すべきと考えますが、不育症について、今後の豊郷町の対応、対策について見解を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島議員の不育症治療助成制度導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1番につきましては、不育症につきましては、議員ご指摘のとおり、妊娠は可能ですが、流産や死産を2回以上繰り返すことと一般的には言われておりますし、現在では、連続3回以上の流産となる習慣流産も不育症として取り扱われていること、また、厚生労働省の不育症研究班では、2回流産を繰り返した場合には検査を開始することを提唱されているのは、今現時点で承知しているところでございます。

2番につきましては、現在、滋賀県内19市町のうち7市が、不育症の治療助成制度を導入されておりまして、市民のニーズに対応されて、子育て支援施策の一環として実施されていると考えております。

3番につきましては、不育症の関する相談、不育症助成制度への問い合わせ については、現時点ではございません。

4番、不育症に関する助成制度につきましてですが、先行実施団体の助成内容等を精査いたしまして、本町で実施した場合の助成の範囲、助成額、利用のニーズを踏まえ、導入に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 前向きに考えていただくということで、しっかりと考えていただきたいと思 います。

最近では、不妊症治療を試してみても妊娠に至らないとかいう方がおられ、不育症の検査に来られるケースが増えてると。全国的に不育症と不妊症の両方に悩まれてる患者さんが多くなってるということです。 3 人から 4 人に 1 人と言われています。そんな中、不育症が、月に費用が 6 0 万から 1 8 0 万ぐらいかかると言われております。前向きに考えていただくということなんで今後に期待して、しっかりとケアの方をしていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

有権者の利便性向上と投票機会の確保について町長にお尋ねいたします。

来年度は統一地方選挙の年となり、町は投票率向上に向けたさまざまな取り 組みを行わなければなりません。投票率だけでは確認できない投票状況やより 多くの方に投票に行ってもらえる環境の整備を考えなければならないと思いま す。

そこで、以下の点について答弁を求めます。

1、過去も投票に関する一般質問が行われていますが、そのほとんどが投票 率重視の回答です。投票率を重視されるのは当然のことと思います。

しかし、設置者は投票率だけでは確認できない投票状況や、より投票所に行ける環境づくりを考えるのが本来あるべき姿と考えます。

町は、投票所に行ける環境をどのように考えているのか。

- 2、各投票区の選挙時登録者数や投票所への距離を考えた投票区、投票所の増設を考えてはどうか。
 - 3、商業施設への期日前投票所、共通投票所の開設を行ってはどうか。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、中島議員の「有権者の利便性向上と投票機会の確保について」の ご質問にお答えをさせていただきます。

まずご質問の1点目。投票所に関する環境づくりということでございますけれども、まさに環境づくりにつきましては、皆さんにはもちろんのこと、特に体の不自由な方や高齢者の方などに投票しやすい環境づくりに配慮することではないかというふうに考えております。その方法としては、まず1番に考えられるのは、バリアフリー化などで投票しやすい投票所にしていくことが考えられます。

また2点目にも関連しますが、その中での距離も考えていかなければならない。それぞれのご家庭からの距離も考えていかなければなりませんが、各投票区の登録者数や投票所への距離を考えた投票区、投票所の増設につきましては、総務省通知に基づいての検証が必要となります。しかし、現状として増設の基準に該当する投票所はございませんが、本町の現状を踏まえ、県との調整を図るとともに、職員の配置体制等の問題も踏まえながら、10月からの新しい選挙管理委員の皆様とともに検討する必要はあるのかと考えております。

最後に、商業施設での期日前投票所、共通投票所の開設につきましては、投票所の設備等に関する留意事項に基づいて投票所の確保を行う必要があること。ということは、まず第1に、入り口、出口のある会議室的な部屋の確保が必要となります。投票所の秘密が確保された密閉された部屋が必要となってくること、また、別会場の投票となることから、オンライン化のシステム改修が必要となる。秘密保持、スペース、二重投票の防止など、課題がまだまだ山積みが多くなっておりますので、現状としては困難であると考えておるところでございます。

以上でございます。

中島議員 議長。

前田議長中島さん。

中島議員 過去の会場では、期日前投票所や投票所増設の断念理由というのは、人員とか、今言われた会場、予算、投票率や選挙への関心離れなどが理由とされるというとこなんです。有権者の利便性向上等、投票機会の確保を考えるとすれば、今挙げた過去の回答は全て当てはまらないのではないかというところです。

豊郷町の投票区の3区、5区を見ると1,000人を超えています。今言われたように、総務省の基準には満たしてないかもわからないけど、5区に関しては遠方率が高いという形に思われます。投票の機会を確保するという意味合いで、その投票区の区割りを変えるとか、今言われたように、新しい選挙管理委員会の組織もあることですから、一度ちょっと議題に挙げていただいて、真剣に取り組んでいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃいますように、確かに1,000人を超えておるところから、一番小さいところでは、その何分の1というふうな形になっております。距離的なことも考えましても、今ご指摘のとおり、新興住宅等の対応には対策が必要

ではないかという部分も考えてはおります。今おっしゃっていただいた1例を申しますと、沢の地域においては、振興住宅たくさんできております。やはり、そういうところの投票率を上げるためには、一考しなければならないというふうに考えておりますので、今後、先ほども申し上げましたように、10月からの選挙管理委員会で検討していきたいというふうには思っておるところでございます。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 投票率を言ってるわけじゃなく、投票の機会をどれだけ公平に、皆さんに行ってもらえる機会をつくるということを言ってるんで、投票率というのは最終的な結果です。商店じゃないんで、売り上げが悪いからこの部分を縮小しようとかいう話ではないので、投票率ありきの考え方をすると、今の現状からいくと減らす方向に議論が入ってしまいますので、そうじゃなくて、いかにみんなが行きやすい、皆さんが行きやすいような機会をつくるかということを真剣にちょっと考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入ります。

効果的な情報発信について、再度問う。町長にお聞きいたします。SNSの情報発信はコミュニケーションのあり方を大きく変え、電話やメールに比べ、拡散的に優れているものや画像、映像の共有に優れているもの、操作性や手軽さ、料金面において有利なものなど、多様な特徴を備えており、現代人のニーズにしっかりと捉え、日常的なコミュニケーション手段として定着しています。こうした状況を踏まえ、委員会で検証を行った富加町では、平成28年にSNS活用の運用規律を作成、苦情や炎上することなく順調に運用をされていました。以下の点について質問します。

- 1、SNSの可能性はどのように考えているのか。
- 2、町情報や観光、イベント、施設に関するSNSを活用した情報発信の考え方は。
- 3、現在取り組んでいる町情報の発信などのほかに、行政サービスの向上に SNSを活用することについて、どのような認識を持っているのか伺います。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、1番、中島議員のご質問「効果的な情報発信について再度問う」

についてお答えをいたします。

まず、1番目のSNSの可能性としましては、利用の仕方によっては大きな可能性を秘めていると考えております。

次に2番目の情報発信の考え方ですが、町行政の情報は町のホームページ、町広報、マチイロやマイ広報などのアプリ、新聞やテレビなどのマスメディアを利用しながら、インターネットを利用しない世代の方を含め、広く多くの方にお届けできるようにと考えております。また、観光、イベントにつきましては、観光協会や主催者で発信をされておられます。

最後に3番の行政サービスの向上にSNSの活用についてですが、6月議会でいろいろ答弁申し上げましたけれども、私も勘違いしていた部分がございまして、実際にはフェイスブック、ツイッター、インスタグラムは開設しておりませんが、既に、平成28年度には、ユーチューブに町公式チャンネルを開設し、町の公式ホームページにもリンクを貼っているところです。そのチャンネルにおきましては、町のPR動画や観光施設の紹介動画、また旧校舎で発見された16ミリフィルムの復元動画などをアップロードしております。今後ともSNS等を活用しながら、町の情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 前回と同じような答えだったんですけど、ホームページでマチイロとかマスメディアを使った部分、それはインターネットを利用された方には発信は有効だと思います。しかしながら、今回、SNSという若者世代にも発信をしなければならないと。総務省の調べでは、昨年の調査では、ラインというアプリは10代では86%、20代では96%利用しているというような統計の結果もあります。

SNSというのは、SNSで社会の仕組みを変えようとしている人が世界中、世の中たくさんいます。そんなツールがそろっているのに、使うとか使わないとかいう次元の問題じゃなくて、それをうまく利用して、どのようにして発信をしていくかということを考えなければならない時代じゃないかと、私は思います。

前回の答弁もいろいろと考えてみたんですが、最近の1例ですけど、SNS、インスタグラムで「あのベンチ」というやつ知ってますか。「あのベンチ」という、ある人がベンチの写真をアップしてるんです。その写真を見た人が、世

界中の人が、このベンチはどこのベンチやと探しまくるんです。このベンチが やっとどこのベンチがわかりました。これは彦根にある琵琶湖岸の琵琶湖に向 けて置いてる1つのベンチ。それぐらい影響力が強いんです。発信力も強いと いうことです。

本当にやるとかやらないじゃなくて、どのように今後それとつき合っていく、 SNSとつき合っていくかというのを真剣に考えた方が、だんだん遅れていく と思います。ということなんで、ちょっと本当に考えられないですか、このよ うなことを。

それと、今、課長が言われたように、情報の発信の部分ではそうかもわからないけれども、課によっては、それを必要としてるところがもしかしてあるかもわからない。新聞でも載ってましたけど、ラインを用いていじめの相談とか自殺の相談とかするようなところ、そういう自治体が全国的に急激に増えてる。課長が、SNSは今は考えてないと言われるまでに、各課で、本当にそれを必要とされてるところがあるかどうか調査をされてはどうかなと思うんですけど、そこら辺、どういうふうにお考えですか。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをしたいと思います。

当課の考え方としましては、ツイッターやインスタグラムやフェイスブック、やっておりません。ですけれども、確かに、今現在、利用者も多いことも承知しております。ただ、それぞれに得意分野があります。また、少し前ですと、ミクシィやブログがはやっていたり、逆に最近では、インスタグラムやフェイスブックよりもティックトックがはやり始めてきたりということで、SNSの中でもはやり廃りが出てきておりますので、次から次への開設するのもいかがなものかということから開設を見合わせておりますが、実際はトータルしますと、全部含めましてのインターネットでの広報やということで考えますと、インターネットを使っての情報発信は、既にいろんなツールを使いながらやっているということでご理解をお願いしたいと思います。

また、議員のご質問で、課によってはというところがございましたが、当課としましては、今、町全体の広報につきまして所管をしているわけでございますけれども、個々の担当課で必要があるならば、もう既に開設されているものというふうに理解をしておりますので、改めて調査をする予定はございません。以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 新たに開設するようなあれはないと、何も開設してないのに、新たにとかい うのはちょっとおかしいんじゃないの、何もしてないんやから。ホームページ だけでしょう。それと、各課では、調査、新たにSNSを活用するかどうかを 聞くことは控えると。しませんということは1回は聞いてるという話ですか。

そやね。課にSNSが必要ですかということを聞いてるんですか。聞いてるんやね。じゃ、1回聞いてみてはどうですかと、聞くぐらいはいいじゃないですか。

もしかしたら、使いたいという。企画振興課の考え方が、もうSNSをあまり利用しないですよと。ラインも含めてですけども、インスタグラムやフェイスブック等はもう活用しないように受けとめているなら、使いたい課があっても、それは言えないわね。1回ちょっと調査されてはどうなんですかと思うんですけど、そこら辺をもう一度お聞きしたいのと、先ほど、僕の席から町長見てたら、一応町長のクリアファイル、フェイスブックだったんで、興味あるのかなと思いながら見てたんですけど。

そこら辺、もうちょっと調査して、使いたい課があるならば、使った方がいいんじゃないかと思うんですけど、ちょっと考えていただけないでしょうか。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをいたします。

議員がご指摘いただいたとおり、調査することは可能ですので、調査をさせていただいても構いませんけれども、先ほど、最初の答弁で申し上げたユーチューブの開設につきましては、町の公式チャンネルといいましても、その当時、必要であった産業振興課が主導して開設したものを今全庁的に使っているという部分もございます。企画振興課がやるとかやらないとかいうよりも、各担当課で情報発信が必要ということであれば、もう既に開設をされて、情報発信を行われているんではないかというふうに考えております。

また、そこの維持管理につきましても、その担当課が開設したものは、その担当課で発信していただくことになりますので、企画振興課が調査をしたところでおきまして、その管理をするわけではございませんので、各課で判断されるものというふうに考えております。

以上です。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 それでは次まいります。社会教育指導員の復活をということで町長にお聞き します。

社会教育指導員が2名から1名になり、6月議会でも復活を求める一般質問がなされていますが、今回の補正予算を見ると、社会教育指導員に関する人件費が計上されておりません。

社会教育指導員をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、中島議員の社会教育指導員の復活をという一般質問に対してお答 えをいたします。

6月議会でもお答えいたしましたとおり、社会教育指導員については、今年度から1名になり、そこで限られた人員の中で、バチスタ教室の開設日の変更など行い、事業を減らさないよう精いっぱい努力しておりまして、夏休みの隣保館開放などにおきましても、実施している中で、事業実施が難しくなってきているというのが実情でございます。

そこで、今回は、多数の中学生や高校生、また各種団体の皆様のご支援、ご協力をいただきながら実施をしてきておりましたが、今後のことも踏まえて、 今回、補正予算で臨時職員の設置を予算化したところでございます。

そこで、今回臨時職員を設置することで、これらの事業の実施の補助をして もらうとともに、今後の生活相談、また特に子供の貧困対策の実施に向けての 取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。

なお、今回、年度途中でもあり、社会教育指導員の予算化については見送り をしておりますが、来年度以降の事業内容を十分検討した上で判断していきた いというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

中島議員 議長。

前田議長 中島さん。

中島議員 今回は臨時職員で対応すると。来年度以降の社会教育指導員は考えていただけるということですけど、今の結果を見れば、採用していただけるというような理解でよろしいですかね。

人権政策課長議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今の再質問についてお答えいたします。

来年度以降の問題でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、 事業内容を十分精査した上で判断していきたいというふうに考えております。 前田議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 それでは一般質問をいたします。

まず、1点目、命にかかわる暑さに対する迅速な対応を。今年の夏の暑さは命にかかわる暑さと表現されるほど異常な暑さを記録し、熱中症で搬送される人が相次ぎ、不幸にも亡くなる人も出ておられます。この暑さに対して、町行政が迅速な対応をすべきだと思いますが、どのような対応をしたのか回答を求めます。

2点目、庁舎に使われているアスベストの早期除去を求めます。6月議会で、 庁舎の一部にアスベストが使われているという報告がありましたが、1点は、 どこの部分に使われているのか。2点目は、いつ頃からアスベストが使われて いることを認識していたのか回答を求めます。

3点目、豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつ書についての検証を問います。平成30年6月18日付で、「豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについて」が議長宛てに提出をされましたが、そこでは、本来、契約変更をすべきであったが、契約変更は認めてもらえないという思いが強くあったと。中略です。そのような閉塞感が教育委員会、町行政組織にある、もしくはあったとすれば、それぞれの組織において真摯に検討を進めることが求められているとされていますが、どのように検証を、それぞれの組織で進められているのか回答を求めます。

4点目、すまいるたうんばすの土日運行を求めます。高齢者や障がい者等の外出支援を目的にすまいるたうんばすが運行されていますが、町民の中から、 土日の運行実施を希望する声が、高齢者を中心にありますが、土日の運行についての検討を求めます。

5点目、町道の未登記問題はどこまで進んだのか、回答を求めます。この問題を平成21年12月議会で質問をさせていただいてから、おおよそ10年になりますが、1つ目は、現在、登記が終わった箇所数、路線数はどれだけになっているのか明らかにしてください。

2つ目は、残されている箇所数、路線数を明らかにしてください。

最後に、登記を進めるにあたって出てきている問題や障害、また、今後の見 通しについて明らかにしていただきたいと思います。

最後に、6点目、国保基金を活用して国保税の引き下げを求めます。これまで幾度も、国保基金を活用して国保税の実質的な引き下げを求めてまいりまし

たが、1つは、今年度の国保税の決定にあたり、基金をどのように活用したのか、また直近の基金額は幾らになっているのか明らかにしていただきたい。

2点目は、資産割を段階的になくしていく計画でありますが、資産割の総額、 資産割の課税世帯が今どれだけなのか明らかにしてください。

最後に資産税を、5年計画で段階的な計画案を明らかにしていただきたいと 思います。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の一般質問のうち、「命にかかわる暑さに対する迅速な対応を」の点と、「国保基金を活用して国保税の引き下げを」の①番の方をお答えさせていただきます。

まず命にかかわる暑さの迅速な対応についてですが、今年度の暑さに対しまして、熱中症予防強化月間であります1月に、防災行政無線による啓発を19日から31日まで実施させていただき、また熱中症予防に対するチラシを全戸配付するとともに、町広報誌7月号に、熱中症予防に関する記事を掲載し、広く住民の皆様に周知させていただいたところです。

また地域包括支援センターの方が各字で実施しております介護予防教室について、熱中症予防の啓発パンフレットを配付、講座の方を実施したところです。

続きまして、国保基金の活用と直近の基金枠につきましてですが、まず基金の活用につきまして、平成30年度当初予算に計上しました120万円を全額基金投入したところでございます。

また直近の基金額につきましては、5,158万7,069円となっております。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、私の方からは、「庁舎に使われているアスベストの早期除去を求める」の件、また、「豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについての検証を問う」についての2点、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、アスベストの件でございますけれども、アスベストにつきましては、 本館棟東北の煙突部分というふうに思っております。また、認識時期でござい ますが、設計業者に問い合わせましたところ、この庁舎の改築にかかります設 計の段階というふうに聞いております。

以上でございます。

またもう1点、豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつの検証の件でございます。私からは、町行政組織の部分といたしましてお答えをさせていただきます。

町行政組織として、真摯に検討を進めるという部分では、今年度よりどのように進めていくのかということでは、今までからの各課のミーティングの中で、さらにきちっと報告、連絡、相談の徹底を図るとともに、毎月、課長会、管理職会の開催をし、連携を図っているというところでございます。

まずは、職員としての法令遵守等の基礎を徹底し、その上で、相談しやすい 環境づくりをつくってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 私の方からは、鈴木議員の「豊栄のさと駐車場拡張工事に係るてんまつについての検証を問う」のご質問のうち、教育委員会の部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

先の豊栄のさと駐車場拡張工事につきましては、皆様に大変ご迷惑をおかけ して申しわけありませんでした。提出させていただきましたこの工事のてんま つ書の結びの部分におきまして、組織としての閉塞感を感じる環境がある、も しくは、あったとしたら、そうした問題を再発させないためにも真摯に検証を 進めるとともに、改善に向けて努力を積み上げる姿勢が私たちには求められて いると考えるところという記述をさせていただいたところです。

議員がお尋ねいただいております、職員が閉塞感を感じる環境かどうかの検証につきましては、職員個々日々さまざまな物事を体験していく中で、その事案をどのように感じ取っていったか、そういった個々の捉え方、感じ方の部分によるものが大きいと思いますし、その感じ方は千差万別で、一概に閉塞感を感じるか感じないかといった区分けしてしまうには少し難しいものがあるかなと思います。

しかし、閉塞感を感じるような環境や情報伝達ができにくい状況があるとすれば、それは教育委員会として、組織運営の進め方において見直す必要があるということで、改善に向けて積極的に努力を積み上げていくべきであるということは言うまでもないことと認識をしているところです。

こうしたことから、組織運営の改善を図る意味で、1つには、課内でのミーティングを、今年度4月当初から、基本的に毎週月曜日実施をしております。 また、今年度当初からですが、事務過程での協議、相談はもちろんですけれど も、伝票決裁においても、幼稚園、小学校、中学校の会計伝票に加えまして、 社会教育課の10万円以上の伝票、そして6月からは、愛里保育園の全ての伝 票を教育次長経由とすることで、教育委員会がピラミッド型の組織として状況 を把握できるように、必要な指示と支援ができるようにと、そうしたことが有 効に機能できる体制を築けるようにということで取り組みを進めているところ です。

さらに、それぞれの職場で、各職員が仕事の目標としていること、そのことを実現していくために指標となっていること、解決しないといけない事柄、そのためにどのような支援を必要と考えているのかなどの把握をすること、そして、教育委員会組織としてどのような対処、支援がしていけるのかをつかむために、各所属長には、課員全員に人事評価記録書を記入してもらって、職員一人ひとりと面談を実施するようにと、7月13日に指示を出させていただきました。

各職場での面談実施をした結果を、8月8日に教育長と私の方が各所属長からヒアリングを行う中で、各職場の現状について検証を進めてきているところです。

今後は、こうした取り組みを継続していくことで改善に向けて、今後検討する部分は何かなど、一定の整理と改善に努めていくものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の「すまいるたうんばすの土日運行を」との件につきま してお答えいたします。

すまいるたうんばすの運行につきましては、平成26年10月1日の時刻表の改正以前までは、月曜日から土曜日までの運行をしておりました。ところが、土曜日の利用者が少ない、ほとんど空のバスを運行するということはどうなのかという多くの住民さんの方々から、人件費の無駄遣いである等クレームがあり、このような理由から、月曜日から金曜日までの運行になった経緯がございます。

現在は、私どもの方、また社会福祉協議会の方に、土曜日、日曜日の運行に対しての要望は来ておりませんので、現状のままで運行していきたいと、今は思っております。ご了承願います。よろしくお願いします。

地域整備課長議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、鈴木委員の「町道の未登記問題はどこまで進んだのか」のご質問 にお答えします。

この問題を平成21年12月議会で質問していただいてから約10年になりますが、実際に事務が進み始めたのは、平成27年度からとなります。

1番の登記が終わった箇所、路線数は87筆、13路線が解決済みです。

2番の残されている箇所数と路線数は252筆、32路線です。今年度は、 今、8筆完了しましたが、用水路や町道でない愛荘町領域の道路のため、筆数 と路線数はそのままです。今現在は6路線、11筆に着手しています。また日 栄区の愛荘町目加田にも未登記があるようなので、現在、状況を調べています。

③の登記を進めるにあたっての問題、障害については、この未登記道路は事業を開始して約30年から40年前に整備した道路の分筆と寄附行為の所有移転が必要です。現在の土地所有者と協議を進めていますが、名義人が死亡した場合、相続登記をしていただく必要が生じます。この事務と調整が困難を極めます。特に、ある個人で、他の物件では財産の相続登記が済んでいるにもかかわらず、未登記の部分は非課税のため、相続登記から漏れていたので、再度相続登記をする必要が生じ、相続人を調べること、他の相続人に説明することが必要になってきます。所有者としては、寝耳に水の状態であるので、非常に、怒られます。また売買の契約した土地がおじいさんの名義ですと、3代、4代にわたって相続人を調べる必要があり、相当な時間を要します。

現在、大正13年に13人の共有名義で道路を購入した部分が道路敷に含まれており、その隣接する土地の売買融資で問題が生じております。現在、その相続人は、今調べたところ84人まで調べましたが、現在も相続人を調べています。また、この案件については弁護士にも相談をしております。

次に、土地を道路の部分だけ分筆する必要がありますが、現在の登記は、その1筆に接している土地まで面積を確定する必要が生じます。隣接者まで同意していただく必要があるとともに、隣接者にも、また相続が発生している場合もございます。また、付近の公図が訂正されておらず、地図の訂正も必要になる場合があります。

この未登記を解決できない障害として、未登記に接する土地に家を建てる場合、金融機関からの融資が受けられない、事情を説明して融資を受けられたとしても、金融機関に未登記の進捗状況を報告しなければならないなどの、尾を引いております。

あと、所有者が未登記であることを知らないために、相続に漏れることが後々

の障害になってきます。

今後の見通しとしては、現在、平成27年度から、土地対策専門員を配置していただき事務処理を行っております。役場自体が、若手の職員が増えて、昔の事業を余り知らないため、事業を熟知しているOBを配置していただき非常に助かっているとともに、今後、解決に向けて邁進していきます。

以上です。

税務課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

税務課長 鈴木議員の2番の資産割を段階的になくしていくとのことだが、資産割の総額、資産割の課税世帯はどれだけかとの質問にお答えいたします。

資産割の総額は、平成30年度で985万622円でございます。資産割の 課税世帯につきましては602世帯でございます。

3番の資産割をなくす段階的な計画案についての質問についてお答えいたします。平成30年3月議会において、税務課より応能応益割計画表をお渡しさせていただきました。応能割について、平成31年度以降も、資産割を毎年1%減少させ、所得割を1%増加させていく計画をしております。また、県納付金の額により、資産割の率は変動する可能性があり、納付額が確定次第国保税の率を算定するため、未確定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

税務課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の国保基金の活用について、先ほどもちょっと申し上げたんですけ ども、再度の答弁になりますが、基金の活用につきましては、平成30年度当初 予算で計上しました120万円を全額基金から繰り入れて資産割の方を充当さ せていただきました。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 まず1点目の命にかかわる暑さですが、回答では、熱中症に対する啓発活動をさまざまな形で実施をしたという回答であったと思いますが、私が申し上げたいのは、先ほども述べましたように、今年の夏は、命にかかわる危険な暑さというふうに評されました。今まで経験したことのない暑さが毎日私たちに襲いかかりました。テレビ、新聞などのメディアは、不必要な外出は控えましょうとか、エアコンを使いましょうなど繰り返し呼びかけられていましたが、高

齢者夫婦がエアコンをつけない状態で熱中症になって死亡という報道がありましたし、豊郷町でも、8月下旬に、私の知人で40代の男性が仕事中に熱中症で倒れ亡くなったという例もありますし、また私の近くの、これも40代の男性ですが、軽い熱中症で約半月仕事を休まざるを得なかったという方もおられます。

ここで申し上げたいのは、暑さは全ての人が平等に感じますが、その異常な 暑さを防ぐ手だてを町民の皆さんが平等に持っているわけではありません。

私は、行政というのは、全ての町民が平等に暮らせるために、くぼんだ所、 困っている人、そこに対して行政が行われるべきだというふうに、行政のあり 方として常々そう思っています。

その観点からいきますと、この暑さ対策として、何らかの具体的な行政の措置を講じるべきだったんではないかと。例えば、冬には暖房費対策というのがあるわけですから、夏の暑さ対策を講じる何か、やっぱりそういう検討、手だてを講じるべきだったと私は思うのですが、そういう思い、啓発ではなしに、発想がされなかったのかどうかということを問いたいと思います。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの暑さ対策についてお答えいたします。

灯油の暖房費の助成というか、高騰したときにさせていただき、そして現在は、恒常的に数値目標としてやっておりますけれども、本当に今年の夏は暑かったです。しかしながら、暑さの、どういうんですか、基本的にどういう形で支援をしていくかというのは、なかなか難しいと思います。今年のがあれなら、来年はどの気温でどうなのかこうなのか、ここらが難しいと思います。なかなかそういう形の中で、やはり対応はできない状況でもあります。

今年、灯油は10%上がった時点で対応させていただく1つのルールができました。これは、やはり1つの物価上昇に合わせてできるわけですけれども、この気温の場合は、どういう形にするかは、今後ちょっと検討していかなければならない、こういうような思いでもございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 今、回答いただきましたが、実は複数の町民の方から、私のとこに直接来られた方も電話の方もおったんですが、何とかこの暑さ対策ならないだろうかとか、例えば、エアコンとか電気代の補塡をしてもらえへんのかとかいろいろあ

りました。そういう要望がありました。

私が先ほど申し上げたのは、強調したいのは、そういう声を待つまでもなく、 本来、行政が何らかの検討をすべきでなかったのかということを申し上げたい んです。

今、町長の方からもありましたが、例えば、今年は幸いにも暖房費助成が予算化されていますから、これの予算の組みかえということも、非常に難しいですが、事務上は可能ですし、また予備費は緊急の予備費として使うためにあるわけですから、そういう検討も可能ではなかったのかというふうに考えたわけです。

いずれにいたしましても、冬の寒さは命にかかわる寒さとは表現されません。 これからひょっとしたらそういう表現あるかもしれませんが、命にかかわる寒 さという表現はされませんが、今年の夏は、命にかかわる暑さだと、こう表現 されたわけです。

ここで求めておきたいのは、今、町長の方からも、少し検討が要るなというお話があったんですが、この昨今の気象状況では、この暑さというのは、一般的に言えば、来年以降も続くことが予想されますから、ぜひ、来年度以降のこの夏の暑さ対策について、町内での検討をお願いしたいと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

流されてこうしていくというのは、なかなか行政、これ、一番難しいもんですから、1つのルールづくりというのが大切だと。ただ、おっしゃったように、この頃気象庁の方は、特に命にかかわると、それがものすごく連発されてます。特に、そういうふうな状況でもございますので、ただ、暑さ、どれをもって、やはり町民の皆さん方に対応できるかというのを真剣に考えんと、軽々にはちょっと言えない部分がありますので、またよいアイデアでもありましたら提案していただけば、また考えもさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 次にアスベストの問題ですが、ひとつ具体的に教えていただきたいんですが、 東北の、要するに、煙突部分というのは、前聞いたのは、そこの議場のその辺 だと聞いたんですが、これで間違いないんですか。間違いないんですね。この 部分。

それから、いつ頃認識したのかという点では、設計の段階ということでしたが、全員協議会では、平成17年頃というお話があったような気がするんですが、ちょっとその辺のところを明らかにしていただければと思います。

アスベストが人間の健康に与える有毒性については、もう言うまでもないと思います。アスベストを吸って亡くなった人、被害に遭った人々が全国で裁判を起こされていますが、この8月31日にも大阪高裁で判決があり、住民が全面的に勝利をし、9回連続で国の責任が断罪されています。国はそれらを受けて、実は各省庁でさまざまなアスベスト規制に関する法律をつくられているんですが、先ほどの回答では、設計の段階ということだったんですが、アスベストが使われているということを、どんな調査で、どんな検査でアスベストが使われているのがわかったのか、これをひとつ説明をお願いしたい。

それから、この問題を受けて、平成18年に、例えば、建築基準法が改正されていますが、その改正された建築基準法では、よく私も専門的にわかりませんが、吹きつけアスベストとアスベスト含有吹きつけロックウール、含有率が0.1%を超えるものが規制対象となり、新たに建築する建築物への使用が禁止になったと。また、平成18年以前に建築された建築物においても、総改築を行う場合は除去が必要となると、こういうふうにされています。

そこに、今まさに使われているアスベストというのは、このどちらになるのでしょうか。吹きつけアスベストなのか、アスベスト含有吹きつけロックウールなのか、それとも両方とも使われているのか、もし、今わからなければ結構なんですが、建築基準法ではそうなっているので、どちらかしてください。

それから、今、読み上げましたとおり、この吹きつけアスベストとアスベスト含有吹きつけロックウールが建築物に使われている場合は、増改築、大規模な修繕の場合には除去をしなければならないというふうにされているのですが、まさに、今ここに使われているわけですが、この除去をどうするのか、どう考えているのか、説明をお願いしたいと思います。

最後に、ここを柱で囲まれているので、飛散の心配がないというのは空論だと思います。なぜなら、私の記憶では、県内で体育館に使われていたアスベストを吸った先生が肺気腫になったということで裁判を起こして、その主張が認められています。このときにも、そういう意味で言えば、劣化していますから、ひょっとしたら飛散しているかも、そこにお座りの皆さん、今、まさに吸っておられるかもしれません、私もそうですが。そこで早急な応急な処置が必要だと思うのですが、回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

位置でございますけれども、東北、まさにその角でございます。その認識時期につきましては、私が、今回、5月16日の設計業者との2回目の打ち合わせのときに、アスベストの含有があるのは本館棟の煙突のみで、煙突については撤去も考えるが、まずは封じ込めの方がいいんではないかというような提案を受けたところでございます。その封じ込め撤去の処分内容につきましては、改築に伴う解体なり、改築の改修のときであるというふうに聞いております。

先ほど、おっしゃいました吹きつけか含有かという部分では、平成17年の 豊郷町公共施設アスベスト調査報告書というのを見ておりますと、吹きつけア スベストと書いておりまして、含有吹きつけを含むというようなことでござい ます。再度、その部分については、アスベスト調査をまた別の業者に依頼して、 平成18年度に、再度アスベスト調査をしたところ、1%未満、基準になる1% 未満であるということから、早急な対応というよりは、撤去のときには、先ほ ど申されましたように、アスベストの撤去方法に従って撤去しなければならな いということで、先の全協でもお話をさせていただきましたとおり、囲い込ん での撤去作業ということになることから、その作業時に撤去、また封じ込め等 の対応をしていくというような設計業者との協議の中でのことでございました ので、そのように考えております。

また、いつからわかっていたんだというのを設計業者に問い合わせましたところ、設計段階ということですので、我々、その当時の一般職員との協議の打ち合わせが始まったのが25年だったというふうに認識しておりますので、そのときには、もうわかっておったのかなという思いでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 今の回答を聞いてますと、平成17年のアスベスト報告書に記載があって、 平成18年度の再調査で、アスベストが含まれていることが既にわかっていた ということですね。1つは、確か全員協議会で、町長も、私も最近知ったとい うふうに述べられたと思いますが、平成18年度にアスベストが使われていた にもかかわらず、町長も含めて、今まで誰も知らなかったということになるわ けですが、その情報は、誰が知っていて、なぜ情報が共有されていなかったん ですか。 少なくともアスベストが使われていると知っていた職員、いるわけでしょう。 誰が知っていたんですか、これは。なぜ情報を共有しなかったのですか。

庁舎の一部にアスベストが使われていたという事実を隠蔽し、それを町民にも報告せずに庁舎の増改築を進めてきたのは、私は、町民議会に対する裏切り行為だと断罪せざるを得ません。まずは、この事実を町民に報告し、謝罪をして、早急にアスベスト問題の解決方法を示すべく、庁舎の増改築問題よりは、そのことが最優先課題だと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

前回のときは、私も、初めてというようなお言葉をしましたけど、よくよく 考えてますと、これは、確かにあの時期やと思っております。ただ、そのとき には、そこをさわらなくてはよいということで、これは全協でも皆さん方にお 話ししてあると思います。要するに、今回この問題が出てきたのは、先ほど言 いましたように、天井がつり天井で、ブレースを入れないかん、落ちるという 中で、そこをさわるとアスベストの問題が出てくるということで、それで問題 が一気に吹き出てきた、そういう思いです。それで、ずっと今まで全協から考 えておりましたら、そこを残すときには、ひとつもさわらないので別段影響は ないと、こういうようなお話は、確かしてあると思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 次に、豊栄のさとの問題ですが、少しずつは進みかけているようではありますが、もう一度、このてんまつ書を読み返してみますと、工事金額を増やしたいといっても、契約変更は認めてもらえないという思いが強くあったとも課長は述べています。設計の内容を変更しているにもかかわらず、契約金額を変更しないという縛りを設計業者や工事請負業者に求めたことは、到底正常な事務処理とは言い難いということで、これは担当者の個人責任をここでは明らかにされてると。それはそのとおりだと思います。同時に、最後には、組織としての閉塞感を感じる環境が教育委員会あるいは町行政の組織にある、もしくはあったとすれば、ある、もしくはあったとすればという両論併記になってますが、私たちは、今後、こうした問題を再発させないためにも、組織としての閉塞感解消に向けて、それぞれの組織で真摯に検証を進めなければならないと、こういうふうにされて述べられています。

組織としての閉塞感解消に向けて、じゃあ、具体的にどうするのかということです。先ほどの回答では、ミーティングを週1度にしたり、また相談しやすい環境づくりを進めていきたいという回答だったのですが、問題は、具体的に、そういう相談しやすい環境づくり、風通しのいい職場をどのようにしてつくっていくのかということが課題だと思います。

閉塞感というのはもう説明をする必要もありませんが、閉ざされて、塞がれているという感じだと思いますから、ここである、もしくはあったとすればというふうに書かれているわけですから、提案したいのは、例えば、職員の皆さんに、この問題に特化をする必要はないと思いますが、先ほど、総務課長がおっしゃられた相談しやすい、風通しのいい環境づくり、職場づくりを進めるために、職員の皆さんにアンケートをとるということも1つの手だてじゃないかと。

私は、職員の皆さんも率直に、正直に答えて、自らが働く職場を、自分たちも自らよくしていくという気概、意欲を持つべきだと。もちろんどの職員がどんな回答をしたのかわからないため、そういう工夫は必要だと思いますが、私は、まずそういう、例えば、風通しのいい環境づくりをするために、そういうことも1つの方法だと思いますが、回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは再質問にお答えしたいと思います。

確かにおっしゃいますように、それぞれの職員には価値観、考え方多数、いろいろな考え方があると思います。ですから、アンケートの1つも確かに必要ではないかなと。今回、健康診断の中でもストレスチェックというものをやっております。ただ、それぞれの職員の考え方の中に、それぞれの服務規程に関して、また財務規則違反等の、今までやってきた、そういうものを置いてまで、自分の価値観だけで進むという人間も多数おりましたので、そういう部分については、私も総務課長として、基本的にはきちっと、今までよりも厳しく叱責する部分もございます。そういう部分でもやはり意見は聞いていかなければならないと思いますので、今の議員のご意向については参考にさせていただきたいなと思いますし、今まで以上に、庁舎内を巡回し、それぞれの顔色を見るなりしていきたいというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

教育委員会としてですけれども、今ほどアンケートということでご提案いただきました。確かにその方法も1つかと思います。また、現在取り組んでおります、先ほど申しました人事評価での記述と面談、やはり自分という存在が受け入れられているということが感じられる職場でないと、このことは解決にならないと思いますので、議員おっしゃるように、風通しのいい職場づくりということで、これからまた進めたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 私が提案したのは1つの方法ですから、別に全然。申し上げたいのは、1つは、職員の皆さんにもぜひ頑張ってほしいと。職員自らが頑張るときではないかということを申しあげたいんです。先ほども言いましたが、閉塞感というのは塞がれている、閉ざされているという意味です。その反対が、もちろん開放ですから、開放は、制限を解いて出入り自由だと感じることというふうに広辞苑にあります。これを職場に当てはめるならば、風通しのいい職場、組織をつくることだというふうに言いかえることができます。

まず、私は、何よりも職員の皆さんに頑張っていただきたいんですが、何よりも、そういう職場づくりをするためには、町長のリーダーシップが必要だと思いますが、最後に町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えします。

やはり明るくて、そして風通しのいい、そして、そういう働きやすい職場づくりというのが一番大切である。しかしながら、規律はしっかり守る。今まででも、各課にアルコール度のチェックをして、そういうようなこともしてきました。そして、議員から財務規則違反、それも指摘があって、厳しくそれもやってきました。

今度は自治法違反という可能性もあります。やはり、その組織の中にあったら、組織はしっかり規律は守って、そして、それぞれがお互いに牽制し合って、明るく、そして頑張れる、そのような組織、そして、それぞれの課をつくっていくことが大切であると。それぞれの課長にも言います。きちっと、お前のとこはコミュニケーション図れてあるなと。部下までがコミュニケーション図ってます。ある課になると、お前、しっかり話し合ってんのかいうて、部下と上

司との断層があるような所もあります。そういうとこはしっかりやっていかなければならないし、それぞれ、以前は、各段階層との懇談をやったんですけれども、これからもそのような懇談を一遍やってみながら、組織が統率とれ、しっかり意思伝達ができる、そのような組織をつくっていきたいし、若い子が笑顔で頑張れる、そのような豊郷町でありたいなと、このように思っておりますので、ぜひとも、これから頑張りますのでよろしくお願いします。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 すまいるたうんばすの問題ですが、先ほどの課長の答弁をお聞きしてますと、 土曜日は少ないから要らんの違うかと。人件費の無駄遣い違うかという議会か らの指摘があったので土日やめましたと。

> 私は、今日、もう一度再開をしてくれたらどうかというふうに質問している。 そのお言葉をそのまま借りれば、時代も変わっていますから変わるわけですよ、 利用者の状況もね。

> ここで申し上げたいのは、土日運行の再開の要望があるのは、例えば、丸善さんとかの買い物ですよ。全路線で土日運行ということでは言ってないんです。 当然、土曜日、日曜日も買い物されるわけですよ、同じように。たまたま私主 夫ですので、買い物に丸善よく行くんです。行きましたら、そこ、利用者の方 がおられまして、これ、土曜日、日曜日は来やへんのやと。確かにそうなんで すよ。

> ここで申し上げたいのは、よりそういう所に特化をして、土曜、日曜、買い物に出かけられる、そういう運行計画がもう一度検討できないかということをお願いしたい。

以上です。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

現在も、高齢者の方、病院以外にもアストとか、それぞれ行っておられる方もおられるんです、65歳以上のお年寄りの方でもおられますし、土日運行となりますと、高齢者のみならず、いろんな方が多分要望を出してこられると思うんです。私も土日やったらこれ使ってもいいんやないかとか、いろいろな要望が出てくるとなると、もう福祉バスの本来の目的からずれてくるのではないかなと思わざる得んこともないんかなと思います。

それになると、福祉バスの超えた中、福祉バスではないコミュニティバスと

いう町全体での考え方になってしまうと。本来やったら、福祉バスは高齢者の 方、障がいのある方、土日病院が休みやから、月曜日から金曜日にしましょう というルールの中で走ってます。それが崩れるとなると、福祉バス本来の目的 からちょっと外れるんやないかと、今思ってるわけなんですけれども。よろし くお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 これ書いたけど、高齢者や障がい者の外出支援と書いてあるのやから、この 範疇どうなりますということになるので、そういう手当てはどうでもいいんで すよ。要するに、そういう要望があるから検討してもらえませんかということ を言ってるわけです。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

現在、社会福祉協議会に委託している事業でございます。福祉協議会の今の 体制等もありますので、一応協議もまた必要やと思います。その中で、また検 討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 次、町道の未登記の問題です。非常にご苦労を願ってるということがよくわかりました。平成20年の9月議会で、この問題を質問しましたとおり、当時の総務主幹は未登記の土地は、現在把握していないと答えていましたが、平成21年の12月議会で初めて未登記があることを認め、30路線はあるのですが、もう少し調査の時間がかかると答えられました。町長はその際、この機会に洗い出し、できることから、これを1つの教訓として職員が一丸となって、今後、行政運営に励んでいきたいと答弁があってから、もう丸7年になりますが、先ほどの回答ですと、非常にご苦労願って、実質は平成27年度ぐらいから進めていただいてるということには敬意を表したいと思いますが、それでもなお残されてる箇所が、今のところ250カ所あると。非常に大変な作業だと思います。

先ほど、ご答弁にありましたが、1つの問題は、所有者が自分の土地を未登 記とわかってないんです。当然です。もう町に売ったわけですから。当然、町 の方に登記されてると思ってるわけですが、町の方は登記をしていないわけで すから、これは所有者の人は、当然自分のとこが未登記になってるとは知りま せん。ですから、その分が未登記ですから、相続登記しませんから、先ほど言った大正十何年の十何人という非常に大変な作業が、実情が出てくると思います。

固有財産の未登記は、やっぱりこれは町民の財産ですから、町道と言いながら、実は町道になってないという箇所が今でも250カ所以上あるということを私たちも認識して、非常に、難しい問題が残されているというのは私も理解をいたしますが、ぜひ、これからも頑張っていただきたいと思いますが、最後に担当課長の思いだけを聞かせていただければと思います。

地域整備課長議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

非常に、未登記の問題、年月がたってまして難しいんではありますが、町民さんの方にも確かにご迷惑をかけてる部分がぎょうさんあります。なので、252筆、今わかってますので、まずはその方たちに、ここの部分、未登記ですというお知らせをすることも大切かなとは思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 最後に、国保基金の活用ですが、ちょっと私の質問が、今年の発言通知書で、今年度の国保税の決定にあたり、基金をどのように活用したのかと直近の基金額は幾らかというのを質問したつもりでした。直近の基金額が5,185万とわかったのですが、もう一度ここで確認をしたかったのは、今年の保険料の国保税の算定にあたり、もう一度、これ税務課の方でも結構ですから確認をしたいのですが、確か1,200円でしたか、保険料が上がるということで、この激変緩和措置として基金から600円を確か支出をするという報告があったと思いますが、それで使った基金が幾らかという質問をしたかったんです。申しわけございません。これ、また後で、どちらでもいいですから、回答を。意味、いいですか。また後で答えてください。そういう意味です。

先ほど言いますと、直近の基金額が5,185万あると。それから資産割の総額が985万で、資産割の課税世帯が602世帯ということですから、大方国保世帯の半分ですよね、資産割がかかっているところが。ということになるんでしょうかね、係数で言えば。

提案したいのは、1つは、基金の活用については今までも何度も議論してまいりましたし、県下で統一されるまでに、うちの基金を持ってる必要ないので、

それは十分に激変緩和措置に含めて活用していきたいということでは合意をしていますから、各論でいくんですが、例えば、先ほど申し上げました、600円を抑えるのに、確か120万ぐらいだったと思いますから、まず第一段階として、今年年度途中で無理であれば、来年、まずこの600円を抑えるのに、あと120万、わずか120万ですから、5,185万の120万ですから、まず小さなこととして、これを実行してはどうかということを提案したい。

それから、直近の基金額が 5, 185 万で、この数年、今回の決算でもそうですが、毎年ほぼ 1, 000 万円近くの基金が積み立てられています。もちろん年度で変動はありましょうが、県内の保険料の統一までは 5 年ありますから、これでいきますと、今は 5, 000 万で、毎年 1, 000 万円近く積み上げていけば、 8, 000 万から 1 億ぐらいの基金が積み上がるということになると思います。

そこで次の提案は、これから資産割の分985万を5年計画で10%増やしていくということなんですが、この基金を活用して、その資産割分985万に 充てれば、この分実質の軽減になるのではないかというふうに思います。

その場合、じゃ、その軽減をどうするかということになりますから、これは、 例えば、公平、公正の観点から、この 世帯を資産割の課税世帯を対象にす るとか、事務的な検討は必要かと思いますが、そういう方向を検討してはどう かということを提案したいと思いますが、回答を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木委員の再質問の方にお答えさせていただきます。

先ほどの120万円の計算方法につきましてですが、今年度の確定賦課で約2,300円程度、1人当たりの調定額が上がっておりますので、それに1人1,200円充当したので、120万円全額させていただいたという整理になっておりますので、まずその1点ご了承いただければと思います。

あと基金の活用方法につきましてですが、毎年基金が積み上がるというふうな試算の方をしていただいたんですけども、毎年度基金が、毎年1,000万積めるかどうかというのは給付の状況等々によって当然変更してくる部分もありますので、その部分に関しては、給付の動向を見ながら、基金の活用の方を考えていきたいなという部分と、あと県の納付金の算定の方が、まだ今年度されておりませんので、基金の納付金の算定の際に、どのように基金の方を活用していくのか、また議員の皆様も含めてですけども、国保の運営協議会等々で活用の方法を考えていきたいなというふうに考えております。

あと資産割の方のみ活用していくという部分の方も、今後の検討課題として、 ご意見としてお聞かせいただきましたので、今後、統一保険料になるのは大分 先になるとは思うんですが、4方式から3方式になってから統一保険料に変わ るまでの間に、基金の方は順次活用していければなというふうに考えておりま すので、ご理解いただければと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 2つ提案をしたんです。1つは、今年実行された120万、これ、まずできるんじゃないかと。もう1つの提案は、資産割を毎年10%増やしていくということですから、980万ぐらいですから、これの有効な活用を、検討をぜひしていただきたいということを求めて、私の質問を終わります。再度回答だけお願いします。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再々質問の方にお答えさせていただきます。

先ほどご提案いただきました提案につきましては、事務局と国保の担当なりと、来年度の納付金の算定の金額等々踏まえて適切に対応させていただければと思っておりますので、またご理解の方お願いします。

以上です。

前田議長 ここで暫時休憩といたします。再開は3時より始めたいと思います。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時00分 再開)

前田議長 それでは再開します。

次に、西澤博一君の質問を許可します。

西澤博一議員議長。

前田議長 西澤博一君。

西澤博-議員 それではよろしくお願いします。

まず、防犯カメラの設置の計画について、平成30年6月議会において、防犯カメラの設置について質問したところ、防犯カメラの必要性は重要と考えている。速やかに重点となる所には設置を進めたいとの答弁でありました。

そこで、下記の点についてお尋ねします。

1、重点となる防犯カメラの設置場所は。

2、防犯カメラの設置の今後の計画についてお尋ねをいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、防犯カメラの設置の計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の重点となる防犯カメラの設置場所につきましては、豊郷駅にと 考えておるところでございます。

また、防犯カメラの設置の今後の計画につきましては、現在、教育施設等に 設置してある現状の設置場所の管理者と協議しながら、また、今回設置予定箇 所の豊郷駅の動向、また駐在所の警察官の方との協議を経て考えてまいりたい というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 それでは再質問させていただきます。

設置の目的については、事件、事故の抑止、また自然災害の減災対策とか行 方不明者、子供、認知症高齢者の捜索等々に防犯カメラが利用されているのは 承知のことと思ってます。今の点で、今回、補正予算で、豊郷駅の駅前に防犯 カメラが設置されるのは、今回予算上がっております。精度については、私も 余りよく知らないんですけど、駅前につける防犯カメラの機能というのは、や はり夜でも昼でも関係なしにきれいに写るもんですか。それ、一応答えていた だけますか。

もう1点ですけども、これからの計画なんですけども、前回6月議会のとき 答弁させてもろた中で、財政的な事情があろうと思うので、3年から5年にか けて設置していただきたいという質問をさせていただきました。

今の答弁の中では、警察との協議とか教育施設等々の答弁がござました。今年度は、平成30年の補正予算では、駅前で設置するというのは上がっておりますけども、来年についてはどのように進めていくのかお聞きしたいと存じます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤博一議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

駅に設置予定のカメラですけれども、議員のおっしゃるとおり、昼でも夜で も顔まではっきりわかるようなものにしたいということで、今のところ、カタ ログから選んでおるところです。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、西澤博一議員の再質問にお答えしたいと存じます。

来年度の予算の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、 現在設置してある場所の管理者との運営方法についての協議をし、どのような 状況で、メリット、デメリットも考えながら、また、今ほどの豊郷駅のことも 検討しながら進めていくことから、来年度の予算については、現在のところ予 定はしておらないと。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 今の答弁では、来年度については、今のところ、予算計上をする予定はない というふうに答弁をお聞きしました。

先日、新聞等で、中部電力ですけども、情報通信の技術にICTを使うことでと、新たな電柱の活用策というのが新聞に載っておりました。その中で、電線の高さのカメラで道路や公園を撮影する見守りポールは、東海3県の自治会や商店街、また自治体に売り込みを始めたと新聞等に載っております。恐らく関西電力も中部電力がやっていることだから、関西電力もやってるかなと私は思うんです。

その点について、もし関電の方から、このような依頼というか、どうですかと来た場合には、どのような対処をされるのか。

それともう1点、来年度については、今のところ考えてないと。しかしながら、この間も、富田林じゃないですけども、脱走していまだに捕まってないというのもあります。しかし、子供の安全とか地域の方々の安全等を考えた場合には、せめて1カ所でも2カ所でも、やはり考える必要があるのではないかと私は思います。

その点について、もう一度答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは再々質問にお答えしたいと思います。

まず、関西電力の方の関係でございますが、関西電力から、飲み物の自動販売機を活用して、その利益によって防犯カメラの運営に充てるというような制

度をご提示いただきました。月に何本以上の売り上げがあればペイできますようというようなご提案をいただきましたので、特に、そういうようなのは自治会等に向いているのではないかなというご提案をいただいておりましたので、今、1字、ご相談をちょうど受けた所にはご提案をさせていただいておりますので、具体的な内容が煮詰まり次第、関西電力の関係の会社をお呼びし、協議に入る予定をしておるところでございます。

また、今後の安全・安心という意味では、やはり考えていかなければなりませんが、きちっとした計画のもとに設置しなければ、つけたはいいが、後々の運営についての支障を来すようではだめですので、今までの実績を踏まえ、また、安全・安心のためには補正ででも対応してできるような形で考えてはいきたいと思いますけれども、まずは実績を踏まえた皆様のご意見を聞きながら、また、先ほども申し上げましたように、駐在所の方の意見を聞きながら、その中での素早い行動には移ってはいきたいとは考えてはおるところでございます。以上でございます。

西澤博一議員議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 それでは、職員の県等への派遣についての質問をさせていただきます。

職員を県等へ派遣することは、県、町双方に意味があり、町として人事交流の目的を明確にすることで、職員の人材育成につながると考えます。以前、町職員の県への派遣がありましたが、今では、その職員は、そのときの経験、体験が糧となり、管理職またはリーダーとして活躍されているところであります。そこで、人事交流により県等への派遣することで、町職員はいろいろなことを学び、経験、体験することで、5年、10年後を見据えて、住民へのサービス向上につながると考えるが見解を求めます。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 西澤博一議員の職員の県等への派遣による人事交流についてというご質問に お答えをしたいと思います。

人事交流は、確かにご指摘のとおり、人材育成の観点からも有意義なことだと考えてはおります。現在の本町の職員の配置を考えたときに、派遣以前に、現状でのサービスの低下があってはならず、人員的に交流という意味では、県からの派遣も検討していただき、県、町がお互いにメリットがあることを確認していく必要もあるのではないかなというふうに考えております。

今後の人員配置を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 それでは、何点かお聞きしたいと思います。

これまでの人事交流といいますか、大分前だったですか、市町村振興課に職員を派遣しているとか、税の徴収に派遣があったように思います。また保健師の方では、人事交流で、平成27年、28年、やられたという記憶をしております。税務の関係では、税の共同徴収、湖東合同庁舎に税務課の職員が出向されておると聞いております。また、彦根愛知犬上広域行政組合にも1名行っておられるのはよく聞いております。

今の職員の現状の中で、役場ではさまざまな研修を行っておられるが、限られた時間の研修で、職員の資質の向上にはつながらないのかなと私は思います。また、特に豊郷町は職員の数も少ないため、新しい取り組みに挑戦するのは難しい環境にあるのではないかなと思います。また、住民のニーズが今後多様化することが予想されますので、それに対応できる職員が求められるのではないのかと。

また、最近、若手職員が多くなっておりますので、今後、今の管理職世代が 退職したときに、住民ニーズに対応できるのかなと、私自身思っておるとこで あります。そのようなことも含めまして、どうかなというのがあります。

また、人事の交流ですけども、幅広い知識を習得し、視野を広げることができると、私は思います。また、派遣されてきた県や他の市町村の職員が交流することで、こちらの職員も、他の行政機関の実情や制度などを知ることができるのではないかと思っております。若手職員が多いので、人事交流によって、他の市町のよいところを知り、町でも実践しようと考える職員、リーダーをとってもらう職員が若手から出てくるのではないかなと、そういうメリットがあるかなと思います。

現状では、役場内の人事異動によって仕事内容は変わりますが、基本的な考え方は変わらないと思います。今後の社会情勢に対応していくためにも、やはり広い視野を持つことが重要であると。例えば、県やほかの市町村に出向して、実際に行政にかかわる制度を勉強し、職員との交流を深めることができ、広い視野をもって新しいことに挑戦できる将来の町の中核にある職員は、やはり人事交流、派遣等は、今のときに考えなければならないかなと。

事情は1つの課で、5人から6人の関係の方が1つの課でおられます。その中で1人が抜けることによって大変なことと思いますけども、しかし、将来の

ことを考えた場合にはプラスになるのかなと、私自身はそういうように思います。

あともう1点ですけども、豊郷町は丸紅さんとの交流があります。その中で、職員を民間へ研修派遣を行い、民間の経営感覚を学ぶ、それをまちづくりに還元することで、職員にとっても、町にとっても、非常に有意義であると思うんですけど、今の何点かについて答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

今、議員さん、おっしゃっていただいたとおりでございまして、今現在まで 県に派遣された職員がほぼ、今現在、ここにもたくさんおりますけども、一線 で活躍しておる職員ばかりでございます。という意味でも、視野を広げ、外の 空気を吸ってくるということは大事なことであり、今の本町での研修ももちろ ん大事でございますが、普段からの町の中での人権学習講座等、それまた、い ろいろなイベントで、それぞれの住民との接触により、今、町民の皆さんが何 を思っておられるのかと、そういうニーズについて触れることをまず基礎とし て、その中で、県内、また県外の人事の交流、また、人との交流というものは、 これからも伸ばしていきたいという意味で、そういう意味では、室戸市、また 浦安市との交流もその1つかと思います。

また、本日、町長が交渉に行きまして、全国の町村会の職員との人事交流というものが出てまいりました。全国町村会の職員を東京から2週間程度受け入れることにより、うちからも、また2週間程度、若手職員を東京の町村会に派遣し、全国の今の状況を学んできていただくのも、今年度中には行っていきたいというふうに思っておりますし、現在、医療保険課長におきましても、全国の諮問委員会の厚生労働省での委員として参画しておる、そういう部分では、全国町村会の一線で、全国の一線で活躍しておる職員も多数いるという部分では、今後のさらにリーダー育成にもつながっていくというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

今、お聞きしたところ、人事の交流で行かれるというのは聞きました。大変、 これは町にとっても、これからの行政運営に対しても大変大事なことで、重要 なことだと思っております。

そういう中で、ほかの町で調べさせてもらったら、朝来とか朝倉は、市町村の職員の人事交流の要綱というものをつくってるところもあります。また、県外の市ですけども、職員研修で省内の研修とか派遣の研修とか、また職場の研修、職員自身が自発的に取り組む自己啓発とか、そういうようなことを重点に、職員の能力を開発する研修としてやっておられるとこもあります。

私たちのところの町といたしましても、やはり優秀な職員は多くおられますので、これから若い職員を、豊郷町を担っていただく大事な職員ですので、そういう方々に、町の中にいてはもう1つ、よその飯も食ってこなあかんやろうと思うので、やはり、たとえ1年でも交代交代に派遣、人事交流はしなければならないと思いますので、その点について、もう一度答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

前田議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをしたいと思います。

今ほど、人事交流の要綱というお話もございました。要綱までに、先ほど、審査、意見書の最後に、監査委員さん、述べていただきました。町長を先頭に、全職員が強い決意のもとに一致協力して積極な取り組みへと結びつけという部分がございます。まずは、本町での基礎を、職員全てが一致団結して職務に取り組む。それと、町長が今年度5つの健康に取り組んでおります、職員の健康という部分では、先ほどの議員の風通しのいいという部分、おっしゃっていただきました。そういう部分をまず念頭に置きながら、その中で、じゃ、自分はもっと意識を高めていこう、資質を向上していこうという自分からの発奮材料といいますか、そういう部分から始まっていくんではないかなということを考えておりますので、今後も一致団結して、人事交流でよりスキルアップした職員を育てていきたいというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 では、再度、豊郷町道路等工事受益者負担規程について問います。

平成27年3月議会、9月議会において、豊郷町道路等工事受益者負担規程 について一般質問をしたところ、早々に対応していただきましたが、その後3 年が経過いたしました。そこで、以下の点について答弁を求めます。

まず1番目、今後、地元負担の割合の軽減についての考えは。

2番目、公共性の高い所の軽減についての考えは、答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤博一議員の「再度、豊郷町道路等工事受益者負担規程についてを問う」 の質問にお答えします。

この豊郷町道路等工事受益者負担規程については、平成28年4月1日改正を行ったところです。前任者からも、今後見直すように引き継ぎを受けております。この観点から①の今後地元負担割合の軽減については考えております。時期については調整させてください。

②の公共性の高い所につきましては、この豊郷町道路等工事受益者負担規程は里道と水路の部分のみのため、公共性が高い所の判断が難しいんですが、里道を生活道路として活用されている地域では、地元負担割合を軽減することで補えるのではないかと考えております。

以上です。

西澤博一議員議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 今、山田課長の答弁、ありがとうございます。今の繰り返しじゃないですけども、里道も、前の平成27年の議会でも申しましたけども、田んぼの道も里道、山林も里道、里道もいろいろありますわ。しかし、今の課長の話ですけども、やっぱり公共性の高いとこ、地元が普段毎日利用してる道等は、それは町道の役目をしておりますので、そこら辺については、行政の方にも一考を考えていただきたいと存じます。

この点につきまして、また各字によって財政的な面があります。どこの区においても、高齢化になって、若い方々が、うちはこの間新聞読んだら、有権者は0でしたけども、ほかは22か30人出ていくのも新聞で見ました。しかし、高齢化の中で、これからそういうような重要な道路をやっていくのに対しまして、やはり財政負担はかかります。前は35%でしたけど、今は25%であります。これから25%がどのぐらいになるのか、明確に答弁できるならお願いしたいと思います。できないなら、また、それなりの答弁をお願いしたいと思います。

地域整備課長 議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤博一議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり里道を生活道路で使っている字については、この受益者負担金というのはかなり負担になっているのは、27年度の3月議会、6月議会

で十分承知しております。

先ほどの質問なんですけど、負担率については、今ちょっと調整させていた だくということでご理解お願いします。

西澤博一議員議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 再々質問で、調整するということは、何らかの形をとっていただけるという ことですか。答弁求めます。

地域整備課長 議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤博一議員の再々質問にお答えします。 何らかのことを考えているということです。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 それでは、学校給食の滞納縮減について。平成30年度から小中学校の給食費の無償化が実施されたところであります。

給食費の滞納額が毎年増加している状況が懸念されます。毎年、審査意見書により指摘を受けているにもかかわらず、滞納額が増加しております。下記の点について答弁を求めます。

- ①平成29年度の対応について。
- ②今後、滞納の縮減に向けての対応について答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の学校給食の滞納縮減についてのご質問にお答えをさせていた だきます。

> 議員おっしゃるように、給食費の滞納額は毎年増加をしており、私も、特に 平成27年度以降の増え方が目立って大きくなっていることから、今後、滞納 解消に向けた取り組みが一層重要度を増していると感じているところでもあり ます。

> まず①の平成29年度までの滞納解消に向けた対応についてですが、教育委員会では、給食費の未納者に督促状を送って、速やかに給食費を納付されるよう促してきました。その結果、給食費を納入いただければいいのですけれども、何らかの事情で速やかな納付とはならない場合、今後の納付計画について相談に乗らせてもらい、履行していってもらうということになります。しかし、督促状を送っても何ら反応もなく、納付もされない状態となりましたら、次には、

未納通知、催告書と送付するとともに、電話による納付勧奨も行い、それでも何も答えてもらない場合は法的措置予告通知というように、順次関係通知を送る一方、滞納者本人とも連絡をとるなどして、納付を促すよう取り組んできたところであります。

また、就学援助費や児童手当を受給されている保護者で該当するケースがある場合には、支給額の中から給食費の支払いに充てることについて同意書を出してもらい、その上で、就学援助費や児童手当から給食費を納入してもらうということも行ってきています。

次に②の今後、学校給食費の滞納縮減に向けて、どのような対応をしていくのかという点についてですけれども、これまでの取り組みを継続するとともに、これまでは、学校が、給食費の滞納解消にかかわるということがなかったようですので、学校長や学校事務員さんといったところを巻き込みながら、学校とも一緒に滞納解消に向けた取り組みを粘り強く進めていきたいというふうに考えております。

また、児童手当などからの申し出徴収についても、今後一層積極的に働きかけていきたいというふうに考えているところですので、よろしくお願いします。 以上です。

西澤博一議員 議長。

西澤博一議員

前田議長 西澤さん。

学校給食ですけど、ほかの滞納から比べれば、未納額とか比べれば、金額としては180 万ぐらいですけども、未納額は7,100 万とかいろいろありますわ。しかし、今回取り上げたのは、学校給食が今年度から無償化になったと。すると、今まで、各家庭におかれる方は、やはり給食代を払ってきたと。子供のために両親が仕事で頑張りながら給食代を払ったと。しかしながら、そういう中でも、悪質な方がおられると思います。払えるのに払わない方もおられるようにお聞きをしております。また、低所得者で、家庭等でなかなか給食費の支払いができなくても、しかし何とか払わないかないなと思いながら、たとえ月々でも多少でも払うておられる方も聞いたことはあります。その方は前向きに考えていただいていると思います。それが、今回のこの審査意見書は平成29年度ですけども、平成25年度は60万6,000円でした。それからずっと29年度に181 万2,000円になってるわけです。27年度、28年度、29年度、この3年間の間に給食費の滞納が増えております。ざっと27年度が108 万とすると80 万増えてます。確か給食代は4,300 円か4,500 円やと、掛けたら何人分かというのはわかります。しかし、重な

っている方もおられるようにも聞いてます。

そこまでなったのに、今まで教育委員会としてはどのように対応してきたんかと。今、神辺課長は、これからの対応について、今までの対応について述べられましたけども、これから給食の滞納はありませんわ、無償化になったんやさかいに。しかし、今まで払うてこられた方に対しても、やはり滞納した方には、どういうような形であろうが給食費を納めてもらうように、学校と連携をしながらやっていってほしいと思います。

この重要施策についても、29年度の重要施策についても、その当時は、まだ給食は無償化でなかったけども、1件に月300円の補助をしておりましたんで、確かそれは全納した方に対して年度末に、10カ月とか11カ月とか払うようなことやったかの説明かとは思ってます。

去年からこうような形で、保護者に負担をかけんように行政の方がやってきてるのに、滞納する事態がもう私は許せませんわ。何回も繰り返しますけども、やはり滞納した方、なかなか払えない方はいる。悪質な方については、いろいろな方法があろうと思います。その方については、やはり行政としての対応はしっかりしていただきたいと思います。

その点について答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤博一議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、滞納するのが当たり前になってはいけない、当然 のことで、納めていただいて当然のことかと思います。

そうした中で滞納の現状を見ますと、件数にして、数件の方で大きな金額となっているのが現状のようです。たくさんの件数があって滞納というよりは、ごく限られた一部の同じような方で重なっているようにも見えます。これについては、給食費だけじゃなくて、税金とかいろいろなところにわたってるかと思いますので、町全体での取り組みの中にこの給食費も入れさせていただいて解消に向けたいと思います。

以上です。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博-議員 いろいろと給食費について述べさせていただきましたけども、やはり税にしても何にしても、今回は給食の滞納について質問させていただきましたけど、 やっぱり給食でも、家庭の方々が、一生懸命働いて、子供たちのために給食代 を払うている家庭が多くあるので、やはりそういう方の思いを酌んで、そういう滞納しておられる方には、そういうようなことも含めて徴収をお願いしたいと存じます。

これからもいろいろと苦労はあると思いますけども、増えることはありませんので、これから減る方向になりますので、来年度の決算書にはがたっと、ごそっと金額が減ってるように期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

前田議長 答弁はよろしいですか。

西澤博一議員 はい。

前田議長 次に、北川和利君の質問を許します。

北川議員 議長。

前田議長 はい、北川さん。

北川議員 それでは質問事項、災害時における要援護者、要配慮者への支援の体制についてということで、町長にお伺いします。

本年6月議会において、同僚議員が一般質問の中で、要援護者、要配慮者に対しての具体的な支援対策について質問をしましたところ、現在、支援に基づく体制を整えているところとの答弁でありました。

そこで、下記の点について再度お尋ねします。

1つ目、その体制はいつ整うのか。

2つ目、要援護者、要配慮者の具体的な支援について。

3つ目、避難指示、避難勧告による避難誘導体制について答弁を求めます。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 北川議員の災害時における要援護者、要配慮者への支援体制についてのご質問にお答えいたします。

1番、体制はいつ整うのかとのご質問ですが、保健福祉課では、避難行動要支援者名簿の作成と更新を随時行っております。名簿は4月と9月に、民生委員さんと区長さん、社会福祉協議会に配付し、災害発生時には名簿をもとに、避難支援、安否確認が迅速に行えるよう、自主防災組織との体制を整えております。

2番、要援護者、要配慮者への具体的な支援については、避難行動要支援者の対象者の方、要介護3から5、障害者手帳1級ないしは2級の方、療育手帳のAの方、高齢者世帯の方は、特に要援護者台帳への登録を勧めております。

台帳に登録してもらうことで、自主防災組織につながる支援ができると考えて おります。

3番、避難指示、避難勧告による避難誘導体制については、災害対策本部が 設置された時点で、医療、要配慮者班が設置され、避難準備情報を伝達、避難 支援、避難誘導、安否確認、避難情報の把握等の業務を行うこととなっており ます。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

3項目挙げましたが、そのうちの3項目めの避難指示、避難勧告の体制ということで質問させていただきましたけども、僕、なぜ、これを質問したかと言いますと、実際、避難指示、避難勧告が出されたときに、高齢者の人が、私ら、一体何でそこへ避難したらええの。確かに行政側としては、各自治会に誘導するようにお願いしてることだと思いますが、自治会によっては、どの世帯にどういう人がいてるとかという報告を受けてない自治会もあります。そういった場合、体の不自由な人、高齢者の人に対して、何が言いたいかというと、どうしてその場所に私らが行ったらええの。誰が迎えにきてくれるのというのが、また、そういう体制のときは、今回の台風のときでもそうです、外が荒れてますわね。荒れてるときに、私ら、僕たちはどうして行ったらいいのというのが、ちょっとお尋ねされました、住民から。そこら辺のときの体制づくりというのは、どういうふうにされているのかお答えください。

保健福祉課長 議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 北川議員の再質問にお答えいたします。名簿につきましては、民生委員さんと各区の区長さんに配らせてもらっております。民生委員さんと区長さんが把握しておられますので、また聞いていただいた方がいいと思いますけれども、区によりましては、区ごとに避難者全員用の要支援者用の名簿を把握しておりまして、各組が全員の各戸に訪問しておられる区もあるんです。そこら辺、区によっては、いろいろ積極的に取り組んでおられるとこもありますし、これはやっぱり地域で取り組んでいただかなければ、行政を頼りにしてもらってたんではちょっと間に合わない部分がございます。やっぱり区で取り組んでいただく、これが一番だと思っております。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 再々質問というよりも、ちょっとお願いをしておきますけども、今後、こういった場合、行政側から、もう少しくどくというかきつくというか、お願いを各団体にしていただいて、一人ひとりにそういうことが言い伝わるように行動というかお願いをしていただきたいと思いますので、今後とも、その面について努力をしていただきたいと思います。回答はよろしいです。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

町長にお尋ねします。灯油等暖房費助成事業についてということで質問します。本年3月議会において、灯油等暖房費に助成事業の復活と継続について質問させていただいたところ、早期に補正予算対応していただきました。平成30年度事業についても継続を期待するものであります。

そこで、助成方法についてお尋ねします。せっかくの事業助成でありますので、現金ではなく町内業者の商品券等々にかえてはどうかと考えますが、その点について答弁を求めます。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 北川議員の灯油等暖房費助成事業についての質問にお答えいたします。

平成30年度の灯油等暖房助成事業につきましては、現時点では支給決定の 段階ではございませんのでご了承ください。また、灯油のみの助成ではないと いうこともご了承願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。灯油については、高齢者とか後期高齢者の方に対しての燃料等々高騰が続いて、そういうことから3月議会にもお願いしましたところ、現金でありますと、全員が全員ではありませんけども、中には、助成をいただいたら自由に使ってもいいというのは、それは1つの方法でありますが、しかし、まず第一の目的は、灯油、燃料の高騰になって、迷惑というか、高齢者の人が二、三年前の助成をしたときのことを思い出して、今年はないのかな、今年はないのかなという僕らも問われたところ、その点について、僕は3月議会も質問したところでございます。

しかし、現金でありますと、ほかのものに使ったりする可能性というか中に はそういう人もいてます。やはり目的を履き違いしたらだめだと思いますので、 いただく人がですよ。だから、それについては、灯油なら灯油、明示をして、 それは何かというと、エアコンにしても電気代とか、これも1つの現金が必要 になってきます。しかし、まず第1点は燃料等々の値上がりということでお願いしたところだと僕は認識しておりますが、その点について、商品券というのをひとつ提案させていただいております。

そういった目的で、今後、そういう考えは持たないのか、もう一度再度お尋ねします。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、暖房手段はエアコン、電気代で支払っておられる方もいらっしゃいます。そういうことで、灯油のみの商品券となるとなかなか難しい面がございます。そういうことから、商品券の発行の方は考えてはおりません。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 再々質問、同じこと聞きますけども、全く考えておりませんか。考える余地 がありませんか。要するに、行政専門用語じゃなしに、もう一度お願いします。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、灯油のみの助成ではございませんので、実施 する見込みはございません。

北川議員 議長。

前田議長 次の質問どうぞ。

北川議員 それでは、町長にお尋ねします。

「ブロック塀等改修促進補助金の創設を」ということで質問させていただきます。本年6月18日に大阪府北部を震源とする大地震が発生し、ブロック塀が倒壊して、高槻市の女児が死亡する痛ましい事故が起きました。ブロック塀は正しく施工されないと耐震性に欠け、倒壊した場合、死傷者が出るなど大変危険であります。また、倒壊すると、避難や救助活動の妨げにもつながり、特に通学路や避難経路などの道路に面するブロック塀の安全確保を必要と考えます。

そこで、個人のブロック塀の安全確保を促すため、ブロック塀の撤去や改修 のための補助金の創設について町の見解を求めます。

地域整備課長議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の「ブロック塀等改修促進補助金の創設を」の質問にお答えします。

6月18日に、大阪府北部を震源とする大地震でブロック塀が倒壊したことによる女児が死亡した痛ましい事件後、国土交通省からブロック塀に関する連絡がたくさん来ております。その中でも、主に通学路にあるブロック塀の点検、公共施設にあるブロック塀の点検、民地にあるブロック塀の点検が中心です。

民地にあるブロック塀については、国土交通省から連絡があり、建築物の既設の塀、ブロック塀や組づくりの塀の安全点検について、すぐにホームページに掲載するとともに、広報7月号に掲載しました。

その後、1件、倒壊する可能性があるのか調査するにはどうすればいいかという問い合わせがあり、ブロック塀診断士を紹介しました。

通学路にあるブロック塀については、この9月21日の通学路安全対策会議の中で確認する予定をしております。

質問の個人のブロック塀の安全確保を促すため、ブロック塀の撤去や改修の ための補助金の創設については、滋賀県が9月補正に、ブロック塀の撤去に対 して補助する補正予算を計上されます。豊郷町も滋賀県に準じたブロック塀の 撤去に対し、補助制度を創設したいと考えています。

滋賀県は、木造住宅耐震改修等事業費補助金要綱に、ブロック塀の撤去に関する事項を追記する予定でありますので、豊郷町も同様に要綱を改正したいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

今、説明があり答弁ありましたが、滋賀県では、今現在時点で、守山市、草 津市、そして湖南市が、今のブロック塀の撤去もしくは新設についての助成を 行ってる所が今の3点の所であります。

私の伺いたいのは、国土交通省のホームページでのやつは、こうやって60センチとかいろんなやつが載っておりますが、うちの町の独自で調査をして、また申し込みがあれば、というのは、潰れかかってるのやなくて、恐らく規定には合ってないやろなというブロック塀だけじゃなしに、木造の塀にしてもしかりだと思います。

やはり、高ければ高いほど崩壊率が高い、そしてまた昔ながらの木造で塀を つくってあるところは、上が瓦に乗ってますわね。道路端、通学路にしても、 そういうとこが倒れかけてるというか、見てても、あ、危ない。これ、いつ倒れるやわからないというようなのが多々あると思います、通学路の中でも。

これは、今はブロック塀だけになってますけども、やはり木造の塀にしても解体費、また新設というか、そういうときに助成ができないものか。というのは、先ほど私が言ったように、1つの例として、守山市では、撤去の場合は工事費用の3分の2、ただし限度額15万円ということで、また改修の場合は同じく3分の2、ただし限度額が25万というのが創設されております。わが町もブロック塀だけじゃなく、そういう高い塀というか土塀とうか塀というか、そういうなんの調査をして、また伺って、直す気はあるかないか、これは強制的には、お金がかかるもんでできないと思ってますけども、そういう促すということはできないもんだろうかと。なおかつ助成、補助をしてやって、そういう制度を設けてもらえたら幸いかと思いますので、その点についての答弁をお願いします。

地域整備課長議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再質問にお答えします。

現在、滋賀県の追記する要綱の中には、鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀とかれんがとか石づくりの塀のみです。おっしゃってるのは四十九院の中山道のとこら辺やと思うんですけども、そこらについては、今の要綱には含まれてはおりません。なので、独自で町で創設する気はないのかという質問だと思うんですけども、ちょっと状況を把握してから、また1回検討していきたいと思います。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 今、課長がおっしゃったように、見ててもいかにも危ないという箇所が何箇所かある。今の言うてる四十九院だけじゃなしに、吉田にしてもしかり、八町の中を通ってもしかりだと思います。やはり各字の中で、そういう木造で塀をつくって、上が瓦、結構あれは重たいもんで、1つこけかけたら将棋倒しみたいにだーっとこけると思います。

だから、そこら辺も検討して、助成をして、また促して、ここ危ないですよと。どういうふうに家の人考えてますかというのは、それは大事なことだと思います。単なる通学路だけじゃなしに、ますます高齢者が増えます。そんな中で、高齢者の増える中で、災害だけじゃなしに、突風とかそんなんで倒れる可能性もあります。だから、そこら辺のとこで、補助金、助成金なり、そういう

制度を設けて、持ち主さんに促して、改修なり撤去なりする方法というのをできんものかということで、補助金、助成金の方、お願いしたいと思いますので、これは町長ひとつお願いします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 北川議員の「ブロック塀等改修促進補助金の創設を」の再々質問にお答えします。

先ほどから課長が述べておりますが、県がこの9月議会で、一応その制度を 創設されます。そういったことの中で、町もしっかりそれに対応していきたい と。ただ、木の場合の状況ですけれども、やはりこちらから、潰しなさいとも 言えませんので、それは持ち主の方が、そういうことがあればどうなのか。そ れと木の場合は、どれくらいの金額になるか、しっかりこれを抑えとかんと、 安易な形で補助も出せませんので、まずブロック塀の場合、一般的に県の方が 制度を決めますので、それは先行させていただいて、今後の課題ということで、 できたら考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしま す。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

「少子高齢化社会に対応した公園の設置を」ということで質問させていただきます。豊郷町にはスポーツ公園をはじめ、児童遊園地など大小さまざまな公園がありますが、時代の変化とともに、町民が公園に求めるニーズや満足度も変化をしてきておると思います。そこでお尋ねします。

今後、少子高齢化が進み、それに対応した公園に変化をする必要があると思います。コミュニティ形成の場としての公園、多様な遊びが可能な公園、安全性が確保されている公園を目指し、下記の点について答弁を求めます。

1つ目、より多くの町民に親しまれる公園づくりの取り組みについて。

2つ目、少子高齢化に伴うこれからの公園の姿についてをお尋ねします。答 弁を求めます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、私の方からは、北川議員の「少子高齢化社会に対応した公園の設置を」について、1番の方だけお答えをさせていただきたいと思います。

現在、本町の公園といたしましては、議員もご承知のとおり、大きなものは

八目の中心市街地公園、高野瀬の高野瀬池公園、また厳密な分類でいうと少し違うのかもわかりませんけれども、豊栄のさとの芝生広場、また豊郷スポーツ公園などがありまして、小さなものですと、各字に点在する児童公園がございます。これらにつきましては、シルバー人材センターや各自治会で掃除や草刈り、遊具の点検など行い、地域の皆様に快適に利用していただけるよう、日々維持をしていただいているところです。

今後も皆様に親しまれるような公園であり続けるよう、適切に管理をしてい ただければというふうに考えております。

以上です。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、北川議員の「少子高齢化社会に対応した公園の設置を」との問い の2番についてお答えいたします。

少子高齢化に伴うこれからの公園の姿についてですが、現在ある公園を高齢者等が安全で安心できる公園に自治会等の協力を得て整備し、地域で高齢者等を見守るという体制づくりが大切であると考えます。よろしくお願いいたします。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 今、2人の答弁はわかりましたけども、僕が言いたいのは、求めてるのは、 わが町では、大小というものの、その大が本当の大なのか、公園でも。やはり 高齢者、また若者たちが子供を連れて、わが町は領土が少ないです。領土は少 ないけれども、その中でも、これが本当の公園だという、僕の感じでは、皆さ んもそう思ってると思いますけど、本当に大きい公園、皆さんが寄って遊んで、 子供たちを中で遊ばせて、外回りを高齢者の人が散歩をして、ゆったりとした 公園というのは1つもありません。

確かに管理というのは難しいと思います。領土の少ない町の中で、いかにどこを確保するかというのも、これも大変なことだと思いますが、今後、これからますます高齢者が増えます。

そんな中で、わが町の医療とかそういう関係では、わが町はものすごく行き届いております。しかし、そういう健康な体づくりの機会とか事務系統はそろっておりますけども、自然を相手にした大きな公園が1つもありません。

隣の大垣とか岐阜の方へ行けば、確かに向こう側の山の方とか、そしてまた うちの3町でいえば、甲良町も山の方に大きな公園もあります。 しかし、わが町は山も谷もありませんけども平たんな中でも、そういう大きな公園がつくれることはできると思っております。確かに管理そのものは難しいと思いますが、やはり今後の長い目で見て、これからの公園というのはもっと大きく、そしてまた中で、高齢者、また子供たちも優遇されるような公園が必要、これからのニーズだと思っておりますけども、そこら辺の検討をされたらいかがかと思いますので答弁願います。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、北川議員の再質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、本町は、非常に面積が狭いですので、新たに公園を整備する土地の確保が非常に難しいということが、実際、現実問題としてございます。また、大きな公園を、例えば、どこかに1つまとめてつくるということは、各集落におられる高齢者がそこまで移動するという距離が長くなるという面もございます。それやったら、各地域に点在してる公園やと歩いて行ける範囲にあったりするというので、どちらが利便性が高いかというところも検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

いろいろ申し上げましたが、今後、町民の皆さんからのニーズが高まってくるようでしたら、検討する必要も出てくるんではないかと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは再々質問。僕は1年、2年後じゃなしに、3年、5年かけてでもいいさかいに、今後、これからますます増える高齢者のために、そういった自然を相手にした公園、そしてまた体づくりをして、僕らも年をとっていきますけども、そういった場合、町外に出ずに、町内の中で、ゆったりした散歩なりできて、せっかくこれだけの医療問題にしてもいろんなことにつけても、うちの町は全部そろっております、施設にしても。ないのは大きい公園がないだけだと思っております。

1年、2年じゃなしに、何年か計画でぜひともやっていただきたいと思いますので、最後に町長にお伺いします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 少子高齢化社会に対応した公園の設置をということで再々質問にお答えい たします。 将来を見据えた公園ということでございますが、誰でも思ってることですけども、大変厳しいというか難しい状況であると思います。ただ、先ほど課長の方の町内にはいろいろな公園がある、公園らしきものもあるという話の中にありましたが、今、利用されてない公園らしきものがあります。それが、できたら利用すれば、また新たな価値を生んでくるんじゃないかなと、こういう思いもしているところです。

最近、これ、質問に対して一生懸命考えました。豊栄のさとの前の芝生広場、5,000平米から6,000平米、あそこに小さい子供たちがたまには来ておられて、犬の散歩もやられておりますけれども、ほとんどあそこでゆったりされることがないということもありますので、すばらしいとこですけど、若干いろいろあって、手直しはしなければならないかもわかりませんけれども、いろんなアイデア出したら、また1つの魅力ある芝生広場から公園になるんではないなと、ちょっと思いついたことですけども、また皆さん方からいろんなご意見をいただいて、できたらそれがどういう形がええのか、またいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

前田議長 次に、西澤清正君の質問を許します。

西澤清正議員議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤清正議員 それでは質問します。町長ならびに各課長に問います。

税及び税外収入の滞納処理について、平成29年度決算で、税及び税外収入 の滞納整理及び不納欠損処理について、以下の点について答弁を求めます。

1つ目、税及び税外収入における各課の滞納整理の具体的な取り組みについて。

2番目に、不納欠損処理の方法及び根拠について。

続きまして、災害発生に備え、河川のしゅんせつを再度問うということで、近年、ゲリラ豪雨や、米原市において発生した竜巻や台風が頻繁に、今までの経験したことのない自然災害が滋賀県で起こり、豊郷町でも、いつ、どんな災害が起こるかわからない状況です。平成30年度3月議会で、みな川のしゅんせつをお願いし、一部分についてはしゅんせつを行いましたが、まだまだできてない部分が多く残っております。隣接区及び近隣町より、みな川のしゅんせつの早期完了を切望する声が多く聞かれます。台風や豪雨等による氾濫しない、水害の抑止のためにも、計画的なしゅんせつを行うべきであると考えます。

防災・減災対策の一環として、町としてどのような計画されているのか答弁 求めます。 以上です。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 西澤清正議員の税及び税外収入の滞納整理についての税の部分についてお答 えいたします。

> まず①の滞納整理の具体的な取り組みについて、税務課では、滞納者に対し、 督促状や未納通知を発送し、その後、催告書や差し押さえ予告書を送付し、応 答のない滞納者については、各機関へ実態調査、預金調査、給与調査などを事 前に行い、納税相談を促します。しかし、再三の催告や差し押さえ予告にも応 対のない滞納者については、地方税法等に基づき、滞納処分を執行しておりま す。

次に②の不納欠損処理の方法についてお答えいたします。

まず、不納欠損処理の根拠についてですが、地方税法ならびに豊郷町財務規 則の規程に基づき不納欠損処分を行っております。

不納欠損処理の方法についてですが、各機関へ実態調査、預金調査等を行い、 差し押さえ債権が見つからない場合や生活困窮状態及び財産、所在等が不明に より徴収困難な場合に限り、滞納処分の執行停止を行います。この場合、執行 停止処分後の3年間の間に差し押さえ債権等が見つからない場合に、不納欠損 を処分することになります。

また、調査等により、資産に係る相続案件等、相続管理人が確定しない場合 や居所不明な場合で徴収困難な場合、5年間経過することにより不納欠損処理 ということになります。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 はい、西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、西澤清正議員の税及び税外収入の滞納処理のご質問のうち、医療保険課において所管しております介護保険料及び後期高齢者医療保険料についてお答えいたします。

滞納整理の具体的な取り組みにつきましてですが、まず納付期限を経過しても納付のない場合には、翌月中旬頃に督促状を送付し、納付勧奨の方を行っております。それでも納付のない場合については、電話、訪問等により納付勧奨の方を実施しており、また年に1回、催告状の方を送付し、滞納総額を滞納者にお知らせするとともに、納付勧奨の方を行っております。

②番の不納欠損処理の方法及び根拠につきましてですが、方法については、

今回の不納欠損については時効によるものとなっております。その時効の根拠 法令につきましては、介護保険料については、介護保険法第200条、後期高 齢者医療保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第160条 となっております。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤清正議員の税及び税外収入の滞納処理についてのご質問にお答えいたします。

まず①の滞納整理の具体的な取り組みについてですけれども、教育委員会では、滞納整理の取り組みとしましては、保育料、給食費、学童保育の保護者負担金というのが上がっております。各債権につきましては、教育委員会事務局では、それぞれの滞納者に対しまして督促状を送って納付を促し、反応がなければ未納通知、催告書、法的措置予告通知というふうに順次関係通知を送る一方で、滞納者本人とも連絡をとるなどして、納付されるように促しているところであります。

この間に、納付相談等で話ができるようになれば、分納による納付対応も可能ですので、その場合は、分納誓約を書いてもらって、経過を見ることとしております。

しかし、滞納者が納付交渉に応じない場合には、保育所、保育料につきましては、強制徴収債権であることから差し押さえによる回収ということも念頭に入れて、預貯金調査等も行っているところです。

次に②の不納欠損処理の方法及び根拠についてですけれども、こちらにつきましては、議員もよくご承知のとおり、債権は公債権と私債権があります。公債権につきましては、保育料は地方自治法第236条第1項及び第2項によりまして、時効の援用がなくても時効が成立をすることになります。給食費と学童保育の保護者負担金につきましては、私債権ですので、民法第173条第3号によりまして、時効の援用によって時効が成立することとなります。

いずれも時効成立後の収納につきましては問題があるかなと考えますので、 適正な会計処理という観点から、不納欠損としての処理の必要なものにつきま しては処理をさせていただくよう、これからの事務を進めていきたいと考えて おりますので、よろしくお願いします。

以上です。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長

それでは、西澤清正議員の税及び税外収入の滞納処理についてのうち、人権 政策課で所管しております住宅新築資金、持家住宅資金ならびに公営改良住宅 の使用料の滞納整理についてお答えいたします。

住宅新築資金と持家住宅貸付金の具体的な取り組みについては、滞納者への滞納通知のほかに分割納付されている方については、再度呼び出しを行い、現在の生活状況などを聞き取る中で、分納額の見直しを行っております。それでも分納されない場合には、弁護士と相談した上で競売手続を進めておりまして、競売が完了いたしましたら、債権の一部が回収できるという形で、今進めております。

また、公営改良住宅使用料の滞納整理につきましては、滞納者への滞納通知のほかに、分割納付されている方についても、再度呼び出しを行った上で、現在の生活状況など聞き取った上、分納額の見直しを行っているところでございます。

連帯保証人への通知などを行う中で、連帯して納付していただくよう話し合いを行っております。

今後の滞納整理については、住宅新築資金と持家住宅貸付金の回収とともに、 公営改良の使用料についても、滞納額の減少に向けて、競売の申し立てや住宅 明け渡しなどの法的処置を含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

上下水道課長 議長。

前田議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、西澤清正議員のご質問にお答えいたします。

水道、下水道の徴収方法としましては、未収金が発生しますと、納付期限後20日以内に督促を発送しております。その後は、催告の発送及び個々の相談による誓約書の締結をもって、民法第147条第1項第3号の規程に基づきます承認行為といった行為により進めております。それでもなお納付されない場合につきましては、水道の給水停止予告、また停止措置というのを行って取り組んでいるところでございます。

そしてまた、2点目の不納欠損処理の方法及び根拠でございますけども、不納欠損処理につきましては、行政実例によります、昭和27年6月12日地自行発第161号の三原市監査委員宛てに出ております行政課長からの回答によりますと、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことをあらわす決算上の取り扱いであることから、時効により消滅した債権、放棄した債権等について

これを行うべきであるといった考え方が示されております。

こういったことから、関係各課と共通はしてくるんですけども、消滅した債権と、また放棄した債権について不納欠損処理を行うといったことになってくると認識しています。

そういったことから、公債権であります下水道使用料につきましては、地方自治法第236条第1項及び同法第2項ならびに地方税法第18条各項の規程に基づく消滅時効となり、私債権であります水道料金につきましては、民法第167条及び同法第145条によります消滅時効をもって、地方自治法第96条第1項第10号の規程に基づく債権放棄を経て不納欠損処理といった手続をとることになります。

以上です。

地域整備課長議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤清正議員の「災害発生に備え、河川のしゅんせつを再度問う」の質問に お答えします。

9月4日、台風21号で、豊郷町、甚大な被害を受けました。翌日、北海道でも大地震が来ております。確かに今の気象状況などは、いつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況であることは理解しております。

みな川のしゅんせつについては、甲良町、愛荘町、豊郷町の3町の連盟で要望活動をしています。みな川クリーン作戦時にも湖東土木に強く要望しております。

30年3月に行われたしゅんせつについて滋賀県に確認したところ、河川愛護事業として深草区が川ざらい事業として整地したということのようです。そこで、それを聞きましたので、滋賀県には、3町は、地元がするのではなく、滋賀県がしゅんせつすることを望んでいることを強く要望しております。

以上です。

西澤清正議員 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤清正議員 今の欠損のことを今回聞きました中で、努力していただいてるとこも、確か に減って96.1となってポイントが上がってるというようなことも努力して いただいてることに対しても敬意を払いたいと思います。

> ただ、今、規程で不納欠損というのをすぐして、これまでの過程をさんざん どうしようもなかったらしゃあないとしても、今、どれでも言うたら、給食費 の言い方悪いが食い得というようなことでは、それではあきません。皆さんに

無理して払うていただいてますので、やっぱり税の公平性、使用料の公平性を 担保してもらわんと、なかなか大変やと思いますが、ひとつこれ努力していた だきたい。それの不納欠損になるまでに、その手を何とか打って、何とかたと え1円でも取れるような皆さんの計画をしていただきたいと思います。

特に、今、住宅のことに関しましても、民間でいきますと、当然滞納したら退去命令も出ますし、町は、そういう意味では緩いのかなと思いますし、ただ、そのために保証人もとっておられると思いますので、その件も踏まえた中で、できるだけ努力してとっていただきたい、大変だと思いますが、その点、皆さんの税の公平性を、何度も言いますが、その点を踏まえてひとつお願いしたいと思いますので、その点もぜひ、どのような方法でやるとかいうのをもう1回回答願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 西澤清正議員の再質問についてお答えいたします。

公営住宅改良住宅の滞納整理についてですが、議員おっしゃいますように、 民間であれば既に退去命令なり出てるところが、町の対応では遅いんじゃない かということでございますが、弁護士の方と相談をしている中で、やはり1年 間、全然納付がない方とか、また全然収入申告がされてない方については、や はり収入申告されないと、最大限の家賃がかかってきますので、そういう方に ついては全然意思がないということで、再度、弁護士に通知を送っていただい て、もう出ていってくださいという形の退去命令、また滞納した分については 支払い命令という形で進めていくしかないのかなという形で、今準備を進めて おるところでございます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 西澤清正議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど、例として給食費の方を言っていただきましたけれども、先ほどの一般質問にあったように、やはりそのまま食べたままでというわけではないと思います。ただ、それぞれのおうちにも、いろんな事情があるかと思いますので、そこのところをしっかり押さえた上で、それでもって、悪質という方についてはそれなりの対応を町としてはするべきだろうと思いますし、事情があっての場合には、そのような法の対応ができるのであれば、そちらの道を進めるということで、そういうことも取り入れながら滞納額の縮減に努めたいと思いますのでよろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 西澤清正議員の再質問の方にお答えさせていただきたいと思います。

未納者の対策につきましては、本年度からではございますが、預貯金調査の 方を実施して、資産状況を確認させていただくことを考えております。介護保 険料、後期高齢者医療保険料とも、時効消滅が2年という短い期間であります ので、できる限り迅速な対応を今年度からさせていただければと思っています。

ただ、介護保険料、後期高齢者医療保険料ということで、65歳の方が当然対象となってきますので、安易な差し押さえによる生活保護の適用等々ありますので、滞納者の資金の状況、生活状況を個別に判断した上で、慎重に実施していきたいというふうに考えております。

まずは、滞納者への個別交渉を重点的に実施して、滞納額の縮減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

西澤清正議員 今お答えていただきましたので、ぜひ、滞納整理にひとつ皆さんのお力を借りたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それで、しゅんせつの方ですが、今回でも台風21号の大変な、今回水は余り降らなかったんですが、川的にはどうもなかったですが、またこれゲリラ豪雨でどうなるかわかりませんので、今回台風でも大変なことが、うちの字でも被害が出ましたんで、瓦が飛んだり。そういうようなことを踏まえた中で、これから、今、特にしゅんせつは、やっぱり何が起こるかわかりませんので、ひとつそれだけぜひ言うていただき、私も、みな川のクリーン作戦参加、今年はなかったので、言う機会がなかったんで、延びたということで、また機会があれば言いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

前田議長 それでは、次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは一般質問をさせていただきます。町長、教育長にお伺いいたします。 地産地消による学校給食を問います。本町では、産業振興課の方では、特産 物協議会の中で、食の一環として、学校給食に地元産の食材を提供していると うたわれておりますが、次の点について答弁を求めたいと思います。

1つ目、食材の提供者は何名か、またどのような方法で提供者を募集したのか。

2つ目、食材の種類は何品目あるのか。

3つ目、現在、地元産食材の使用割合はどれぐらいあるのか。

4つ目、地元食材を使用することに、教育委員会ではどれだけ認識をしているのか。

5つ目、給食メニューは栄養士さんが考えられていると思いますが、食材提供者にどのような方法で、食材が要るということを伝えているのか。

6つ目、職員間、栄養士さんを含む中で、どれだけ話し合いをしておられる のか。

7つ目、今後、どのような方法で地元食材を増やそうと思っているのか、またこれ以上は絶対無理と考えているのか、答弁を求めます。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの村岸議員のご質問にお答えします。

まず1点目の食材の提供者は何名か、またどのような方法で提供者を募集しているのかということでありますが、平成30年度は食材の提供者は6団体です。また募集の方法でありますが、1月に、豊郷町学校給食物資納入業者に登録業者の指名願いの提出を依頼しております。

次、2点目の食材の種類は何品目かでありますが、平成29年度実績は5品目でありました。

3点目、現在、地元産食材の使用割合はどれくらいかでありますが、使用割合は、使用品目中1.87%です。

4番目、地元食材を使用することを教育委員会ではどれくらい認識しているのか。ちょっと申しわけないんですけど、これと6番の職員間、栄養士さんを含め、どれだけ認識しているのかはよく似た質問でありますので一緒に答えさせていただきたいと思います。2カ月に1から2度の献立検討委員会、そして年2回の学校給食委員会において、献立、食材について、教育委員会も入り協議しています。今後、9月には、地元食材を利用したカレー献立を計画しております。

5点目の給食メニューは栄養士さんが考えておられると思うが、食材提供者 にどのような方法で伝えているかでありますが、豊郷特産物振興協議会へ事前 に献立予定表をお渡ししております。

7点目の今後、どのような方法で地元産食材を増やそうと思うのか、また、 これ以上は無理と考えているのかでありますが、一定の規格、品質のものを納 品していただけるのであれば、使用量や品目を増やすことは可能です。とよさ と特産物振興協議会が核になって、食材の安定供給等がかなうのであれば、協議会と連携し、品目や必要量、時期などを相談し、調達したいと考えております。

以上です。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 それでは再質問をいたします。

食材提供者は一応6団体ということをお聞きしましたが、その中で、米の提供者は何名おられるのか。そうした中で、この米の提供を受けるにあたって、品質管理はどのようにされているか。ということは、聞くところによりますと、たまに石がまじっていたという声を聞くわけです。子供たちの方からそういう話を聞きました。それで、その品質管理によりまして、今は、識別選別機とかそういうものがあります。それをかけていれば、恐らく石の混入とか未熟米、そして斑点米、色のついた米とか、そういうようなのは全部除去されて、品質のよいお米が提供できると思いますが、そこまで、恐らく徹底して管理といいますか、そういう米を提供してもらっていないと思います。

それと米の提供者の中には、わしの方には何も連絡ないという声を聞きますが、それはどの程度までの範囲で、そのお米の提供者に連絡をしているのか、 それもお聞きしたいと思います。

それと特産物協議会の中に、地産地消部会があります。その地産地消部会というのは、学校給食にどれだけかかわって地産地消部会というのがあるのか、全然学校給食にはかかわっていないというのか、それもお聞きしたいと思いますし、学校給食において、特産物協議会の者も、献立とか米はこれだけ要るとか野菜はこういうのが欲しいとかいうのを、話し合いの場の中に、提供者の方が入ってしているか、それもお聞きしたいと思います。

それと、豊郷の特産物であります「とよ坊かぼちゃん」の使用頻度が年1回ぐらいで、3キロぐらいしか提供していないという声を聞きましたので、メニューにも、かぼちゃを使うメニューはいろいろあると思いますが、豊郷町の特産物であるそういう材料をもう少し使用していただいた方がいいんじゃないかということで、その話し合いに、学校関係者だけじゃなしに、産業振興課の方の者も入ってすべきではないかと私は考えるんですが、その点についても答弁願いたいと思います。

以上です。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、食材の提供者で、お米の方でありますが、4団体であります。農事組合法人楽農ファーム吉田様、そして農事組合法人アグリ八町様、そして農事組合法人EFI石畑様、そして農事組合法人あめふりのファーム様の4団体であります。

今のお米の方の品質管理については、確かに識別選別機でもってしていただくのがベストかなと思いますけど、現在のところ、品質管理については余り厳しく求めてはおりません。提供していただくのを使用させていただいているという状況であります。今後の課題かなということは承知しました。

あと、他の米の提供者をどのように把握するかということですけど、あくまで私どもの方は受け身的であります。各個人の農業経営者の方に門戸を開いていくというのではなくて、例えば、個人でも、教育委員会の方へ来ていただければ、1月に食材についての提供の申し出の申請がありますので、それをまずしてください。あるいは、とよさと特産物振興協議会がありますので、そちらの方からお願いしますというようなことで返答させていただいてます。

「とよ坊かぼちゃん」の提供をもう少し多くできないかということでありますが、今のところは、大体2回から3回利用しております。ただ、「とよ坊かぼちゃん」については、非常にかたいので、最初の食材を切るときに大変時間がかかるということが、一番大きなネックになっております。大きなかぼちゃはそれほどでもないんだけど、「とよ坊かぼちゃん」というのは、非常においしいのはおいしいんですけれど、調理の段階で時間がかかるということで、2回から3回が限界かなということを現場から聞いております。

先ほどの最後の学校関係者も入ってということですが、私どもとしましては、 一応あくまで献立をつくって、その献立をとよさと特産物振興協議会の方にお 渡しして、提供していただける食材があればお願いしますというスタンスで行 ってますので、ご理解いただければと思います。

今日の一番最初の議員各位の県外研修でもって、非常に先進的な取り組みを されてる所を私も聞きまして、また今後、そういったことも踏まえて考えてい かなければいけない内容であるということを思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えいたします。

特産物振興協議会の地産地消部会とのかかわりについてですけども、特産物振興協議会では、5月の特産物振興協議会の総会の案内のときに、学校給食に出してもらえる野菜はないですかというような調査書を会員の皆様に配付させていただいております。その調査書の回答を、また学校給食の方にお渡しさせてもらいまして、このような食材がこの時期にありますというような調査書を渡させてもらって、このメニューの献立の中でこれが使えるようでしたら、特産物振興協議会の方に、また学校給食の方から、例えば、玉ねぎを何キロ用意できますかというようなことで報告いただきまして、生産者の方と調整させていただきまして、学校給食の方に提供できるようにさせていただいております。そして、「とよ坊かぼちゃん」のメニューの会議の方に私どもも参加してはどうかということなんですけども、メニューについて、もちろん特産物のかぼちゃを何度も利用していただけたらありがたいんですけども、今みたいに事情があるみたいですので、メニューの会議に参加するまでは難しいかなと思うんですけども。

以上です。

村岸議員 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議員 今、課長の答弁ですのやけども、「とよ坊かぼちゃん」だけにこだわってメニューを言ったのではありませんので、産業振興課の方で、食の一環として、学校給食に地元産の食材を提供するということをうたっているんですね。それならそれで、もう少し力を入れて、やはり学校給食に対して、地元食材をどのようにすれば使ってもらえるかということを考えなければいけないし、学校の

方も、それをもっと真剣になって考えていかなければあかんと思います。

それで、学校給食考える中において、私ども議員の方で研修に行きましたところでは、産業振興課とか学校とか農協とかいろんなとこが入って、学校給食を考える会というものを立ち上げてやっておられます。そうすることによって、地元の農家の方も、学校に対する食の考え方も変わってくると思います。それが今の豊郷町では欠けていると思います。もっともっと真剣になって考えていただきたいと思いますし、それと、中学校の方のセンター給食の方につきましても、どれだけ地元の食材がセンターの方に提供されているのか、教育委員会の方では把握してると思われますが、それもまた答弁していただきたいし、もしなければ、どのようにすれば、地元の食材がもっと使用されるようになるのかということも考えていただきたい。

これは産業振興課と学校だけの問題ではないと思います。地元の農家の方を

巻き込んですれば、そのためにも、子供たちは、学校で田んぼもつくっておりますし、幼稚園でもバケツにおいて、稲の生育もしておりますので、やはり幼稚園の子供は農家の家へ行って、バケツを持って土をもらいにいったりしていて、そういうつながりもありますので、そういうことをもっと認識して、子供たちに、農家の人はこういうことをやって、一生懸命野菜等もつくって提供してくれてるんやなという認識も与えるためにも、もっと教育委員会の方はやってほしいと思います。

それと栄養士さんは県からの派遣の栄養士さんと思います。それと各小学校、自校で栄養士さんのつくったメニューで、日栄小は日栄小でつくっておられるし、豊小は豊小でつくっておられると思います。そうした中で、話を聞いたところによりますと、今ではないんですけども、前に、愛里保育園が給食のときに、きゅうりを3本持ってきてくれと直接農家の方に頼まれて持っていったことがあるのやけども、その3本だけを持ってこいという意味がわからなかったということも聞いておりますので、そうしたことがないように、やはり教育委員会なりがもっと徹底してそういうことも管理していただきたいと思いますが、どのようにお考えかお願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教 育 長 村岸議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

彦根市は一体どうなってるんかということでありますが、彦根市の給食センターでは、地産地消の率は22.31%になっております。ちなみに食材ですと、なす、ピーマン、トマト、キャベツ、白菜、ホウレンソウなどであります。非常に多品種目にわたっているという状況であります。

教育委員会としてということでありますが、食育の一環として、あくまで取り組んでいかなければいけないと、こういうように思っています。今年度から、 給食費の無償化になりました。これにあわせて、食育をもう1回見直していく ということで、年度4月当初、各校園長に話しました。

そんな中で、やはり地元の食材を扱って、子供たちがより身近に感じるということは食への関心が高まると、こういうように思っております。ただ、私たちは、子供の命を預かっている食材でもありますので、品質管理を、ハードルを非常に高くしていくと、また難しい部分も出てくるんじゃないかなということを思っていますので、そこのところは、提供者と十分話を詰めながら、今後進めていくことが課題かなということを思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

産業振興課とのかかわりということですけども、まず給食メニューの中から、 作付前に、どの野菜がどれぐらいこの時期に必要かという、生産者の方が取り 組みやすい方法でやっていかないと、今おっしゃられる、なかなか特産の方か らとか生産者の方から給食の方に即出せるというのは難しいかと思うんです。 あと、この収穫できる時期、また出荷できる時期というのが、生産者の中で難 しい面もございますので、その点はまた学校給食のメニューの中で考えていか なければいけないと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

村岸議員 さっき言うたように、食の一環として、産業振興課が上げてるんやから、それについてどう解釈やな。要するに増やそうと思ってるのか、これじゃ無理やと思ってるかというのの答え出てないねん。

どのような方法で地元食材を増やしていくのか、今後はこれは無理やと思う てんのか、そこなんよ。そこ答えてください。

摩業振興課長 特産物振興協議会の総会の場でも、ちょっと学校給食についてお話が出たんですけども、以前に、この地産地消ということで、学校給食への取り組みを進めておられたんですけども、学校給食は、出してもらう野菜の規格とかがやはり厳しい面がありまして、小さいものを出したりすると、調理員さんが調理するのに手間がかかると。やっぱり給食というのも決まった時間に提供しなければいけないとかいうのがあって、小さい玉ねぎとかジャガイモを出すと、規格外やということでお叱りを受ける面もあるということで、もちろん生産者の方が学校給食に提供したいと思っておられる方はたくさんおられるとは思うんですけども、そのような生産の段階でちょっと難しい面もございまして、今現在、余り進んでいない状況でございます。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 申しわけありません。先ほどの教育長の答弁の数字のところで、ちょっと誤解を招くような部分がありましたので、説明させていただきたいと思います。

先ほど、地元の食材を使ってるパーセントをお聞きいただきまして、彦根の 方の給食センターで20%の数字を申しましたけれども、あれは地元食材とい うのは、滋賀県産、この彦根、犬上とかいうことではなくて、滋賀県の物を使 ったバーセント20%ということで、その前の答弁で答えさせていただきまし た1.8%というのは、豊郷の物を使っているパーセントですので、ちょっと単純に比較できません。滋賀県産の物を使っているというのに豊郷も直しましたら、同様の数字が上がってきますので、この点について修正させていただきたいと思います。

村岸議員 豊郷ではないということやね。豊郷の地元のやつがセンターの方にどれだけ 行ってるかということを聞いてるんです。そういうようなことを把握してるの かということ。滋賀県産じゃなしに、豊郷の食材が彦根センターの方にどれだ け行ってるかというやつ、これを把握してるのかどうかというやつです。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の質問にお答えいたします。

湖東定住自立圏の地産地消部会というのがありまして、そちらの方で、彦根 の給食センターに出されている数字は把握させていただいております。

前田議長 もう終わりでよろしいですか。

村岸議員 はい。

前田議長 それでは暫時休憩といたします。再開は5時といたしたいと思います。

(午後4時50分 休憩)

(午後5時00分 再開)

前田議長 議会日程を延会したことにより、現時点で一般質問が残っておりますので、 念のために、会議時間をあらかじめ延長したいと思います。これにご異議あり ませんか。

議員なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって会議時間を延長いたします。 それでは、次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

まず教育長、また町長にも伺います。

「育休中の退園問題を問う」ということで、共働き世帯の相談で、豊郷町は、 出産後、育児休暇をとると、保育園在園児は産後2カ月から6カ月かで退園を しなくてはなりません。これは、新規園児は産後2カ月、また前年度から在園 児に関しては6カ月という退園条件があります。

しかし、この育休中退園は、自治体によって対応がさまざまです。そもそも

国がつくった2015年の子ども子育て支援法の施行規則に、育児休業取得中に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であることという文言の解釈で、各自治体の取り組みの差が出てきているのが実情です。

愛荘町や東近江市などは、年少以上の在園児は1年在園できるとなっています。親が育休をとった場合に、保護者が希望したわけでもなく、子供が在園している保育園を退園させられるこの問題は、子供の発達保障、人格形成権の侵害にあたり、憲法13条に違反します。

また、子供の権利条約や児童福祉法の児童の心身ともに健やかに育成する責任にも反します。

豊郷町で、共働き世帯が安心して子育てができるために改善を求めますが、 町の答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の「育休中退園問題を問う」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、共働きの世帯だけで、家族など、ほかからの子育て支援が受けられないようなご家庭にとっては、特に改善を望まれる切実な問題だと捉えますので、改善に向けて前向きに検討していくこととします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 改善に向けて検討されるということは前向きな方向なんですけれども、実態として、豊郷町、私のこの相談を受けた方は、ほかの市から豊郷に移って、子育て支援があると思って来られたみたいです。そして、夫婦とも正規職員で、それで子供が保育園に空きがなくて、それまでは託児所に預けていたのを4月から預けたという中で、また次の子が生まれるという条件で、退園を迫られているという問題なんですが、このようなケース、豊郷で待機児童、これ、いわゆる隠れ待機の問題なんですけど、今、今年度の4月時点で、この隠れ待機って、28年度で、このケースで保育園を退園された児童というのは何人いたんですか。説明してください。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 申しわけありません。今、このケースで退園された方が、前年度なり、何人 というのはちょっと、申しわけない、今持ってはおりませんけれども、今年度4 月1日の時点での待機児童というのはお二人でした。 0歳と 2歳の方でお一人 ずつという状況でしたけれども、この隠れ待機という部分についてはちょっと 把握ができておりませんので申しわけありません。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 この滋賀民報の9月9日付の待機児童の県下一覧、19市町のがあるんですが、これで2018年4月、今年度の4月で、豊郷町の国定義の待機児童が2名で、隠れ待機児は2名と書かれてるんですが、これはきっと担当者が言ったことだと思うんですよね。だから、前年度で、育休中に退園されて、それで今も自宅で見ておられる方がいるということじゃないかなと私は想定してるんですが、この今回の相談者が、封書で相談を受けたんですけどね、一番言いたいことは、広報とよさとに、5月号に町長のご挨拶が載ってたというんですよ。その中で、その他の施策として、本町は、定住化及び転入促進するための施策として、小中学校の給食費の無償化や児童生徒のいろんな施策をやっていると。でも、そういう中で、豊郷を選んで住みにきたのに、保育園に、働いてるという条件がありながら退園をしなきゃいけないというのは、言うてることとやっ

てることが違うんじゃないかという、非常に抗議の封書だったんです。

住宅ローンも払わなきゃいけないし、そういったことを含めて、そういうことの改善をぜひ町としては考えていってほしいんですが、今は女性も社会に進出すると、安倍政権がそういうことをしきりに言ってますが、そういった男女共同参画社会の中で、子育ても応援していく社会をつくるんですが、こういった共働きの家庭についての施策改善をぜひ進めていってほしいと思いますが、このことについては町長の答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えいたします。

改善するように努力してまいりたいと思います。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 続きまして、教育長にお尋ねいたします。「夏休み学童保育を問う」という題で、夏休み学童保育事業は、専用施設ではなく、両小学校のランチルームで1 日保育をしています。夏休み期間は人数も増え、児童の健康、安全に配慮が特に必要となります。

そこで、昨年の夏休み学童保育と比較して、改善された内容、そして問題点は何だったのか、答弁を求めます。

また、これから学童保育のニーズは増えますが、指導員の常勤化や、また施設の拡充、専用化は避けて通れないと考えますが、町の見解を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員の「夏休み学童保育を問う」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年の夏休みの学童保育と比較して改善がされた点についてですけれ ども、フルタイムとはいきませんが、臨時の指導員として何人かの方に協力し ていただけたことが一番大きな改善点だと思います。

また、連日大変な猛暑でしたので、取り組むメニューの内容を変更するとともに、熱中症指数計を購入して、日々、各時間帯の活動内容や活動時間にも配慮した運営をしたという点につきましても、改善が図られた部分かなと考えております。

問題点ですが、昨年よりは一定改善ができたものの、それでもまだ指導員の確保というものについては困難な状況にあります。このため、学童で使用する部屋を増やしたいとして、事前に学校に協力を要請していましたが、場所を増やした場合に対応するだけの指導員の人員確保ができなかったことから、ランチルームのみでの対応にとどまる結果となったところです。

最後に、今後の進め方について町の見解をということですが、ニーズは高まるものと思いますので、一層質の高い学童保育を目指して取り組んでいきたいと考えております。そのためには指導員をどのようにするか、施設環境をどのようにするか、費用負担などの問題をどう考えていくか、そして保護者の方々の意識はどうなのか、そうした多くの視点から取り組みを検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 このにこにこクラブとひまわりクラブ、夏休み期間中、両小学校で行われましたけれども、今、次長からの答弁でしたが、教育長も含めて教育委員の皆さん、この学童保育の実情、現場に、夏休み中、何回現場を見にいっていただけましたでしょうか。

先ほど、臨時職員の確保ができたという、指導員ね。実情を聞いたら、募集 しても来なかったので、民生委員の方々に有償ボランティア的に学童保育に入 ってもらったということを聞きましたが、教育委員会、また教育長はその責任 者にありますが、現場をどういうふうに、夏休み中何回行って、どういうこと を見てきたのか、ちょっと説明していただけませんか。

教育長 議長。

前田議長 教育長。

教育長 現場の方にどれだけ足を運んだかということでありますが、申しわけありませんが、夏休み、日栄小学校の方には1回だけでした。ちょうど昼寝をしているところでありました。

豊郷小学校の方につきましては、学校へ行ったときに、ドアというか扉からのぞいてるという状況で、教育長室から、日々の外での活動が見えますので、そういった部分で、帽子をかぶっていないことがあったので、帽子をかぶるように、外での活動は必ず帽子をかぶるようにというような指導を、担当者を通じて行いました。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 私も現場を見せてもらって、今年はどうですかという話は聞きましたけど、今年は暑かったから、体育館は暑くて使用できない。外も暑い。そういう中で、ほとんどランチルームで過ごす時間が長かったわけですよね。あの部屋で勉強する、午睡用のマットみたいなのがあるから寝る。そのほかの時間、あの部屋でドッジボールをしたり、けんかしてる子がいっぱいいたりとか、それは騒然とした状況がありました。その民生委員の方々も、これが子供たちの保育環境かということで、非常に劣悪な環境だということをおっしゃる方もいらっしゃいました。そのことを教育長や教育委員会で、ちゃんと実態をもっと把握してほしいんです。町長も含めてですけどね。

施設の改善というのは、この学童保育というのが子供の生きる権利を守っていくという面では当然の事業だから、その辺を、ぜひ学童保育の現場に行ってほしいのと、今、1人だけ嘱託職員が常勤的な形で午前中から来るんですよね。そういう午前中からのいろんな取り組みというのが、学童保育では必要だから、やっぱり1日勤務する常勤体制の職員を、指導員を増やすことが大事だと思いますが、そういった形での今後の取り組みはありませんか。

教育次長 議長。

前田議長 神辺教育次長。

教育次長 今村議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

教育委員会のかかわりということでですが、先ほど教育長申しましたが、教

育長が学校の方に訪問した等のは先ほどの報告のとおりで、教育委員会としま しても、学童保育の運営をどのようにするのかなというのは、今年度、特に力 を入れて検討を願っている部分であります。

ですから、これまでも定例の教育委員会の中で協議等もしていただきました。 そして夏休み前に指導員の募集を、これは今村議員もよくご存じかと思います が、学生のアルバイトさんも含めて、ずっと募集をかけても一向にないという ことから、民生委員さんの会議の方に訪問させていただいてお願いをさせてい ただいて、民生委員が4名、そして教育委員会の中でもお願いをした結果、教 育委員さんもお一人、その中に、学童の方に従事をしていただくことができま した。

それで、実際に、夏休みの間、どういうふうに取り組んでいただいたかなということにつきましても、先の定例の教育委員会の中で、教育委員さんの方からもご報告等もいただきながら、今後、この改善についてどのように考えるのかということを議題に進めているところですので、ご理解いただきたいと思います。

それと嘱託の方が、今1名というんですが、基本的には2名の配置なんですけれども、1名が事情によって、この春に、新年度になってからやめられることがありましたので募集をかけているんですが、そちらの方の補充がまだできないまま、今の時期まで続いてるという状況で、いろんな部分で募集をかけるんですが補えないというのが実情となって困っているというのが現状です。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 次の質問どうぞ。

今村議員 続きまして、「介護保険認定率を減らし、元気老人を増やす取り組みを」ということで町長にお尋ねいたします。

第7期事業計画の介護予防地域支援事業は、町包括支援センターが担ってる と思います。要支援を含めて、自立支援を進めることが、認知症を予防し、健 康な体づくりを維持することにつながりますが、この7期、3年間の町の地域 支援事業の具体的な事業内容と成果目標の答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の「介護保険認定率を減らし、元気老人を増やす取り組みを」についてのご質問にお答えいたします。

地域支援事業の具体的な事業内容及び成果目標につきましては、既に配付し

ております、こちらの豊郷町第7期介護保険事業計画の58ページから65ページを掲載しておりますので、詳細については、そちらをごらんいただければ と思います。

まず、代表的なところといたしましては、介護予防日常生活支援総合事業のうち、介護予防マネジメント事業として、地域包括支援センターにおいて、対象者のケアプランを作成し、要介護状態になることの予防、悪化防止のマネジメントの方を実施します。こちらの目標値につきましては、平成32年度、2020年度で30件と設定しております。

一般介護予防事業の代表的なものといたしましては、介護予防把握事業として、前期高齢者を対象に基本チェックリストの配付を継続実施し、支援の必要な方の把握を行います。こちらの目標値につきましては、2020年度で930名を設定しております。

また、包括的支援事業では、認知症初期集中支援チームによる認知症の方、 あるいは、その疑いのある方やその家族を訪問し相談に応じます。こちらの目標値につきましては、2020年度で対応件数5件と設定しております。

最後になりますが、任意事業では、認知症高齢者見守り事業として、認知症になっても、できるだけ長く住みなれた地域で過ごせるよう、その地域の方々に、認知症の正しい知識を普及、啓発するために、認知症サポーター養成講座の方を実施します。こちらの目標値につきましては、2020年度で延べ参加者数を150人と設定しております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 今回、この質問をいたしましたのは、豊郷町の認定率というのは大体20%、65歳以上の高齢者の人口比から割ると約2割、全国平均は大体18%ぐらいで、うちは認定率が高いんですが、それはそういう認定を受けなきゃいけない人が多いということですが、今、課長がおっしゃった中で、この総合事業として、これから高齢者の認知症が増える。また、自立して家で、居宅で暮らせるためには、介護保険にならない前から、認定受ける前からの取り組みが、その自治体、実際の取り組みで、その差が、認定率が変わっていくというのが全国の例を見ててもわかってきましたので、豊郷町で、先ほど言うてた、認知症高齢者見守り事業とか、包括的、継続的ケアマネジメント事業、こういったのはありますけど、要支援、また要支援にもならない自立の人たち

の高齢者に、豊郷町で、具体的に一般対策として、何をこの間3年間で、今年

は2018年度、一番何をやっていこうと考えてるんですか。この資料を見てる限りではよくわかりません。具体的に説明してください。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今年度の具体的な事業としましては、今年度、もう予算の方は立てておりますので、計画に基づいて今年度の事業執行の方、行いたいと思います。ただし、第7期の計画3年間において、先ほど、今、議員のご指摘にありましたとおり、自立の方をできるだけ増やそうという取り組みが大事ということもありますし、先日、とっと祭りで脳トレーニングゲームの紹介をされている企画展の方がございましたので、こちらの方が、高齢者の皆さんが集まられているような生きがいデイ、隣保館のデイサービス、宅老所、各字公民館の中で活用できるように、来年度以降には、できたら事業の方を実施していきたいなと現時点では考えております。

また、先ほど、委員会報告の中でもありました筋力トレーニングにつきましては、第7期の期間中に、直接うちが執行するのか委託方式になるのかはまだ今のところ現時点では検討中ではあるんですが、筋力トレーニングの方も実施していければなと思っております。

ただ、介護保険の総合事業と介護予防の事業で実施をしますと、当然、それは保険料に反映してきますので、一般施策の高齢者福祉施策の中でできるかどうか、高齢者福祉につきましては、保険福祉課が担当課の方になりますので、担当課の方と歩調を合わせながら、高齢者、元気老人を増やす取り組みの方を、来年度からにはなるんですけども、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 町は、お金がないから事業ができないというようなことを利用者の方に、いるんなところで言う職員がいるみたいですけど、豊郷の高齢者福祉施策として、一般対策で十分に取り組める、隣保館デイや豊栄のさとの生きがいデイ、そういった取り組みや民間活用でも、彦根などは、国系の事業を利用して認知症カフェなんかも取り組んでおられます。そういったことをもっと研究されて事業を、認知症になってから介護給付を受けるんじゃなくて、悪くなる前に、体を維持していけるような高齢者をいかに増やすかという観点で、町長も担当課、

また保健福祉も含めて考えていただきたいと思うんですけれども、そういった 予算措置は、今年度においては考えて、補正でも上げていくことはございませ んか、最後に。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問の方にお答えさせていただきます。

予算措置につきましては、今年度9月議会の方が、もう議案の方を上程しておりますので、12月に予算を設定して、1月、2月、3月と期間が短い間にはなりますので、直接、今年度、事業計画を再度精査いたしまして、今年度中に事業内容で執行できるような事業であれば、今年度中、12月にでも補正で計上させていただいて、事業に取り組んでいければなというふうに考えております。

それで、もし事業実施ができないような判断をさせていただいた場合には、 当然、31年度の当初予算に反映させていく形になるかなと思いますので、ご 理解の方、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 次の質問をどうぞ。

今村議員 続きまして、介護保険第7期事業計画を問う。町長にお尋ねいたします。

第7期の介護サービス利用者数及び利用料の推計に明記されている、地域密着型サービスの中の認知症対応型通所介護給付の3カ年の月利用回数推計が過大な見積もりになっています。この数値を設定した根拠の説明を求めます。

町は、介護保険料を今年4月から、標準月額6,480円に値上げしました。 県下19市町の中で、3番目に高い介護保険料ですが、この値上げは本当に必 要だったのか検証が必要です。

今年度の4月から直近9月まではないと思いますが、直近までの認知症対応型、この地域密着型の認知症対応型通所介護の給付費の月実績、人数、回数、保険給付費の答弁を求めます。

高すぎる介護保険料を引き下げることは多くの町民の願いです。今後、介護 保険料の引き下げを検討すべきと思いますが、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の「介護保険第7期事業計画を問う」についてのご質問 にお答えいたします。 地域密着型サービスのうち、認知症対応型通所介護給付の3カ年の数値の根拠につきましては、計画策定時におきまして、認知症の急速な進行等の相談が寄せられるなどの状況を踏まえ、日中独居対策、介護者のレスパイトを考慮し、毎日デイサービスの利用を見込んだものというふうになっております。

平成30年度の認知症対応型通所介護給付費の実績につきましては、4月審査分が11人、145回、69万3,891円。5月審査分が8人、107回、105万9,012円。6月審査分が14人、168回、171万9,297円。7月審査分が7人、96回、98万3,430円となっております。介護保険料の引き下げにつきましては、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする計画を策定しておりますし、同法第129条第3項において、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み料等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規程による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額ならびに地域支援事業及び保険福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通しならびに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものではならないとされておりますことから、本計画期間中の介護保険料の引き下げについては考えておりません。

なお第7期における介護給付の動向を踏まえ、給付が計画を下回ったことにより、余剰保険料が生じた場合には基金へ積み立てることで、第8期の計画策 定時において保険料に反映することとなりますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 それでは再質問を行います。

第7期のこの計画が認知症対応型通所介護、2018年度、これ、今年度ですよね。この計画数値は、人数が7人平均で203回という形で出ています。4月、5月、6月、7月とすごくばらつきがありますけれども、この203回利用するという計画というのは、やはり実施内容からいって、過大な見積もりではないかと思います。

なぜ、そういうふうに思ったのかといえば、地域密着型で、これは町内の旧 丸善本社の所でできている寿げむ、元気村が運営されていますよね。あそこが、 この対象事業所ですよね。

そこで実績、前年度の実績を見ると、大体週に1人二、三回ですよね、行っ

て。そういう実績の中で、今回は、人数増えなくても回数だけはすごく増えて るのはおかしいなということでお聞きしたときに、回数がかなり増えるという ことをおっしゃったのは事実です。

しかし、それにしても、見積もり的には非常に多いんじゃないですか。これは 6 期の実績から考えたら、ちょっと多すぎる見積もりになっていると思いますが、これに対して、今後もこの目標、ここの計画の目標で、回数、1 カ月 2 0 3 回、そこまではいきませんよね、この 4 カ月、送られてきたレセプトからいくと 7 月までがこの実績ですからね。3 分の 1、4 カ月終わってる実績の中でも、回数的には百ちょっとですよね。多すぎるんじゃないですか。それについてどう思いますか、説明してください。

それから、先ほど、課長は、介護保険料の引き下げは考えていません。 6 期のときの借入金含めて、事業費の推計を合わせて、それぞれの負担、国、県、町、こういった負担とか、交付金の関係でこうなりますということをおっしゃいましたが、午前中にも、私、決算認定で質問いたしましたが、 6 期の借入金、29年度に一般会計から支出したと言いますが、そのお金は、丸々6期で借り入れをされて、27年、28年で町が借り入れをして、その分を町が出した分相殺して、7期に全部押しつけたという形になっていますよね。

だから、すごく豊郷町というのは、高齢者には冷たい町だなというのは、あの財政運営の仕方を見ても非常に感じましたけれども、それでも、午前中の課長の答弁では、実績から比べたら、引き上げじゃなくて引き下げもあったかもしれないようなお話をされてましたよね。

それは、今回の7期の問題で、6,000円が、豊郷は特異なケースで、6期の2年目に、5,200円を800円引き上げて6,000円に、介護保険料を町が条例改正案出して、議会の賛成多数で6,000円に引き上がったんです。でも、実績から考えたら、引き下げることが可能であったならば、本来、町が、今度の12月議会にでも条例改正案を出して、引き下げ条例案を保険料出して、同じことができるんです。そういったことは考えていないのか、これは課長でも町長でもいいですよ。どちらかでも答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

寿げむさんの認知症の対応型の通所介護の回数の件につきましては、当初、 今期、第7期の計画策定につきましては、国の地域包括ケア見える化システム の方で算定したんですが、前年の9月までの給付実績を取り込んだ中で、認知 症対応型通所介護の数値の方が急激に伸びていたというのを踏まえた中で計画 策定の方をしております。

今年度、確かに200回までは恐らく届かないであろうなというのは正直な感想ではあるんですが、現状の給付の方を想定しますと、1年間で1,300万、去年は880万前後、認知症対応型通所介護になっておりますので、ほぼ倍増、倍ではないですけども一.七、八倍にはなりますので、今後、今まで、利用ニーズはあったんですけども、寿げむさんがないことで、認知症対応型通所介護のデイサービスができないという中で利用の方が少なかったものが、今後、給付実績の方につながっていくので、今後は上方に推移していくのかなというふうには現時点で考えております。

保険料の引き下げの件につきましてですが、今年度、先ほども午前中の質疑の中でお答えさせていただいたんですけども、給付実績の方が急激な伸びを示しているというふうにお伝えさせていただいたんですが、今年度入ってから、4月から7月までの審査月の給付実績の方が、これまで月額5,000万を超えたのが過去1回しかなかったんですが、4月から7月まで毎月5,000万を超えているというのが現状です。

今年度の今現時点での推計ですが、計画の中では6億、今年度の計画ですと、標準給付費としては6億901万8,000円が今年度の計画の見込みなんですが、現状の給付動向を踏まえますと、6億4,000万程度の給付の見込みになるのかなと。不足する分につきましては、12月、もう少し給付状況、国の補助金、交付金等と精査した中で、補正予算計上してさせていただくつもりはしているんですが、現状としては給付がかなり伸びているので、認知症対応型通所デイで1,300万、仮に実績があって、計画2,600万円ですので、1,300万円の減が出たところで、居宅なり施設サービスの方が4,000万、5,000万の上乗せになると、その分が当然食われてしまいますので、現時点で保険料を下げてしまうと、恐らく基金の借り入れをしなくては、今期の計画はできないのかなというふうに思っております。

あと第6期で借り入れた分を第7期の方に反映するというのは、国の制度上、 基金を借り入れた場合は、翌の計画で全て財政安定化基金の方の貸付金は返し なさいねという、制度設計上いたし方ないものというふうには考えております。

我々行政としても、保険料を決して上げたいわけではありません。給付実績に基づいて保険料の方を設定しておりますので、保険給付が増えれば、当然上がるというのは自明の理でございますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 今の課長の答弁は、昨年、実績が伸びてきたということで、地域密着型の給付費が増えてきたということを踏まえて7期計画を上げたというふうに言いましたよね。

でも、実績は、私も、情報公開制度で介護給付費と請求額通知書というのを、これは国民健康保険、連合会の方から、毎月こうやって、どれだけかかりましたよというのが送られてきます。それで1年分、認知症の地域密着型通所介護をずっと拾いましたけれども、この実績は6期の計画よりも低かったんですよね。

6期の計画は、回数的には100回を超えると書いてあるけど、この2017年度の実績は、平均でいくと、1年67回、今回、また今百何回、30回ぐらいいくかもしれへんというおっしゃり方でしたけれども、この7期の計画は異常に多くて二百何回という形で、その費用、介護給付費は2,600万、当初、この実績から考えたら3倍近い年間の増額を上げておりますが、これが本来やるべき計画でしょうか。私は、こういうのはすごく町民を欺く事業計画じゃないかと、非常にこれを見たときには憤慨をいたしました。

これを進めて、なおかつ、先ほど、借入金は介護保険法の制度によって、それは7期で返還するのが当たり前という話をされましたけれども、この借り入れは本来やる必要があったのかと、午前中に申し上げましたよね。

28年、29年の繰越金の金額の方が借入金よりも多いんですよ。その上に基金も積み上げたんですよ。これは明らかに、意図的に借り入れをして、その借り入れたお金を7期の高齢者、65歳以上に転嫁する、こういった行政的な意図がなければ、こんなことはしません。そのことをやっぱり、私は午前中も申し上げましたけど、情報はちゃんと議会にも報告する、この策定委員会にも、ちゃんとそういった報告もしながら、皆、審議員の人たちとも話し合いをするならともかく、結果だけ後から出してきて、余ったけれども、これはまた今後のために基金は使いますよみたいな言い方で納得はできません。

このことに対する町としての反省、見解はないんでしょうか。最後にそれを お聞きします。

医療保険課長 議長。

前田議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問の方にお答えいたします。

借入金の方につきましては、1, 1 5 7 万 5, 0 0 0 円借り入れました結果、今、基金の方に積み立てたというふうにおっしゃられましたけども、1, 6 0 0 万円、決算額で基金の方積み立てておりますが、借入金の分に関しましては、一般会計から持ち出しておりますので、1, 1 5 7 万 5, 0 0 0 円を差し引きますと 4 7 0 万円しか基金の方は積めておりませんので、保険料が大幅に余ったというふうな印象は現時点では持っておりません。

認知症対応型通所介護の件数につきましては、国の見える化システムで、今回、算定の方をしておりますので、急激な伸びを示していた部分につきましては、当然あるのかなというふうに考えております。

さっきの話で恐縮なんですが、第8期の計画策定には、これまでの給付実績等々、当然7期の方も、これまでの給付実績踏まえて、計画策定の方はされているのは当然なんですが、第8期につきましても、第7期の、計画策定事業実績に基づいて、計画の方、策定していきたいなというふうに現時点では考えております。

以上です。

今村議員 議長、次いきます。

前田議長 はい、次の質問どうぞ。

今村議員 続きまして、「憲法に沿った生活保護行政を」、町長にお尋ねいたします。

生活保護は、生活困窮者に対して、健康で文化的な最低限度の生活、憲法25 条を保障しながら、生活困窮状態を脱して、自立した生活を取り戻すまで、国 が生活費の不足分を支援する仕組みです。

豊郷町での生活保護受給者は現在何人ですか。そのうち65歳以上の高齢者は何人ですか。低年金で就労ができない高齢者は、これから豊郷町でも増えていくと思われます。県のケースワーカーとともに、保護申請の受理、保護認定の可否決定をしていますが、保護申請者の人権を配慮し、困窮状態の早期解消と自立支援が行政の役割です。

豊郷町で、生存権保障に立った運用にどう配慮しているのかを答弁を求めます。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の「憲法に沿った生活保護行政を」との問いにお答えします。

豊郷町での生活保護受給者は143名で、そのうち65歳以上の高齢者は81名です。保護申請の受理、保護認定の可否については県が行うものであります。申請が受理されてから、預金調査、家族関係等、生活保護に関係する

調査を行います。これについても県の業務であります。

豊郷町で、生存権保障に立った運用にどう配慮してるかとのことですが、相談等があれば、常に県のケースワーカーと連絡をとり、地域の民生委員との協力を得て申請につなげております。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 豊郷町は、町独自じゃなくて、湖東県事務所の管内で、県の福祉事務所で受理、認定をしていくという形をとって、県がやってるのはおっしゃるとおりな

んですけれども、でも、窓口は豊郷町ですよね。私もこの間、生活保護申請にかかわってきて、明らかに、所持金なり、また年金等、高齢者で就労できない、

そういうことが明らかな人の対応について、一般的には申請が上がってか ら14日で決定を本人に行い、また支援の対応を早期に行うのが普通なんです

けれども、今回の相談者の場合は、30日ずっと延長させられて、調査が必要

だったと延長理由を書いておられましたが、その調査も、本人承諾ないままに

居宅に勝手に上がり込む。こういったこともやっておられる中身とか、こうい

うのを一般的に言うと、県のケースワーカーが、今回、水際作戦ではありませ

んとは言わはったけど、そういう受付を諦めさせる方向でいろんなことをやる というふうに思われがちな行動が町の対応では見られたんですけれども、今後、

こういったことは改善されるんでしょうか。

私は、生活保護は生存権を営む権利ですからね。行政が、それを本来は適正 に執行しなくてはいけないところがうやむやにしていく。で、決定を遅らせる、 こんなことはあるまじき行為だと考えています。

この行為をやっている町と県の姿勢は非常に問題ですけれども、町自体もそれに加担してるということでは改善を求めたいと思いますが、いかがですか。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今回の件に関しましては、本人の了解のないまま家に上がり込んだということなんですけれども、その本人のおうちではございません。ちゃんとおうちの方の了解を得ておりますので、ちょっとそこら辺の誤解のないようにお願いいたします。

そして、スムーズに申請は県の方につなげておるんですけれども、今回の場合は、本人さんのどうしたいとかいう考え方が不明であって、また、言われる

ことに一貫性がないことから、町と県の職員が困惑した経緯もありまして、今後はそういうことがないように、そういうことがないのが当たり前なんですけれども、普通はスムーズに県につなげておりますので、ご了承願いたいと思います。

今村議員 議長。

前田議長 はい、今村さん。

今村議員 課長はそういうふうに認識してるんですね。その居宅を、借りていても居宅は、大家さんじゃなくて、居宅に住んでる人の貸家の居室はその人の権利ですよ。それも、以前に1回見てるのに、もう同じとこ何遍見るんやというて、見んといてくれと言うてるのに、本人がいない間にまた上がり込んでる。そんなことが、これは完全な人権侵害ですよ。そんなことが平気で行われた。

また、生活保護受けなくても、もうその居宅で暮らしたらどうですかみたいな、本人の申請と違う方向に持っていこうとする。こういったことが本人の返答をあっちからこっちから、いろんな人からいろんなことを言いながら変えていくようなやり方というのは、本来、申請は、本人が生活保護の申請をしたいということで行政に言ってるわけです。そうしたら、その人の生活保護の申請に対しての行政の仕事というのは、申請に合致するかどうかという問題と含めて、本人の自立更生のために何が必要かと、こういったことも協議する義務があるんですよ。

これは、裁判でいっぱい判例が出てるんです。で、国家賠償請求で行政なり、 国家なり賠償請求して、そういう判例いっぱい出てるんですよ。本人請求して いるにもかかわらず、3年前からしてますと言ってはりましたがな、担当課の 職員も。

そういう人に対して、もうお金、所持金が千何ぼしかあらへんのやというので、社協を呼んで、一応生活資金として2万円を貸し付けるとか、そういうことをやりながら却下していく、そのやり方というのは、その申請者の人権を無視したやり方です。今後、こんなことが起こらないように、私は、そういうことをちゃんと行政職として、ちゃんと関係法令も読んで、職務の的確な遂行をしてほしいと思っています。

その点について、課長、もう一度答弁求めます。

保健福祉課長議長。

前田議長 岩﨑保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再々質問にお答えします。

日常的に申請があった場合には、スムーズに申請をつなげるように努力はし

ているつもりです。今回の場合は、先ほども言いましたけれども、本人さんの 意向がはっきりしなかったという今までの流れがありましたので、そこら辺も 理解をしていきたいと思います。今後、そういうことがないように進めていき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

前田議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は皆様に配付しました日程表により審議されるよう、 よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後5時53分 散会)